

327
250

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



~~3x96~~
3x95

産業組合中央會編



第五次第
表彰
産業組合

全

大正
3. 4. 27
丙交

東京 産業組合中央會

例言

- 一、本書ハ各府縣ノ申告ニ基ツキ本會調査委員ノ詮衡
ヲ經第九回全國産業組合大會ニ於テ表彰シタル三
十二組合ノ事績ヲ調査輯録シタルモノナリ
- 一、本書ハ此等組合ノ理事者ガ組合經營ノ爲メニセル
苦心經營ノ狀況及其ノ効果ヲ詳細ニ記述シタルヲ
以テ組合研究者實地經營者ニ對シ絶好ノ參考資料
タルベキハ本會ノ信ジテ疑ハザル所ナリ
- 一、本會ハ既ニ第一次第二次及第三次第四次表彰組合
ヲ發行セリ本書ヲ讀ム者亦之ヲ參照セララルルノ要
アルベシ

大正三年四月二十日

産業組合中央會

第五次表彰産業組合目次

京都府	保證責任上夜久野信用購買販賣組合	一頁
大阪府	無限責任長瀬信用購買販賣生産組合	七
長崎縣	無限責任神代村信用購買販賣組合	一三
同	無限責任古部村信用購買販賣組合	二〇
埼玉縣	有限責任中瀬信用購買販賣生産組合	二五
同	有限責任山田村信用購買組合	三二
茨城縣	無限責任長竿信用生産組合	三九
栃木縣	有限責任上三川信用購買販賣組合	四七
同	有限責任傘松信用購買販賣組合	五五
三重縣	無限責任玉瀧信用購買販賣組合	六三
同	有限責任下ノ川信用販賣購買組合	七五
静岡縣	有限責任吉永信用組合	九三
同	有限責任三川 ^{ミツカハ} 信用組合	一〇一
山梨縣	無限責任大石購買販賣組合	一〇八
滋賀縣	無限責任土山信用販賣購買組合	一一四

露光量違いの為重複撮影



大阪府長瀬組合長

増田 鐵藏君



京都府上夜久野組合長 村田 文三君



長合組部古縣崎長
君一秀田平



埼玉縣山田村組合長 戸田 藏吉君



埼玉縣中瀬組合理事 河田 十郎三君

岐阜縣	無限責任鶴沼第一信用購買組合	一二七
長野縣	無限責任 柵 ^{シガラ} 信用購買販賣生產組合	一三二
宮城縣	無限責任田林信用購買組合	一三九
福島縣	無限責任大川原信用組合	一五〇
岩手縣	無限責任小山田村信用購買販賣組合	一五九
福井縣	無限責任千福信用購買生產組合	一六八
富山縣	有限責任鷹栖村共同販賣購買組合	一八四
島根縣	戰捷紀念無限責任忌部信用組合	一八八
同	無限責任古志村信用組合	一九四
廣島縣	無限責任吉川信用購買販賣生產組合	二〇一
同	廣島縣無限責任赤坂信用購買販賣組合	二〇八
山口縣	有限責任柳井町信用購買組合	二一三
愛媛縣	有限責任余土村信用購買販賣生產組合	二二一
高知縣	無限責任橫島信用組合	二二三
福岡縣	無限責任小野信用購買組合	二四〇
同	無限責任西牟田信用購買組合	二四七
佐賀縣	無限責任三瀬信用購買販賣生產組合	二五四

露光量違いの為重複撮影



大阪府長瀬組合長

増田 鐵 藏 君



京都府上夜久野組合長 村田 文 三 君



埼玉縣山田村組合長 戸 田 藏 吉 君



埼玉縣中瀬組合理事 河田 十 郎 三 君

長合組部古縣崎長
君 一 秀 田 平

岐 阜 縣	無限責任鶴沼第一信用購買組合	一二七
長 野 縣	無限責任 柵 ^{シガラ} 信用購買販賣生産組合	一三二
宮 城 縣	無限責任田林信用購買組合	一三九
福 島 縣	無限責任大川原信用組合	一五〇
岩 手 縣	有限責任小山田村信用購買販賣組合	一五九
福 井 縣	無限責任千福信用購買生産組合	一六八
富 山 縣	有限責任鷹栖村共同販賣購買組合	一八四
島 根 縣	戰捷紀念無限責任忌部信用組合	一八八
同	無限責任古志村信用組合	一九四
廣 島 縣	無限責任吉川信用購買販賣生産組合	二〇一
同	廣島縣無限責任赤坂信用購買販賣組合	二〇八
山 口 縣	有限責任柳井町信用購買組合	二一三
愛 媛 縣	有限責任余土村信用購買販賣生産組合	二二一
高 知 縣	無限責任横島信用組合	二二三
福 岡 縣	無限責任小野信用購買組合	二四〇
同	無限責任西牟田信用購買組合	二四七
佐 賀 縣	無限責任三瀬信用購買販賣生産組合	二五四

静岡縣三川組合長 西尾寛君



静岡縣吉永組合長 渡邊眞幸君



岐阜縣鷺沼組合長 瀧田由太郎君



滋賀縣土山組合長 藤丸定次郎君



山梨縣大石組合長 堀内良作君

栃木縣上三川組合長 故生沼權一郎君



茨城縣長竿組合長 長竿繁君



三重縣下之川組合長 小野耕一郎君



三重縣玉瀨組合長 木津慶次郎君



栃木縣余松組合長 井上平五郎君

島根縣忌部組合長 桑垣豐市君



富山縣鷹栖組合長 四谷儀平君



宮城縣田林組合長 佐藤喜助君



長野縣榑組合長 碓水慶重君



山口縣柳井町組合長 青木榮太郎君



廣島縣吉川組合長 壽彦君



福井縣千福組合長 田中甚兵衛君



岩手縣小山田組合長 大川原勝太郎君



島根縣志村組合長 小笹惣太郎君

福島縣大川原組合長 渡邊貞綱君

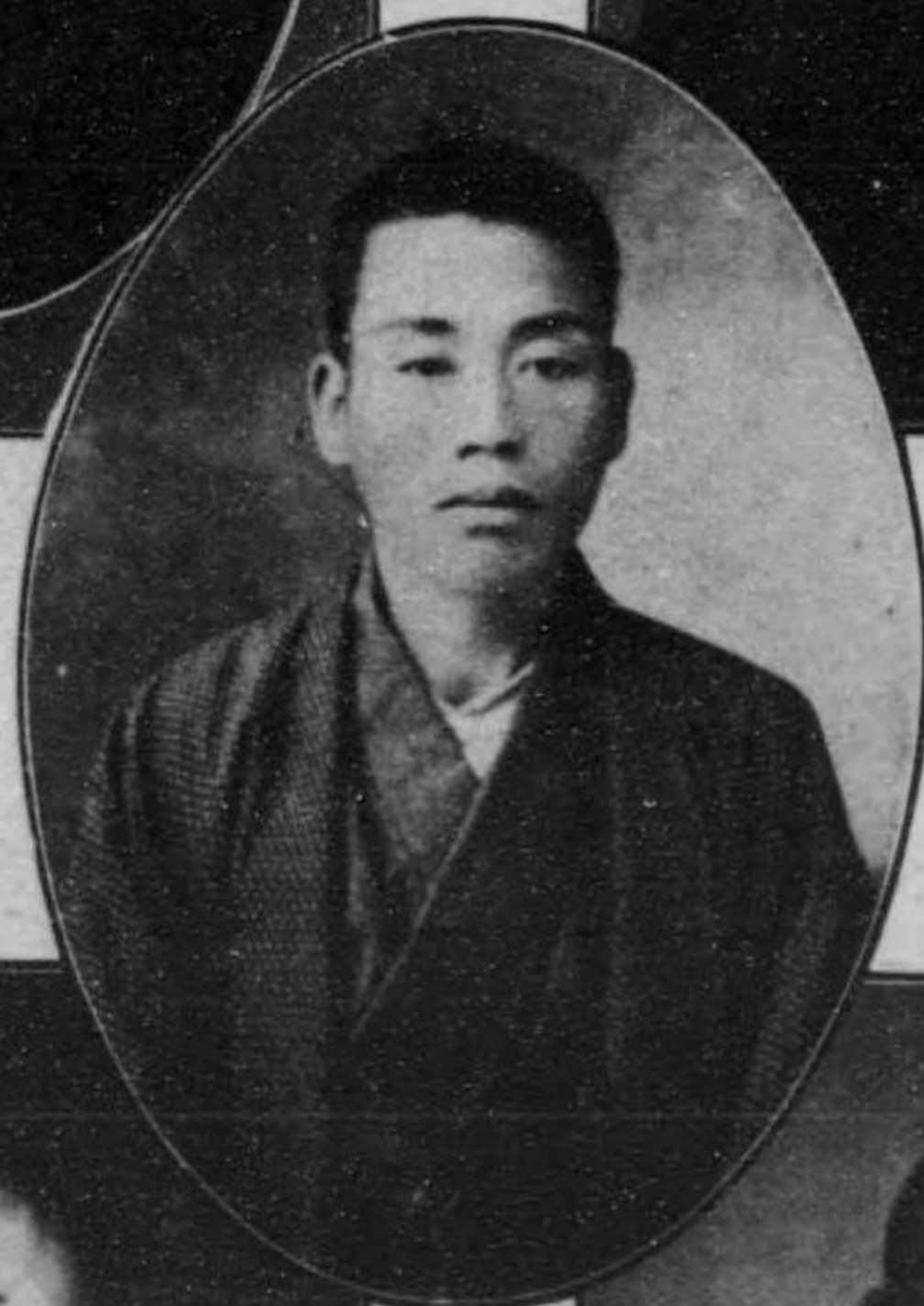
愛媛縣余土組合長 鶴木房五郎君



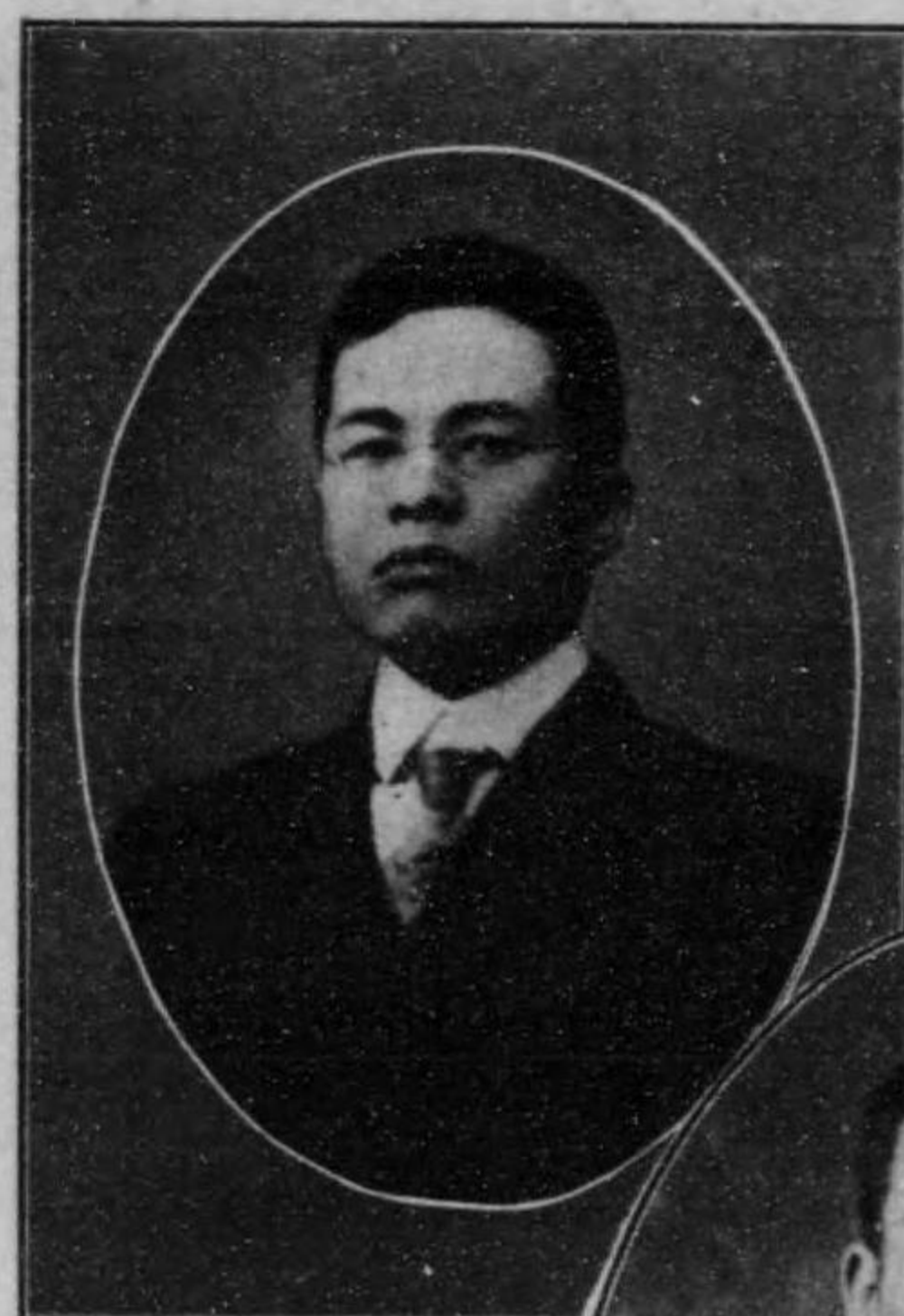
福岡縣西牟田組合長 深堀倉治君



福岡縣小野組合長 松崎磯五郎君



高知縣橫島組合長 山崎正臣君



佐賀縣三瀬組合長 徳久昌君



第五次表彰産業組合

保證責任上夜久野信用購買販賣組合

京都府天田郡上夜久野村字直見
明治四十年八月九日設立

組合の區域 本組合は京都府天田郡上夜久野全村を區域とし、其の總戸數六百四十四戸の内五百七十四の組合員を有す。上夜久野村は天田郡の西北隅に位し、東西北の三面は兵庫縣に界し、山岳殆んど四面を圍繞し、其一角更に山脈となりて村の中央に出で二箇の溪谷を爲す。山脈の終る處稍廣き平坦地を爲せるも、他は山谷急峻の爲め土地概ね良好ならず、固より山間僻地の事なれば、交通不便に苦しむこと久しく、明治三十年に至りて天田郡役所々在地との間に車道の開通を見たるのみなりき。超へて明治四十三年山陰鐵道の開通するに當り、村の一隅に上夜久野驛を設置せられ、俄かに四通八達の便を得又曩日の嘆なし。村民の多數は農を以て業とし僅かに商工業を兼營する者あるのみ、農業を營む者は米麥作を主とし、其他多少の養蠶を兼ね秋冬に至りては木炭製造の副業を爲す。田反別二百五十八町歩、畑

京都府 保證責任上夜久野信用購買販賣組合

愛媛縣余土組合長 鶴木房五郎君



福岡縣西牟田組合長 深堀倉治君



福岡縣小野組長 松崎磯五郎君



高知縣橫島組合長 山崎正臣君

佐賀縣三瀬組合長 徳久昌君



第五次表彰産業組合

保證責任上夜久野信用購買販賣組合

京都府天田郡上夜久野村字直見
明治四十年八月九日設立

組合の區域 本組合は京都府天田郡上夜久野全村を區域とし、其の總戸數六百四十四戸の内五百七十四の組合員を有す。上夜久野村は天田郡の西北隅に位し、東西北の三面は兵庫縣に界し、山岳殆んど四面を圍繞し、其一角更に山脈となりて村の中央に出で二箇の溪谷を爲す。山脈の終る處稍廣き平坦地を爲せるも、他は山谷急峻の爲め土地概ね良好ならず、固より山間僻地の事なれば、交通不便に苦しむこと久しく、明治三十年に至りて天田郡役所々在地との間に車道の開通を見たるのみなりき。超へて明治四十三年山陰鐵道の開通するに當り、村の一隅に上夜久野驛を設置せられ、俄かに四通八達の便を得又曩日の嘆なし。村民の多數は農を以て業とし僅かに商工業を兼營する者あるのみ、農業を營む者は米麥作を主とし、其他多少の養蠶を兼ね秋冬に至りては木炭製造の副業を爲す。田反別二百五十八町歩、畑

京都府 保證責任上夜久野信用購買販賣組合

反別九十八町歩、山林反別六百六十三町歩の上に人口三千五百を養ふ。

従來交通頗る不便なりし爲め産業委微して甚だ振はず、殊に林産物の如き原料品にありては、殆んど價値を認められざるもの少なからざりき、殊に村民は數萬の負債を有して金融の途杜塞し、金利は益昇騰して一時は年二割にも上りたることあり、遺憾ながら各種の方面に向つて産業の振興を計る能はざりき。これ明治三十六年前後の状態なりとす。

組合設立 本組合は明治四十年八月の設立にして、其當時は大字平野を以て區域とし、無限責任平野信用購買組合と稱したりしが、明治四十二年八月に至り區域を全村に擴め、名稱を現今の如く改めたるものなり。

平野組合設立當時の大字平野は、明治維新の當時は經濟稍々豊なりしが、其後土地の素封家と稱せらるゝ者二三の破産ありしが爲め、耕地の約三分の一は他村の所有となり、山林は殆んど不毛の地と化し、村民は情氣を生じ地方の減耗甚だしかりき。此時に至りて有志者相謀りて之が恢復を企て、各種の事情を調査して、大字平野を區域とし一の信用購買組合を設立したり。當時上夜久野村役場に於ても亦村勢の調査の結果村是を確立し(一)教育の統一普及を謀ること(二)産業組合の發達を期すること(三)部落有財産の統一を謀ることを以て綱領となし、村長居相彌吉氏は熱心に其の遂行に努め、有志亦之を贊助し、産業組合に就ては即ち已に設立せられたる平野組合の區域を改めて一村區域とし、其の名稱を變

更して保證責任上夜久野信用購買組合となしたり。

發達狀況 最初平野組合設立當時は一大字を區域となせる小組合なりしを以て、當時の組合長居相勝治氏宅に事務所を置き、専ら同氏に依りて經營せられたりしが、第三年度に至り區域擴張の結果、組合員數も俄に激増して五百餘名となりたるを以て、事務所を村の中央部に設け、書記一名を置き、村長を以て組合長に推し、前組合長居相勝治氏専務理事として大に組合事業の進歩を圖れり、各年事業發達の狀況は別表に示すが如し。

▲貸付 貸付は定期、年賦の二種となす。定期償還貸付は二ケ年以内の期限を以てし、利率は日歩三錢三厘にして、年賦償還は五ケ年十回の割賦償還を爲さしむるものにして、年九分の利率とす。而して借入を爲さんとする組合員は、借入請求書を以て其の大字の評議員の承認を求め之を組合に差出す、然るときは理事は其の用途及金額に付きて調査し、無擔保無保證を以て貸付を行ふ。

▲貯金 貯金は通常貯金、特別貯金、義務貯金の三種とす。通常貯金は零碎の貯金を勸むるを以て目的とするものにして利率を年五分とし、組合員十名内外を以て一團として貯金組合を作らしめ、各自輪番に集金し各字評議員の手を経て之を組合に貯金するものなり。特別貯金は普通銀行の當座預金制度に則り、利率月六厘、一口預け入れ五圓以上とし、隨時拂戻しを爲すものにして、専ら組合員の所持する遊金を吸集し、組合資金の充實を圖ると共に組合員の浪費を防がんことを期するものなり。又義務貯

金は、組合の貸付金に對し收納する利子の約一割を附加徴收して之を納めたる組合員の貯金通帳に記入し、又は組合員の特別配當金を義務的に貯蓄せしむるものにして、其の拂戻に對して制限を加へ、備荒貯蓄の目的に充てんとするものなり。

▲購買 購買部に於て現今取扱ふ品種は約七十種にして、悉く組合の直接取扱とし、店舗を設け組合員をして現金購買を爲さしむ。仕入に付ては理事に於て物品及其の需要數量を豫定し、京阪の卸商人と特約し、品質佳良にして價格低廉なる物品の仕入に注意し、常に組合員の満足の聲を聞けり。

▲販賣 販賣事業は大正元年度より開始し、日尙淺く木炭及鞋を京都へ向け、桑接穂を何鹿郡方面へ向けて販賣せるのみなれども、將來此の事業に俟つもの少なからざる有様なり。

組合と上夜久野村 上夜久野村は元直見村板生村平野村の三村に分れたりしが、町村制實施の當時此三村合併して今日の村を爲せしものなり、されば其後と雖も各字分立の遺風永く存し、時々村治上に惡影響を及ばせしことあり、然れども組合設立後は毎年一回若くは數回の組合總會に村民一場に集り、親しく談合するの機會を生じ、爲めに村民の意思相疎通し、不知の間に自然共同の精神、公共的精神を涵養し、村治に與ふる利益甚だ少なからざるを見る。又組合は、村農會、蠶絲業組合、報德會、青年會婦人會等と相提携して、村民の智徳啓發に力を注ぎ、組合員訓育の爲めには屢々印刷物を配布し、常に組合の狀況を一般に知悉せしめ、尙毎年一回理事は各字に出張して組合に關する講演を爲し、組合の精

神普及を圖りつゝあり。

故居相彌吉氏の功勞 故居相彌吉氏は、本組合設立の當初より特に熱誠を以て盡す所あり、當時上夜久野村長の職に在りて、村内産業の振興と産業組合との關係を深く研究し、四十二年八月分立せんとする村内の組合を統一し、推されて組合長となり、他の役員と協力し日夜其の發達に焦慮し、遂に現今の如く組合の發達を見るに至りたり、之れ氏の功勞多きに居るものといふべし。不幸にして天歳を假さず、大正元年初秋遂に黃泉の人となる、惜しみても尙ほ餘りありといふべし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二一年
組合員數	九一	五四五	五四九	五四一	五七四	五七七
固有資金						
拂込濟出資金	一,二四六	三,四九〇	五,七二九	八,一三七	九,六四二	一〇,九一五
準備金	五	一七〇	二〇七	四三〇	七九七	一,二三八
特別積立金	一	九	一一	三二	五六	八四
合計	一,二五二	三,六六九	五,九四七	八,五九九	一〇,四九五	一二,二三七

貸付		借方	
貸付	五、二二八	出資金	一、二、一〇、〇〇〇
償還	二、五二五	通常貯金	四、八五九、二六八
年度末	三、六二五	特別貯金	七、八二四、五八〇
受入	二、二四七		
貯金拂戻	四三〇		
年度末	二、四三七		
販賣額	—		
購買額	一、七七五		
剩餘金	七七		
年賦償還貸付金	三、九七〇、〇〇〇		
拂込未済出資金	二、九四、三五四		
定期貸付金	二四、六七四、〇二〇		
年賦償還貸付金	三、九七〇、〇〇〇		

備考 大正二年度購買高中一萬一圓は産業用品にして、八百五十八圓は生計用品なり。

貸借対照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
購買品残高	一、八五九、六一〇	義務貯金	一、三九四、〇三八
販賣品残高	二九三、〇六〇	借入金	一〇、三六四、八六〇
備品	三二四、三四〇	未拂利子	八七六、一八一
販賣代未収入金	一一〇、六八〇	未拂購買品代金	四六、四五五
現金	八、〇三一、九一二	準備金	一、二三八、〇九〇
特別積立金	—	特別積立金	八四、〇三七
剩餘金	—	剩餘金	一、六六〇、四六七
合計	三九、五五七、九七六	合計	三九、五五七、九七六

無限責任長瀬信用購買販賣生産組合

大阪府中河内郡長瀬村大字北蛇草三九三
 明治三十六年四月二十七日設立

長瀬村 本組合の區域とせる大阪府中河内郡長瀬村は、河内國の中央部より稍西に偏し、大阪市玉造驛を東南に距る約五十町、關西線平野驛を降りて東北約二十五町の所に在る一農村なり。村の東方に長

大阪府 無限責任長瀬信用購買販賣生産組合

瀬川の流れあり、(舊大和川にして築留樋水利組合要水路なるも夏期五六日降雨なければ潤る)地勢は東南に高く西北に低く、水利甚だ便ならず、旱害を被ること屢々なり。

本村に七大字あり、總戸數七百十六、人口四千餘、耕地反別一毛作田二百餘町歩、二毛作田七十餘町歩、畑地五十餘町歩にして、主産物たる米は年々五千石内外を産す、而して二毛作田及畑地は古來綿花を栽培して其の利益少なからざりしが、外綿の爲めに壓倒せられ、殆んど全滅の悲境に陥り、乾田は辛うじて井水を灌ぎて米作を爲し、畑地は専ら蔬菜の栽培に移れり。

家内工業としては雲齋用及魚網用燃糸、麻紐、苧の製造、洋傘柄、洋杖、刷子、下駄表等の製造業ありて、一ヶ年産額約三十五萬圓に達す。試に本村民の職業別割合を見れば、農專業三分、工專業二分、農工兼業三分、商業一分、雜業一分の状態に在り。

十數年前の長瀬村 本村には農に工に相當の産業ありて、村民の經濟状態も自然良好ならざるを得ざる状態に在れども事實はこれに反し、更に經濟の向上を見ず、固より其原因は多々あるべしと雖も、主として農家の子弟が祖先の業を繼ぎて農耕に従事するを喜ばず、上記の工業に従事し、職工的生活を送らんことを望むに基因するもの、如し、畢竟勞苦を厭ふの惡風を醸成し、目前の僅かなる勞銀を得て、得れば直に散じ亦永遠の計なきに職由せずんばあらず、剩へ都市の浮華なる風潮は素朴なる農村の青年子弟を軟化し、彼等をして祖先の餘德を浪費せしむ。其の窮極する處外形美にして内甚荒むの有様とな

り、頼母子講の濫設を誘起し、遂に高利貸の食飼となる、此有様を見つゝも猶ほ農家の子弟は覺醒せず、彼の粒々辛苦、嚴寒尙額に汗して耕やし、勤儉着實に其の業に勉勵する者の如きは、實に曉星の寥々たるに等しかりき。これ今より十數年前の長瀬村の状態なりとす。

組合設立 上述の如く村勢日に非なるに當りて、徒らに田園に戻れ、農耕の苦を忍ぶべしと叫ぶは恐らく之を強ゆる者當を得ざるなり。勤勞固より經濟向上の基礎を爲すと雖も、勤勉の効果勞苦の効果を以て充分發揚せしむるにあらずんば其得る所甚だ乏しきなり、茲に於てか産業組合の必要起る。本村の有志者夙に茲に留意し、明治三十六年四月、八十三名の同志を得て無限責任長瀬信用組合を設立し、事務所を大字北蛇草に設け、同年六月一日組合事業を開始したり。

其後の狀況 組合思想の未だ一般に普及せざる當初に於て、我利々々者流の爲めに誹謗讒誣を受けたる組合經營者は、熱心と勇氣を以て事業の經營に當り、毎月一、六の日を以て事務日となし、貯金並に貸付の事務を取扱ひたり。

本村に於ては所謂貯蓄能力に乏しからず、又先天的に貯蓄思想乏しきにあらず、されば三十八年貯金函を配布して貯金の便宜を得せしめたるに大に組合員の歡迎を受け、貯金額著しく増加したり。

組合設立當時より其の事に執掌したる組合長増田鐵藏氏は、三十九年村長に推選せられたるを以て組合事務所を同村役場の一角に置き、毎日役場事務時間外に於て執務せり。かくて組合事務は益繁多を加

へ來りたるを以て、四十一年増田組合長は村長の職を辭し、専ら組合經營の任に當り、爾來事業一段の發展を見るに至れり。

▲貯 金 本組合は最も貯金獎勵に留意し、四十三年七月更に約束貯金として毎月五十錢宛五ヶ年間に金三十圓を拂込み、満了後据置き、大正六年三月一日を以て各々十圓の利息を付し、元利四十圓を一時に拂戻すの方法を設けたるに、案外加入者多く、三百五十六口の應募者あり、爾來毎月遅滞なく拂込み居れり。又大正元年八月指定貯金として毎月一口金一圓づゝ拂込み、五ヶ年半満了元利七十圓、十ヶ年満了元利百六十五圓、十五ヶ年満了元利三百圓の拂戻しとし、教育、結婚、養老等各其の用途指定の貯金を設け、目下勸誘中に屬す。

貯金の利率は普通年四分八厘、定期日歩一錢七厘なり。

▲貸 付 貸付金は多く肥料購入、土地購入、商業資金等に用ひらるゝも、從來借金秘密の慣習ありて、組合資金の利用を嫌ふ向ありしが、近來は是等の弊風改まり、大に組合資金を利用するに至れり。利率は年八分四厘より同一割二分の間にして月利を以て計算し、一ヶ月に満たざる端數は日歩を以て計算す。

大正二年一月、組合十週年に達したるを以て、更に其事業を擴張し、購買販賣生産の事業を兼營することゝなし、事務所及倉庫を新築し、其の事業に着手せり。

各年事業發達の狀況は左表に示す如くにして、資金運轉の狀況、組合員の産業狀況順境に在り、抑も當組合の今日あるに至らしめたるは、組合長増田鐵藏氏の誠心誠意其の事に盡したる結果と云ふも過言にあらざるべし。曾て、組合より其の勞に酬へん爲め、増田組合長に對し數十金を贈りたることあり、氏は感喜して之を受け、直に蓄音機を購入し、組合員慰籍の用に供せりといふ。當組合の核亦此人にあらずや。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	一六二	一八〇	二三四	二四五	二九三	三七九
固有資金						
拂込濟出資金	一、七〇四 ^円	一、九五六 ^円	二、三七〇 ^円	二、七一七 ^円	三、〇九一 ^円	三、六五八 ^円
準備金	一八六	二五五	三六七	四六九	六四二	八七四
特別積立金	五四	七二	一三六	一六〇	二七九	三三九
合 計	一、九四四	二、二八三	二、八七三	三、三四六	四、〇一二	四、八七一
事業						
貸 付	二、六五五	一〇、九〇〇	一六、二五一	一五、一八五	二二、八七五	二〇、七八六

大阪府 無限責任長瀬信用購買販賣生産組合

貸付	債還	二、七二五	五、八八四	一、二、六八六	九、九六二	一六、九〇八	一九、〇八八
年度末	三、三三九	八、三五五	一一、九三〇	一七、一四三	二四、〇九〇	二五、七八八	
受入	一一、九七四	一六、四一八	二五、三六四	三六、〇四三	四七、七二一	四六、〇九九	
貯金拂戻	一四、一八三	一三、一八一	一七、二六六	二九、五〇二	四一、七四四	四五、二八二	
年度末	四、一三四	七、三七二	一五、四六九	二二、〇一〇	二七、九八七	二八、八〇四	
購買額	—	—	—	—	—	—	一、三三六
剩餘金	一七二	三〇三	二九三	四八七	六五七	二七〇	

備考 大正二年度に至りて剩餘金減少したるは購買事業を兼營したる初年にして經費嵩みたるに依る。

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方	借方
拂込未済出資金	出資金
一、三二一・六二〇	四、九八〇・〇〇〇
貸付金	貯金
二五、七八八・〇六〇	二八、八〇四・一〇八
預ケ金	豫約者貯金
一、三五〇・四七二	四・〇二五
土地	借入金
八七三・三三〇	四、四〇一・八五〇
證券	準備金
一、八一〇・〇〇〇	八七四・六二三

建物	三、三六四・八八四	特別積立金	三二二・三三九
什器	四八七・五七〇	本年度剩餘金	二七〇・八八三
掛賣代金	四四八・四〇五		
購買品	一、二〇八・三六一		
未收入利息	四五・三〇八		
現金	二、九五九・八一八		
合計	三九、六五七・八二八	合計	三九、六五七・八二八

無限責任神代村信用購買販賣組合

長崎縣南高來郡神代村一七七
 明治四十一年二月十二日設立

神代村 神代村は、長崎縣南高來郡の北部に位し、東西は土里村、西郷村に接し、南には温泉岳崎立し、北は有明海に面す。縣道は村の北端を東西に走り、島原鐵道神代町驛は村の北端に在り、島原警察

長崎縣 無限責任神代村信用購買販賣組合

署神代分署、島原區裁判所神代出張所及郵便局、電信局等ありて、交通通信の機關備れり。

本村は田二百四十九町歩、畑二百九十町歩、戸數五百八十二戸、人口四百八十七人あり、楠高、山ノ上、東里、西里、上古賀、神代名東部、同西部、片田、川北名東部、同西部の十部落より成り、住民の多くは農業に従事すれども、川北名東、同西の二部は商業者多く、半商半漁、半商半農の者亦少なからず。

舊幕時代に在りては、西郷、伊古名、古部村と共に佐賀藩に屬し、松平藩の中間に介在せしを以て、藩政上絶へず共同一致の念を強くし、殖産興業に意を用ひしを以て、維新後に於ても各種の産業は近接町村に先んじて興り、經濟、産業の發達著しきものありき。

組合設立 本村の青年藤野繁雄氏、曾て東京高等農學校に在學し、旁々地方を旅行して農村發展の素地を作るべき方法に就き孜々として研究を怠らず、明治四十年七月業を了へて歸村するや、同村大字片田の中老年は、同氏の爲めに歡迎會を開き、其の席上に於て多年氏の研究せしところにして當村の採るべきものありしやの問を發したり、藤野氏は之に即答して産業組合の事業及効果を縷述し、且つ本村に産業組合の必要なる所以を説きたり。

之に於て有志者は其席に於て産業組合設立の發議を爲し、滿場之に賛して組合設立の事を藤野氏に委嘱し、藤野氏亦之を快諾して散會せり。之より直に設立準備に着手し、定款を起草し、重ねて協議を開き、設立許可申請の運びに至らんごせるに際し、四十年十二月藤野氏兵役に就きたるを以て、其後は尾形常雄氏代つて萬事を執掌し、四十年十二月十九日設立許可申請書を其筋に差出し、翌四十一年二月十二日付を以て許可を得たり。

組合事業及事務 始め組合設立當時に於ては、大字片田一部落を區域としたりしが、四十三年神代村一圓に擴張したり。設立初年度より四十四年度の中頃迄は、執務時間を毎日曜日午後一時より五時迄とし、組合長尾形常雄氏自ら執務し、四十一年十二月より藤野繁雄氏、組合長を補佐して事務を分掌せり。理事、監事、信用評定委員は、毎月第一日曜日午後一時より組合事務所に會合し、事業執行上に關し重要事項の協議を爲すを常とせり。

四十四年定款を變更し、從來の信用組合事業に購買販賣事業を加へ、且つ同年六月區域擴張と共に三百十名の新加入者あり、組合事務は遽かに増加したるを以て、毎月奇數日を以て執務することとせり。常務理事一名、組合の實務に當り、尙一名は官廳への報告並に登記關係等の整備に任じ、事務員一名を使用し其の進捗を圖り、超へて四十五年以降は毎日執務の事に變更したり。

各部落毎に一人の部長を置く。部長は購買品、販賣品の調査、貸付及其償還、出資の拂込、貯金の蒐集、其他組合員に關する凡ての事項に付き、常任理事の協議に與り、又責任を以て其の部落内の組合員の監視に任せり。組合事業の概況左の如し。

▲貸付 貸付は、殆んど全部無擔保にして、其の用途の主なるものは、農牛馬購入、副業に要する資金、農具購入、農舎建設及修繕、舊債償還、土地購入及改良、種苗購入、工業資金、商業資金、蠶業資金、漁業資金、飼料購入資金等にして利率は年一割二分を普通とし、利息は年末に於て拂込ましむ。

▲貯金 貯金は、普通貯金規約貯金の二種とし、尙普通貯金は定期、當座兩種の取扱を爲す、利率は普通年七分二厘なり。

規約貯金は、明治四十四年七月十八日、産業組合中央會が恩賜金を拜受したるに付きて、本組合員は之に對し奉答紀念として規約を設けて貯金するものにして、毎年米二升、麥一升以上に相當する金額を貯金し、又結婚、出産、牛馬賣却の場合には其都度相當の金額を貯金せしめ、而して組合を脱退したる場合の外拂戻しを爲さざるものとす、併しながら組合員天災地變に遭遇し、又は有利の生産的事業に投する爲めに金圓を必要とし、理事が之を至當と認めたる場合に限り拂戻しを爲し、一面備荒貯蓄の爲め一面に於ては産業振興の資を増殖せんとするものなり。各年貯金増加の狀況は別表の如し。

▲購買 購買部に於ては、肥料、種子、食鹽を取扱へ、長崎、島原より競争入札又は隨意契約によりて購入し、又は縣農會の斡旋する所の肥料共同購入に依りて仕入を爲し、店舗を設けず仕入れ後直に分配する方法を取る、大正二年度購買金額二萬八百六十圓に達せり。

▲販賣 從來米の販賣方法としては深く研究せられたりし結果、別途米券倉庫組合を設置して其の

販賣を扱ひつゝあるに依り、當組合に於て取扱へる米は其の高多からざれども、尙大正三年度よりは繭、生絲、真綿の販賣を爲さんとする計畫あり、各年事業の狀況は別表の如し。

▲其他の施設 村民の智徳を修養し、勤儉力行し、共同自治の精神を鞏固にし、村勢の向上發展を期する目的を以て、明治四十二年「躬行團」の設立あり。時恰も當地方は稀なる不作なりしに、他地方は一般大豊作なりしかば、米價は下落し爲めに村民の窮狀は甚だしかりき。されども、片田部落は幸にして組合の活動に依りて其不幸を軽減することを得たり。茲に於て、組合役員は前記躬行團と相謀り、各部落に出張講話會を開催し、組合の精神普及に力められたれば、組合加入者の數は遽かに増加したり。爾來組合は躬行團と協力して、家庭の平和、家計の整理、農業の發達等に努力し、陰に陽に組合員訓育の爲めに盡しつゝあり。又時間を確守する風習を馴致する爲めには、總會の際會場に到着順次に着席せしめ、之を一覽表に記入し、貸付金の返済を確實にする爲めには約束の嚴守すべきを説き、納税完納を圖る爲めには納税組合の擧を賛助し、衛生思想の發達を期せんが爲めには衛生組合と協力して各般の施設を實行し、又貯金奨励の爲めには小學校職員及補習學校職員等の助力を得て貯蓄思想の普及を圖りつゝあり。

本組合が其區域を擴張して神代全村と爲して以來本村々長深江東三郎氏を組合長に推し、常に村政執行と相俟つて組合の經營方針を定め、以て自治の圓滿を期せり。

又組合は神代村農會、米券倉庫組合と其行動を共にして、農産物の改善を圖り、又耕地整理工事に

役し夫れより受くる賃金の一割を組合に貯蓄せしむる方法を探れる等、組合發展の爲めに施設する所頗る多し、されば其効果は年を逐ふて顯はれ、今や別表に示すが如く組合事業益々發達の機運に向ひたり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	六二	六二	六二	三七二	四六〇	四六五
固有資金						
拂込濟出資金	二七〇 ^円	五一九 ^円	六九四 ^円	一、六二〇 ^円	二、九九四 ^円	四、〇八六 ^円
準備金	—	四	一九	七五二	九一四	一、六〇〇
特別積立金	—	二	一九	三九	五八	一〇一
合計	二七〇	五二五	七三二	二、四一一	三、九六六	五、七八七
事業						
貸付	一、四六〇	二、〇六九	三、三〇五	一〇、三三二	三五、九八〇	四六、八八六
貸付償還	一、二四八	九三二	二、九八四	四、一九八	二八、三四四	四二、四二八
年度末	三二二	一、四五〇	一、七七一	七、九〇五	一五、五四一	二〇、〇〇〇
受入	三三五	一、三一六	一、一〇八	一、二、四三九	四〇、七四五	二一、三三〇
貯金拂戻	九七	二九一	六九九	四、五四九	二七、〇三五	二〇、五〇二
年度末	二三九	一、二六三	一、六七三	九、五六三	二三、二七二	二四、一〇〇

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
販賣額	—	—	二、五九一
購買額	—	—	三、五三六
剩餘金	一三	六〇	一一二
未拂込出資金	四、〇六四・三二〇	—	—
貸付金	二〇、〇〇〇・三〇	—	—
預ヶ金	九、七七六・二四〇	—	—
什器	四〇、〇〇〇	—	—
購買品殘高	三六、〇〇〇	—	—
未收賣却代金	二三、〇〇〇	—	—
未收入利息	一一二・六一〇	—	—
現金	一、一九〇・八六八	—	—
合計	三五、二四三・〇六八	—	—
出資金	—	八、一〇〇・〇〇〇 ^円	—
準備金	—	一六、〇〇〇・三五〇	—
特別積立金	—	一〇一・八五六	—
貯金	—	二四、一〇〇・〇六二	—
未拂購買品代	—	八・二四〇	—
未拂戻持分	—	五〇・七四〇	—
剩餘金	—	一、二八一・八二〇	—
合計	—	三五、二四三・〇六八	—

無限責任古部村信用購買販賣組合

長崎縣南高來郡古部村乙八九

明治三十八年八月五日設立

組合區域 本組合の區域は、長崎縣南高來郡古部村とす。當村は島原半島温泉山麓の西北方に位し、島原街道を控へ、島原町を離るゝ六里の所に在り。近時鐵道の開通に依りて交通便利となれり。村内丘陵起伏し、地質敢て豊沃なりと謂ふを得ず、田八十七町歩餘、畑百十三町歩餘、山林原野百六十四町歩戸數僅かに百八十戸、人口千百十二人なり。其の大部分農を以て本業とし、副業として養蠶を營む。舊時は佐賀の藩に屬し、明治二十二年町村制實施に依りて、隣村伊福村と組合村を成せり。

組合設立 古部村民は由來共同心に富み、勤儉の美風乏しからず、されば明治三十七八年戰役當時に於て益々其美を發揮し、國民の最善を盡して其の自分を全ふせんものと、有志者相謀りて産業組合設立の議を纏め、村民全部に對し加入の承諾を求めたり。然るに其の間多少異分子なき能はず、徒らに他人の意見に反抗し、以て快とするが如き頑冥の徒ありて、曰ふ「毎月五十錢の出資を爲さば父母妻子は飢に泣かん」と更に甚だしきは、組合計畫者に對し罵詈譏諷を加へ、極力妨害を試みたる者あり。斯の如き有様を視たる有志者は茲に大に悟る所あり「當時事なきに當りては村民共同和親平穩を飾ると雖も、

未だ共同も和親も内實全きものにあらず、宜しく此機を以て大に奮起して眞に共同の實を擧ぐるに加かず之最も緊切の事なり」と、是に於てか、同志の者大に其の意を強ふし三晝夜に亘り、村民の總集會を開きて不逞の徒を詮議し、遂に四五名の者を除外して組合設立の準備を整へ、三十八年七月設立許可を其の筋へ申請し、同八月五日許可を得、第一回拂込は支障なく終了して事業を開始したり。

成立したる組合 かくて設立されたる組合は其の始に於て區域内總戸數の八割五分を包容し、拂込済出資金、借入金及小額の貯金とを資金として組合員の肥料購入資金に融通し、一面貯金を奨励して零細なる資金を吸集することに努めたり、爾來貸付は全部無擔保を以てし、利率は年一割八厘とし、主ら肥料資金、牛馬、土地、種苗購入資金、農舎新築、工業用器械購入資金等に貸出せり、然るに其結果組合員の産業湧然として興り、其一例としては稲作の如き從來は自作者と小作者とは其の稲作の出來榮に於て一見判別し得る有様なりしも、今日に在りては、却て小作者の稲作優等なるを見るといふ、貯金は、隨意貯金及規約貯金の二種とし、利率普通七分八厘の高利を以て預り、其の金額累年増加せり、然れども、未だ貯金額は、貸付額に及ばざる狀況なるを以て他より借入を爲して資金を充足せり、其の借入先は長崎縣農工銀行、地方低利資金及島原銀行等にして、利率最低五分八厘より一割迄の間なり、故に年來資金充實を圖らんが爲めに、剩餘金は全部之を準備金として積立て、曾て配當したることなし、明治四十四年に至る七ヶ年間に於て、信用組合事業經營順に歸し、組合員は善く組合の精神を了得し、經營

の任に當る者亦經驗を積めるを以て、大正元年度より購買販賣の事業を兼營し、事務所一棟を建築し、肥料、農具等の産業用品の外、生計用品たる各種の物品を陳列して、市價主義を以て賣却し、又販賣部に於ては、米、麥、雜穀、蠶繭等の受託販賣を行ひたりしに、其第一年度に於て販賣高一萬四千圓に達し、又購買高は五千圓を超へたり。而して其の事務は頗る繁雜なるにも拘はらず、經費の節減を圖らんと爲め、僅かに書記一名を置くのみにして、組合長平田秀一氏村長たる公職の傍ら朝夕事務を處理し、時々夜半に至ることありといへども、倦まず撓まず善く整理しつゝあり。同氏夫人亦家事の餘暇を以て組合事務を補助しつゝあり。されば組合員は組合役員を信頼し、曾て支障を生じたることなしといふ。

組合の効果 組合創立以來、十年一日の如く組合事業に鞅掌せる組合長あり、其人の誠實勤勉は以一郷の模範となり、組合員は善く組合の精神を了解して組合資金の運用を誤らず、農耕上の進歩、濕田改良、耕地整理、溜地築造、稚蠶共同飼育、害虫驅除、米價の歸順、既往五ヶ年間租稅滯納者の皆無なること、同期間犯罪者の皆無なること、此等は總じて組合事業の齎したる効果と認むるも何人か異議を狭まんとや。更に百五十の組合員が約一萬圓の金員を組合に對して有するに至れることは、組合の存在なくして能くし得るにあらす。蓋し組合の効果は無限なり、一層の努力を望まずんばあらざるなり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度 明治四一年 同四二年 同四三年 同四四年 大正元年 同二年

組合員數	一五三	一五三	一五五	一五四	一五二	一四九
固有資金						
拂込濟出資金	二、〇一〇 ^四	二、四一四 ^四	二、九〇〇 ^四	二、八一八 ^四	二、八四〇 ^四	二、九一五 ^四
準備金	三一	四八〇	六九七	八九四	一一一八	一、四九二
合計	二、三二一	二、八九四	三、五九七	三、七二二	四、〇五八	四、四〇七
事業						
貸付	四、二六四	三、八四四	九、三四〇	五、〇二一	七、〇五二	八、〇四六
貸付償還	二、七七五	一、三八八	七、〇九八	五、二一一	三、八二三	三、二〇〇
年度末	二、二一八	四、六七四	六、九一六	六、七二五	九、九五四	一四、八〇〇
受入	一七〇	三五五	六八四	二、八四七	四、七五六	一四、三七五
貯金拂戻	七七五	六七	三一七	一、二二二	一、四一九	八、八〇七
年度末	三〇八	五九六	九六三	二、五九七	五、九二四	一一、四九二
販賣額	—	—	—	—	一四、四九五	二一、三四三
購買額	—	—	—	—	五、一七〇	一四、五九七
利益金	一九〇	二二七	一九七	三二四	二七三	四五〇

長崎縣 無限責任古部村信用購買販賣組合

貸借対照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
未拂込出資金	三五・二五〇	出資金	二、九一五・〇〇〇 ^円
貸付金	一四、八〇〇・八五一	準備金	一、四九二・二四六
什器	一五五・八六〇	貯金	一一、四九二・二五九
購買品残	三、九八九・九二三	借入金	九、二〇〇・六四〇
未收賣却品代	二、一〇五・七〇〇	未拂購買品代	二、九四一・〇〇一
未收入利息	四一五・五六九	剰餘金	四五〇・〇〇〇
假渡金	三、〇五三・〇五〇		
販賣品残	六七〇・二九九		
建物	一、二〇〇・〇〇〇		
現金	二、〇六四・六四四		
合計	二八、四九一・一四六	合計	二八、四九一・一四六

二四

有限責任中瀬信用購買販賣生産組合

埼玉縣大里郡中瀬村七二八

明治三十七年七月二十九日設立

中瀬村 本組合の區域とせる埼玉縣大里郡中瀬村は、埼玉縣大里郡の西北端に在り、北は利根川を隔て、群馬縣に境し、地勢は平坦にして利根の河流と平行し、東西二十七町、南北十一町、全村戸數三百九十四戸、人口二千二百九十人あり。往時は中瀬川岸と稱し、上州より江戸に通ずる交通運輸の要路に當り、人馬の出入頻繁にして、相當殷盛の時代ありしが、維新以來種々の原因に依りて、漸次衰頹の傾向となり、舊時一小市街を爲したる所も次第に農業を以て本業と爲す有様となり、商工業者は約一百戸を殘して他は悉く農業及雜業を以て生計を營むに至れり。而して農家の數は約二百戸、耕地は畑百三十餘町歩に過ぎず、(山林水田なし)其他の地積は概ね水害を被る所の荒蕪地に屬す。

本村の地勢は前述の如くなるを以て、年々利根川氾濫して、農作物の收穫の如き到底正確を期すべからず、然れども百三十町餘の畑地は地味極めて肥沃なるを以て桑園として最も適す。されば、古來より本村は養蠶を以て主業となし、年産額繭約一萬四千貫、蠶種一萬五千枚なり、而して穀菽其他は此地の需要を満すに足らず、明治の初年に於ける蠶種の外國輸出杜絶の當時、本村民の經濟は非常の苦境に陥

埼玉縣 有限責任中瀬信用購買販賣生産組合

二五

り、爲めに産業状態にも亦一大革變を來せり。爾來漸次恢復を旨とし、村民大に努力するところありしが、舊時の川岸場時代の遺風と、養蠶地の弊たる浮華の風習とは永く改むること能はざりき。

組合設立　かくて、明治三十五年其の筋の奨勵に基き、本村に於ても數個の貯蓄團體起り、定期若くは不定期に一定の金額を貯金せしむる等稍貯蓄の方法講せられしが、村内有志者は尙一層完全に貯蓄の方法を設けんとし、種々考案を廻せり。當時、地租八厘減の事あり、されば明治三十七年より實行せられんとする減税に依て生ずる從來の税額との差額を直に移して以て村民の貯金と爲さんことを企畫し、且つ其の機關として信用組合を組織し、其運用に依りて大に功績を收め、村の繁榮を謀るべしとなし、三十七年十月有志者相集りて組合組織の件に就き協議を遂げたり。而して當村に於ては嘗て上武交通の便を計る爲め、利根川架橋を目的とする明治架橋會社なるものあり、其の出資及利益に依りて村民は毎年若干の收入ありしかば、此の收入の配當額と前記地租減率の差金とを標準として、村民に對し出資持口を假定し、強制的に組合加入を勧誘して、一口十圓の出資千口以上の申込を受けたり。然るに、三十七年は不幸にして日露の國交斷絶して、地租の輕減は中止となりたり。併しながら地租減率中止の爲めに組合設立を中止する程に輕薄なる企圖にあらず、且日露の交戦益々激烈となり、國民血湧き肉躍り、戦時に於ける國民の採るべき方策は正に此の秋に發せすんばあるべからず、是に於てか、有志者の意思や益々堅く、村民亦此の議に賛同して、明治三十七年七月信用組合を設立したり。

事業　組合は叙上の如く、貯蓄の目的として出資拂込を比較的大ならしめたるに、明治四十一年に至りて一口十圓全部の拂込を了したるを以て、更に一口の金額を三十圓に増加し、十ケ年間を以て拂込を終る豫定を以て今尙拂込中に屬せり。尙剩餘金の全部を準備金若くは特別積立金として積立て、四十年一月購買販賣生産の事業を兼營し、漸進主義を以て着々其の事業を遂行しつゝあり。組合事務所は之を村役場内に置きて、専務理事(當村助役)主として之に當り、役場吏員三名、村農會役員一名之を補助す。

▲貸付　貸付の期限は概ね一ケ年以内に於て之を定め、利率は年一割とし、主として肥料及農蠶具資金として貸出せり。

▲貯金　貯金は普通貯金の外、村内に設けらるゝ數個の貯蓄團體の貯金を預り、年六分乃至七分の利率を以てす。

▲購買　購買は、肥料、石油、木炭の三種を取扱ひ、店舗を設けず近在深谷町より購入して直に組合員に分配し、手數と費用を省けり。

▲生産　生産事業に要する設備としては、大正元年十月　聖徳紀念として設置したる倉庫兼肥料配合所あり、又大豆粕粉碎器一臺を備ふ、尙其外に從來生繭乾燥場を有せしが、不完全なれば之を廢し、移動式乾燥器數臺を備ふる計畫中なり。

右使用の方法は、組合員をして使用の期日及生産品の種類を申出でしめ、理事は組合員の希望を取纏めて適當に其使用期間を定めて組合員に通知し、其の用を辨せしむ。而して之に要したる消耗品代金及使用料は使用後一ヶ月以内に支拂はしむ。

組合と中瀬村 當組合は、中瀬村全部を區域とし、已に村民の殆んど全部を網羅し、事務所を村役場内に置く程なるが故に、村役場吏員は勿論村内の有力者は又組合の役員にして、村農會、村教育會の如き恰も組合と同體たるが如し。たとへば配合肥料の製造に當りては青年會員之に當り、肥料の購入には農會役員其の品質の鑑定を爲し、組合總會に當りては各區々長之が通知の任に當る等凡そ斯の如し。又日露戰役紀念として、明治四十年村社々殿を改築せることありしが、其際組合は總會を開きて、特別積立金中より金貳百圓を寄附したり、又日露戰役の戰病死者遺族に對する保護の爲め、常に注意を怠らざる等各方面に能く意を用ひつゝあり。

組合長齋藤安雄氏は、現に衆議院議員の職に在り、地方屈指の有力者にして、常に組合事業を援けて篤望高し、又理事河田文衛氏は、町村制實施以來中瀬村長の職に在り、明治四十三年藍綬褒章を下賜せられたる榮譽ある人にして、組合設立以來理事として切に組合の爲め力を盡せり。尙専務理事たる河田十郎三氏(村助役)は、組合設立以來一身に組合事業の大任を負ひ、十年僉ます刻苦經營今日に及べり、其功没すべからざるを思ふ。

組合の効果 組合の効果として認めらるゝもの、一二を左に列擧すれば、

- 一 資金を容易に得らるゝ結果、各人皆意を産業に用ひ、一般に經濟思想發達したるが如し。
- 二 組合の資金を以て舊債の整理を爲し、負債に苦しめる農民が其所有する土地を失はずして、能く家産を挽回せるものあり。
- 三 從來土地の肥沃なるに安んぜると、且肥料の容易に得難きとに依り、地力に比して收穫多からざりしが、近來組合の供給する配合肥料を適度に用ひ、麥作の如き、小作納めの分を其增收に依りて得たる者少なからざる有様なり。
- 四 勤儉貯蓄の美風は一般に普及し、現に二萬三千七百七十餘圓の拂込濟出資金を有する外二萬六千八百九十四圓の貯金あり、即ち組合員の持分は土地に亞ぐの財産として重せられ、子弟の分家する者は其の一部分を與へられ、直に組合に加入し、又偶々寄留者ありて土着永住せんとする者は、先づ他人の餘りある持分の一部を譲受け、組合に加入するが如き、又持分の讓渡を爲さんとする者あるときは、競ふて之を譲受けんとするが如くにして、當組合員に列することは、中瀬村民としての一資格たるの感あり。宜なる哉、村民は「役場に貯金する」「役場より金を借る」と言ふ。不知不識の間に組合なる共同經營は其の全きを爲すものといふべし。

最近六箇年間の事業狀況

埼玉縣 有限責任中瀬信用購買販賣生産組合

種別/年度	明治四一年		同四二年		同四三年		同四四年		大正元年		同二年	
	組員數	固有資金	組員數	固有資金	組員數	固有資金	組員數	固有資金	組員數	固有資金	組員數	固有資金
組合員數	三一四		三一七		三二一		三二二		三二五		三二八	
拂込濟出資金	九七四六 ^四		一二,四一九 ^四		一四,六九〇 ^四		一六,九六五 ^四		二一,五〇八 ^四		二二,七七二 ^四	
準備金	三八五		七一九		一,一三三		一,六七四		三,〇七一		三,九二九	
特別積立金	三六八		九五七		二,一一四		三,七七六		七,八七六		一〇,四一六	
合計	一〇,四九九		一四,〇九五		一七,九一七		二二,四一五		三二,四五五		三八,一七一	
事業												
貸付	二〇,二二七		二四,四一三		一三,八六七		一一,〇八七		一三,一〇一		二〇,八一三	
貸付價還	一三,五一八		一七,四六九		一一,一九〇		一〇,六一一		一六,三五二		一七,四五六	
年度末	八,二三一		一四,九四〇		二一,八八三		二四,一四九		二一,九二四		二五,二八一	
受入	二二,一六八		二二,三七一		一九,二四〇		二二,八二四		三二,一七九		四四,五五〇	
拂戻	二二,六三七		一九,九五〇		一九,〇七七		二〇,七三六		二五,〇四八		三六,七二四	
年度末	七,二八三		八,七〇五		八,八六七		一一,九五六		一九,〇八七		二六,九一三	
貯金												
購買額					三八		二,一一八		三,八三八		五,四四一	
使用料												
剩餘金	一,三三六		一,九一六		二,二一六		一,四二六		三,四三四		三,四四七	

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
拂込未濟出資金	一〇,一八八 ^四 ・〇〇〇	出資金	三三,九六〇・〇〇〇 ^四
貸付金	二五,二八一・七六〇	貯約貯金	二六,八九四・九四〇
土地	四二,〇八二・七三八	借入金	一八・二九三
預金	四,二二四・〇〇〇	準備金	七,〇六三・二四三
社債	六七一・七三〇	特別積立金	三,九二九・七〇五
建物	五〇・四九四	未濟利子	一〇,四一六・九二八
什器	一,六六三・一六〇	剩餘金	二一四・二三三
賣却勘定	一,一六一・一一〇		
未收入利子	六三一・五四一		
現金	八五,九四四・五三三	合計	八五,九四四・五三三
合計	八五,九四四・五三三		

埼玉縣 有限責任中瀬信用購買販賣生産組合

有限責任山田村信用購買組合

埼玉縣入間郡山田村大字山田一六一
明治四十年三月六日設立

組合所在地 本組合は戸數四百二十戸の農村を區域とせるものにして、入間郡の東北端に當る山田村の一圓なり。村は川越町に近接し、同町より越生町、松山町、小川町を経て桶川町に通ずる縣道筋に當り東西一里南北亦一里あり、全村平坦地にして山林原野乏しく、村の西南を流る、入間川は隣村茅野村を経て荒川に注ぐ、而して築堤一條流れに添ふて走れり。

本村耕地は田六分、畑四分の割合にして、古來米麥を以て主産物となす。近時養蠶等大に發達したる爲め、畑地は大方桑園となり、一時食料不足し、年々多額の麥及挽割麥を他地方に仰がざるを得ざる有様となりしが、組合設立後、即ち明治四十一年水田三百五十町歩の耕地整理を斷行し、一毛作田は二毛作田に改良せられたる結果、麥の收穫激増して當今は大麥小麥數百石を他地方に輸出するに至れり。今本村生産の主なものを見れば左の如し。

米	大麥	小麥	大豆	蠶繭
五、三一八石	二、五七五石	一、八〇〇石	六五〇石	五六五石

組合設立 本村は食料を自給する外養蠶より來る收入二萬五千有餘圓に達するあり、然れども今より十數年前の狀況は決して今日の如くならず、即ち古くは明治十四五年頃の土地價格の激變の際の如きは土地を賣却するもの續出し、爾來村風荒廢して農事を抛擲する者少なからず、これより永く村勢は衰頹の狀態にありたり。かくて、明治三十三年一月に至り有志者相謀りて實業研究會なる名稱の下に一の貯蓄組合を設けて、若し本村民にして他町村に土地を賣却せんとする者あるときは、善く其の實情を調査し、出來得べくんば研究會の力を用ひて土地賣却の事を阻止し、勤儉力行を以て傾かんとする家政を挽回せしめ、以て共同救濟の途を講せんとの企ありしが、又之に反對を唱ふる者あり、議容易に纏まらざりき。然れども、本組合今日あるに至りたるは、此當時に已に萌芽を發したるなり。乃ち越えて明治四十年に至りて漸く時機熟し、産業組合法に依りて山田村信用購買組合の設立となりたり。此の如く當組合の趣旨とする所は主ら村勢の挽回に在ると、又一面災害の救濟に在るを以て、積極的に或は消極的に其の運用を進めて着々効果を奏したり。

組合事業 組合事業の數字に表はれたるものは、末尾に掲げたる一表に盡せども、尙事務取扱其他に付きて少しく左に述べし。

▲貸付 貸付は信用程度を標準として其の金額を決定する事勿論なれども、尙借入申込人の作付反別を參考して其の金額を決定す。期限は普通一ケ年以内なれども、特別の事由ある者例へば土地の買入

家屋の建築等の資金は三ヶ年迄とす、利率は最高年一割二分、最低八歩、日歩計算に依るものは最高三錢五厘、最低二錢六厘なり。而して荒廢地の復舊又は火災に罹りたる者の家屋建築に對しては、常に最低率に依ること、せり。而して初回の貸付には保證人を立てしめず、且辨濟期限を誤らざる者には、契約利率一分を割引し爾後の貸付に當りても保證人を立てしめず、然れども、若し償還期を延滞したる者あるときは其者に對して、爾後の貸付には保證人を立てしむること、なし、以て期限確守の習慣を馴致しつゝあり。貸付金使用の狀況に付いては、各部落に配置せる信用評定委員をして充分なる監視を爲さしめ、誤りなからんことを期せり。

▲貯金 貯金は普通貯金、當座貯金、定期貯金の三種とし、左の利率及方法を採る。

種類	取扱最低額	利率	備考
普通貯金	一錢以上	年六分	年二回利息元加
當座貯金	五圓以上	日歩一錢以上二錢二厘	金融の狀況に依り利率を上下す
定期貯金	二十圓以上	年七分	時期に依り利率を上下す

右三種の貯金以外に組合員に出産ありたるときは金十錢を記載したる貯金通帳を出産祝として贈り、爾後此通帳を以て貯金せしめ、男子は滿二十才、即ち徴兵適齡迄、女兒は婚姻の時期迄拂戻を爲さしめざるものあり。又大正二年五月中央會々頭より表彰せられたる紀念として、表彰紀念貯金箱を作り、之を各組合員に渡し置き、毎月必ず貯金することを申合せ、貯金函は組合員自由に開閉するを許さず、鑰

は集金係員に於て預り置き、毎月一回宛其の箱を集め、役員立會の上開函して記帳す、而して此の貯金は、組合員が非常なる災害を被りたる場合の外拂戻しを爲さしめず、備荒貯蓄の目的に出づるものなりとす。

又大正改元の紀念事業として、組合員に蜜柑苗木二本宛を交付し栽植せしめ、結實期に至りて、其果實の半分を組合へ取集め、之を販賣し、各自の貯金と爲さんとの計畫中に在るものあり、而して右貯金勵行に要する費用は雜費より支出し居れり。

▲購買 購買事業としては、肥料、石油、木炭、鹽、紙類、蠟燭、鹽鮭、干鰯、種油等を取扱ひ、特に店舗を設けず、隨時組合員の購買需要高を調査して仕入れを爲せども、市場の狀況に依りては見込を以て仕入を爲すことあり。

肥料の取扱は組合の最も意を用ゆる所にして、四十四年度より縣若くは郡の技術官の指導に依り、原料を購入して配合肥料を造り、之を組合員に供給したるに、其の成績最も佳良にして、四十四年より大正二年に至る三ヶ年間に賣却配合肥料一萬八千餘圓に達せり。

組合事業の反響 四十一年三月、全村に亘り反別四百二十七町歩餘の耕地整理に着手するや、其の費用實に四萬一千四百餘圓の巨額を要したり。當時、本組合は組合資金中より二萬三千二百圓の貸出を敢てし、五千九百餘圓の縣費補助金と、整地増坪地積賣却代金一萬一千七百圓とを併せて、本工事は無事

竣工を告げたり、是實に組合資金を基礎として起工したるものなりとす、而して右工事には、主として村民作業に従事し、而も其得たる賃銀は組合貯金となりて組合に戻り、大に勤儉力行の實効を挙げ得たり。是本村有史以來著名の事實なりとす。

以上の如く組合の活動に依りて、村民の經濟は俄かに餘裕を生じ來りたり。其一例として組合設立以來の土地の移動を見れば凡そ左の如し。

土地所有別		組合設立前	組合設立後
本村土地を他町村民の所有する反別		八三、六四二九	六八〇九〇二
他町村の土地を本村民の所有する反別		三三、二七一二	七六、六九一五
差引		(一) 五〇、三七一七	(十) 八、六〇一三

即ち組合の設立以前にありては、本村土地にして他町村民の所有に歸したるもの差引五十餘町歩の多きに至りしも、組合設立後に於ては其の形勢一變し、他町村の土地を本村民の所有するもの差引八町六反餘歩となれり。又組合設立以後學齡兒童就學及出席歩合の良好となれること、又本村が明治四十一年より同四年に至る間納税に一人の滞納者なく、東京稅務監督局長より表彰狀を下附せられたること、或は組合員間の共同事業として成りたる集合苗代十三ヶ所、共同苗代一ヶ所、其他共同耕作場一ヶ所は、本組合に於て配合し供給したる肥料を用ひ、只管農事の改良を實行したる結果、明治四十五年度に於て本縣農會より農事の模範として光榮ある優旗を授けられたる等、此等は皆組合事業の齎したる好影響と

認むべきものなり。更に二百五十三名の組合員に依て蓄積せられたる貯金三萬四千五百九十五圓あり、資金潤澤となり、組合思想一般に普及せるが如し。況んや戸田組合長以下役員誠實熱心にして事を衆議に決し、大膽に決行するの勇氣に満てるおや。將來の成績刮目して待つべし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	一八〇	一八二	一八七	二〇六	二三二	二五三
固有資金						
拂込濟出資金	三、二八八 ^円	六、七五〇 ^円	六、八六〇 ^円	六、九三〇 ^円	七、二八〇 ^円	八、一四〇 ^円
準備金	—	三四四	六九九	一、二二二	一、七九五	二、六四九
特別積立金	六二	三三三	六九九	一、二二二	一、六五七	二、五〇二
合計	三、三五〇	七、四〇七	八、二五八	九、二六四	一〇、七三二	一三、二九一
事業						
貸付	二六、四六八	八、八五七	一四、六六八	二〇、九六〇	二二、四二〇	三〇、三七四
貸付償還	三、六九〇	三、五九〇	三三、二五五	一六、七四八	一九、五八七	二二、六六二
年度末	二六、〇四六	八、一一二	一三、七二六	一七、九三七	一九、七六九	二八、四八二

埼玉縣 有限責任山田村信用購買組合

貸借対照表 (大正二年度末)		貸借対照表 (大正二年度末)	
貸借対照表 (大正二年度末)	貸借対照表 (大正二年度末)	貸借対照表 (大正二年度末)	貸借対照表 (大正二年度末)
受入	三八、二八六	受入	三八、二八六
貯金	二〇、七五四	貯金	二〇、七五四
年度末	二一、八九四	年度末	二一、八九四
購買額	四三五	購買額	四三五
剩餘金	七二三	剩餘金	七二三
貸付金	二八、四八二・五六八	貸付金	二八、四八二・五六八
預金	一四、八九〇・五〇〇	預金	一四、八九〇・五〇〇
什器	二二一・〇八五	什器	二二一・〇八五
土地	一三五・〇〇〇	土地	一三五・〇〇〇
證券	六、二一九・七五〇	證券	六、二一九・七五〇
建物	四七六・六〇〇	建物	四七六・六〇〇
購買品	一、二一〇・〇〇〇	購買品	一、二一〇・〇〇〇
現金	一、四八三・四三九	現金	一、四八三・四三九
合計	五三、一二八・九四二	合計	五三、一二八・九四二
貸借対照表 (大正二年度末)	貸借対照表 (大正二年度末)	貸借対照表 (大正二年度末)	貸借対照表 (大正二年度末)
出資金	八、一四〇・〇〇〇	出資金	八、一四〇・〇〇〇
準備金	二、六四九・〇八〇	準備金	二、六四九・〇八〇
特別積立金	二、五〇二・〇八三	特別積立金	二、五〇二・〇八三
貯入金	三五、二六七・一七四	貯入金	三五、二六七・一七四
借入金	三、一〇〇・〇〇〇	借入金	三、一〇〇・〇〇〇
剩餘金	一、四七〇・六〇五	剩餘金	一、四七〇・六〇五
合計	五三、一二八・九四二	合計	五三、一二八・九四二

無限責任長竿信用生産組合

茨城縣稻敷郡長竿村大字長竿一八八
 明治三十六年六月十九日設立

長竿村の概況

本村は、利根川の下流に沿ひ、鐵路常盤線佐貫驛より分岐せる龍ヶ崎輕便鐵道の終點龍ヶ崎町を東に距る約三里、村内下町歩シモチヤウブは東京銚子間航行汽船の發着所たり。

地勢は平坦にして地味肥沃なれども、概して低濕にして屢々洪水の害を被る。田三百十一町歩、畑八十七町歩あり。三百餘戸の住民農を以て業とす。然るに此の地不幸にして天災荐りに臻り、風伯雨子は横暴其の限りを盡し、以て此地を呪ふが如く、洪水は其の最も恐るゝ所なりとす、今近年に於ける被害の甚だしき年を擧ぐれば實に左の如し。

被害の年度	被害の程度
明治二十九年九月	利根川堤防決潰、浸水月餘、收穫皆無
同 三十一年九月	同 斷
同 三十五年九月	風水害の爲め減收激甚
同 三十九年九月	利根川堤防決潰、浸水月餘、田畑共收穫皆無
同 四十年八月	同 斷
同 四十三年八月	同 斷

茨城縣 無限責任長竿信用生産組合

浸水すること三旬に亘れば、濁水去るの日また一穂をどめず、腐臭田面に滿ち其の慘狀實に言語に絶せり。而も前陳せる如くに十數年間に風水被害は六回の多きに及び、農業の振興の熱度も勢冷却せざるを得ず、識者の苦心も徒らに水泡に歸し終るのみにして、農家の經濟は日に非となり、負債増嵩して信用地を掃ふに至れり。

金融の途杜塞せるどころ高利貸の跋扈に最も適す、本村亦是れに適したる瘠村となりしを如何せん。本村と水害關係を有する町村數十四、其の反別一萬二千町歩、其の地價二百六十餘萬圓と稱す。此の地域を保護すべき利根川北岸一帯二萬九千四百七十餘間の築堤は、蜿々長蛇の如く、何人も其堅固にして工の大なるに驚かざる者なし、然れども夏秋の交、濃雲天を鎖し暴雨一晝夜にして、忽ち警鐘飛報傳はり、警戒の人夫は此の長堤の上を集る。水怒り人狂ふが如し。茲に至りては農業必ずしも安全の活路ごのみ云ふべからず。

組合設立 上述の如き事情の支配を受くる本村民は、一に備荒貯蓄の思慮なかるべからず、又罹災救済の途を講せざるべからず、されば、長竿繁氏(現組合長)卒先して信用組合設立を唱導したり。然るに當時隣村に於て一信用組合創立せられ、未だ年諸を経ざるに失敗に歸し解散の不幸に遭遇せるものあり爲めに本組合設立誘導の上にも少なからざる支障となり、又有力者にして全然反對を唱ふる者あり。議容易に熟せざりしが、小更國太郎氏(現神官)菊地正治氏等の大に力を盡したるあり、三十六年に至り、

同志十四名を以て長竿信用組合を設立したり。

組合事務の狀況 組合員僅に十四名を以て設立せられたる本組合は、組合長私宅に事務所を置き、長竿組合長一人其の事務に當り献身的に經營の武歩を進め來りしが、事業年度六ヶ年を経過し、組合員七十名に増加し、一ヶ年の貸出高五千圓に上り、貯金又二千餘圓となり、積立金亦稍増加したるを以て、四十二年に至りて事務所を新築して此處に移り、四十四年度より専務理事一名、毎日出勤して事務を扱ふことゝなれり。

▲貯金 貯金の吸集に就いては常に最大の注意を用ひつゝあるも、如何せん災害頻々たりし結果意の如くならざるは甚だ悲むところなり。然れども、災に遭ふて貯蓄を思ふは人情なり、されば組合は可及的便宜を圖り、区域内を六區に分ち各區に貯金掛りを置き、其の掛りは受持区域内の貯金を毎月集金して通帳と共に事務所へ持參し、記入を受けて之を組合員に交付するを常例とせり。

貯金の種類は無期、特別、定期、紀念の四種とし、無期貯金は年六分の利子を付し、預け入れ拂戻しの月は利子を付せず何時にても預け入れ又は拂戻しを爲し得るものなり。特別貯金は其の方法無期貯金と同一なれども、利率に於て相違あるものにして目下日歩一錢三厘を付せり。定期貯金は最短期を六ヶ月とし、七分三厘乃至八分の利子を付す。又紀念貯金と稱するは四十三年の水害に際し 皇室より御下賜ありたる御救恤金を貯金となし、衆生御憐憫の 聖旨を永く仰ぎ奉らむとするものにして、特に年

八分の利子を付し、毎年利子を元本に加算し組合員脱退の場合の外絶対に拂戻しを爲さざるものなり。
▲貸付 貸付金は信用貸擔保貸の二種とし、又定期償還年賦償還の兩方法に依る。信用貸は定期一ケ年以内とし、擔保貸は五ケ年以内に於てし、利率は目下一割一分にして擔保の有無金額の多寡に依りて差別を設けず。貸付金の用途は農業資金七分、商工業資金三分の割合をなす。

▲生産 生産部の事業を兼營したるは明治四十四年にして、同時に區域を擴張して長竿全村とし、乾燥場及倉庫を新築したり。固より事業開始後日尙淺く、其の成績充分ならざれども、年々事業の分量増加して前途多望なりとす。

乾燥場は主として生繭、殊に屑繭乾燥の爲め使用し、尙去年は更に粗及下駄の甲等の乾燥をも試みた

り。
倉庫は主として米穀類保管の用に供し、且入庫品は其儘擔保として信用部より資金の融通を爲すを以て頗る便宜なり。左に生産裝置使用規定を掲げて参考に資せん

無限責任長竿信用生産組合生産裝置使用規定

第一條 定款第四十五條に依り本組合に備ふる物件は當分左の二種とす

一 乾燥器 二 倉庫

第二條 乾燥器又は倉庫を使用せんとするときは組合員は數量使用の期日及時間若くは期限を記載して理事に申出づることを要す
理事は前項の申出に依り各組合員の使用の期日及時間若くは期間を定めて豫め之を通知するものとす

第三條 組合員は組合の裝置を使用して出資一口毎に一事業年度内生繭二十貫迄を殺蛹乾燥し及乾繭七貫米穀二十俵迄を貯蔵することを得但裝置に餘裕あるときは此制限に依らざることを得

第四條 乾燥器又は倉庫の使用料は左の制限内に於て理事之を定む

一、乾燥器

イ、繭 殺 蛹	生繭一貫目に付	金 五 錢
ロ、同 半 乾 燥	同	金 七 錢
ハ、同 本 乾 燥	同	金 十 錢

但榭目を以てするときは生繭を榭に改算したるものに準ず

ニ、其他の乾燥繭を標準として理事に於て適宜定むることを

二、倉庫

イ、米 穀 類	一俵に付四斗乃至四斗五升入	一ヶ月	金 一 錢 五 厘
ロ、乾 繭 類	一貫目に付	一ヶ月	金 二 錢
ハ、其他の物	右を標準として理事に於て適宜定むることを		

但使用期間一ヶ月に満たざるも尙一ヶ月分を徴收す

第五條 前條の使用料は使用を終りたる後理事の發したる計算書に依り組合に支拂ふものとす

大正二年度、屑繭二百九十貫を乾燥し、此の人員五十四名、又同年度米穀倉庫に於ては米穀類五百四十二俵を入庫し、此人員五十一名なり。右使用料は別表に示すが如し。

組合事業の發展は要するに組合員の訓育にあるを以て、之に關する施設を怠らず、今左に其方法の一

二を擧ぐれば、

- 一、時々「組合報」なる半紙一枚刷の印刷物を配布し、緊切なる事項を組合員に知悉せしむると同時に組合と組合員との意思の疎通を圖る。
- 二、事務所は組合員の共同娛樂室として兼用せんが爲めに用意し、農閑の時は成るべく此處に會合せしめ、組合の状況等に付き談笑するを常とす。
- 三、事務所内には組合長所藏の書籍と、當組合に於て時々購入する所の書籍を併せて圖書部を設け組合員の縦覧に供せり。
- 四、總會其他の會合の場合は力めて名士を招聘して講話を請ひ、組合に關する智識の普及を圖りつゝあり。

組合員の幸福 組合設立以來已に十年を超へたり、此間に於て能く組合事業を利用したる者は自己の産業を振作し、天災多き當村に在りて尙天賦の産業を楽しみつゝあり、さなくとも、組合に依りて舊債の整理を果したる者、相應の貯蓄を有し身代漸次向上せる者、博奕、耽酒の惡風より救はれたる者等、組合に依りて幸福を求め得たる者頗る多し。

組合と長竿村 組合は又成るべく村自治を援け、公共の事に盡さんとする方針を以て、萬般の事に付注意を怠らず、曾て明治四十三年水害の當時の如きは、村役場浸水床上三尺に及び、執務に堪へざりし

ことあり、其の時に際して當分當組合事務所を貸與し、其他小作米品評會々場、農事講習會々場、繭屑整理講習會場として使用せしめ、又は青年會若くは少女會の會合、或は青年夜學會の會場に充てしめつゝあり。尙前述各種の會合に際しては、役場職員學校職員と共に組合役員亦出席し、一村の産業は勿論自治風教の改善に關する談話を交換する等、密接なる關係を有せり。將來村内三百餘戸の者悉く組合に加入するの日に於ては、其の效果更に甚だ大なるべきを思ふ。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	六九	七四	八〇	八四	九五	一二六
固有資金						
拂込濟出資金	一、一三六 ^四	一、四七二 ^四	一、八九二 ^四	二、二八八 ^四	二、七二四 ^四	三、三八四 ^四
準備金	二五六	四二九	六七二	九七五	一、四二三	二、〇〇四
特別積立金	三四	八〇	七五	七五	七四	七四
合計	一、四二六	一、九八一	二、六三九	三、三三八	四、二二一	五、四六二
事業						
貸付	三、二六二	五、一〇〇	七、七四五	八、八七五	九、九五八	一六、九六六

茨城縣 無限責任長竿信用生産組合

貸付償還		貸借対照表 (大正二年度末)		借方	
年度末	二、八二一	年度末	四、〇三三	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
受入	三、五〇四	受入	四、五八一	貸付金	一一、三六〇・一七六
拂戻	一、三三九	拂戻	七、三八六	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	一、六七八	年度末	七、七八五	什器	一九〇・七七一
年度末	六〇八	年度末	二、七八五	建物	一、二八九・四九七
年度末	一、四三一	年度末	二、四七二	証券	五七・四五〇
年度末	二、一三一	年度末	七、一一九	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	二、四四三	年度末	七、一九八	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	三、一九八	年度末	三、一九八	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	五、〇〇四	年度末	五、〇〇四	什器	一九〇・七七一
年度末	八、四一八	年度末	八、四一八	建物	一、二八九・四九七
年度末	一〇、八四四	年度末	一〇、八四四	証券	五七・四五〇
年度末	一一、三六〇	年度末	一一、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	一二、三六〇	年度末	一二、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	一三、三六〇	年度末	一三、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	一四、三六〇	年度末	一四、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	一五、三六〇	年度末	一五、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	一六、三六〇	年度末	一六、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	一七、三六〇	年度末	一七、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	一八、三六〇	年度末	一八、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	一九、三六〇	年度末	一九、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	二〇、三六〇	年度末	二〇、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	二一、三六〇	年度末	二一、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	二二、三六〇	年度末	二二、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	二三、三六〇	年度末	二三、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	二四、三六〇	年度末	二四、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	二五、三六〇	年度末	二五、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	二六、三六〇	年度末	二六、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	二七、三六〇	年度末	二七、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	二八、三六〇	年度末	二八、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	二九、三六〇	年度末	二九、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	三〇、三六〇	年度末	三〇、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	三一、三六〇	年度末	三一、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	三二、三六〇	年度末	三二、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	三三、三六〇	年度末	三三、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	三四、三六〇	年度末	三四、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	三五、三六〇	年度末	三五、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	三六、三六〇	年度末	三六、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	三七、三六〇	年度末	三七、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	三八、三六〇	年度末	三八、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	三九、三六〇	年度末	三九、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	四〇、三六〇	年度末	四〇、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	四一、三六〇	年度末	四一、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	四二、三六〇	年度末	四二、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	四三、三六〇	年度末	四三、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	四四、三六〇	年度末	四四、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	四五、三六〇	年度末	四五、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	四六、三六〇	年度末	四六、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	四七、三六〇	年度末	四七、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	四八、三六〇	年度末	四八、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	四九、三六〇	年度末	四九、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	五〇、三六〇	年度末	五〇、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	五一、三六〇	年度末	五一、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	五二、三六〇	年度末	五二、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	五三、三六〇	年度末	五三、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	五四、三六〇	年度末	五四、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	五五、三六〇	年度末	五五、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	五六、三六〇	年度末	五六、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	五七、三六〇	年度末	五七、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	五八、三六〇	年度末	五八、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	五九、三六〇	年度末	五九、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	六〇、三六〇	年度末	六〇、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	六一、三六〇	年度末	六一、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	六二、三六〇	年度末	六二、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	六三、三六〇	年度末	六三、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	六四、三六〇	年度末	六四、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	六五、三六〇	年度末	六五、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	六六、三六〇	年度末	六六、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	六七、三六〇	年度末	六七、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	六八、三六〇	年度末	六八、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	六九、三六〇	年度末	六九、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	七〇、三六〇	年度末	七〇、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	七一、三六〇	年度末	七一、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	七二、三六〇	年度末	七二、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	七三、三六〇	年度末	七三、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	七四、三六〇	年度末	七四、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	七五、三六〇	年度末	七五、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	七六、三六〇	年度末	七六、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	七七、三六〇	年度末	七七、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	七八、三六〇	年度末	七八、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	七九、三六〇	年度末	七九、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	八〇、三六〇	年度末	八〇、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	八一、三六〇	年度末	八一、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	八二、三六〇	年度末	八二、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	八三、三六〇	年度末	八三、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	八四、三六〇	年度末	八四、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	八五、三六〇	年度末	八五、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	八六、三六〇	年度末	八六、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	八七、三六〇	年度末	八七、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	八八、三六〇	年度末	八八、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	八九、三六〇	年度末	八九、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	九〇、三六〇	年度末	九〇、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	九一、三六〇	年度末	九一、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	九二、三六〇	年度末	九二、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	九三、三六〇	年度末	九三、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	九四、三六〇	年度末	九四、三六〇	証券	五七・四五〇
年度末	九五、三六〇	年度末	九五、三六〇	未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
年度末	九六、三六〇	年度末	九六、三六〇	貸付金	一一、三六〇・一七六
年度末	九七、三六〇	年度末	九七、三六〇	預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
年度末	九八、三六〇	年度末	九八、三六〇	什器	一九〇・七七一
年度末	九九、三六〇	年度末	九九、三六〇	建物	一、二八九・四九七
年度末	一〇〇、三六〇	年度末	一〇〇、三六〇	証券	五七・四五〇

貸借対照表	貸借対照表
未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
貸付金	一一、三六〇・一七六
預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
什器	一九〇・七七一
建物	一、二八九・四九七
証券	五七・四五〇
合計	一九、二三四・三九九
未拂込出資金	一、四五六・〇〇〇
貸付金	一一、三六〇・一七六
預ケ金	三、八〇一・〇〇〇
什器	一九〇・七七一
建物	一、二八九・四九七
証券	五七・四五〇
合計	一九、二三四・三九九

有限責任上三川信用購買販賣組合

栃木縣河内郡上三川町大字上蒲生四七
 明治三十九年十一月五日設立

上三川町概況 組合所在地たる栃木縣河内郡上三川町は宇都宮市を南に距ること約四里、東北線石橋驛より東方一里半に在り、南北二里餘東西一里餘にして七大字あり、農業者及商業者の二部に分れ大字上三川は戸口稠密にして小市街を爲し三百餘戸の者概ね商工業を營み、區裁判所出張所、警察分署、銀行、郵便局等ありて商工業も亦繁盛なり、其餘の部落は農村にして戸數四百餘、總人口五千三百、其の耕地田四百四十九町三反歩、畑四百九町八反歩餘あり。年々米七、八千石、大麥六千石、小麥千石、其干瓢一萬五千貫内外を産す。

當地は山岳に遠く平坦地にして交通は便に且市街の東方鬼怒川の流に依りて水利あり。河の沿岸一
 栃木縣 有限責任上三川信用購買販賣組合 四七

帯は地味肥沃なれども、他の部落は劣等地少なからず、されども、近年肥培及管理の方法宜しきを得、土地の生産力は漸増しつゝあるもの、如し。

組合設立 上三川町の概況前述の如くなるを以て、町民無事大平を謳歌するに足るが如きも、内實は又茲に大に考慮を要するもの多々あり、之生存競争の激しき今日に於て免るべからざる事なり。本町の金融機關としては上三川銀行あり、然れども多數の中小産者は之を利用すること能はず、止むなく高利の資金を他に仰ぐ。又農家は肥料の購入に當りて品質を査覈し、値段の高低を争ふ力なし、何となれば其代金は收穫期迄延期を乞はざるべからざるが故なり。而も一人現金を以て充分現品を吟味し、買入れんとすれば、之一般の慣習に反し、肥料商又之を喜ばざる風あり、農家は日常此の如き不利にして悲しむべき取引を爲し、敢て怪まざるに至りては何れの秋か産業の發達進歩を見るべき。社會は駭々として進み、物價は益騰貴し、生計難來る。生計難は先第一に中小産業者を襲ふ、是に於てか、共同補助相互救済の途を求めん爲め産業組合の設立を叫ばずんばあらざるなり。乃ち明治三十九年故生沼權一郎氏、組合設立の事に腐心し、研究中恰も埼玉縣に農事巡回教師たりし田村仁左衛門氏其の職を辭して歸郷せしを以て、此の擧を援け有志者又兩氏と協力して町内を誘説し、二百二十四人の加入者を得て明治三十九年十一月五日信用購買組合を設立したり。

設立後の経過 設立當初は事務所を町役場内に置き、故生沼權一郎氏を組合長に推し、専務理事とし

て田村仁左衛門氏執務の衝に當り、初年度に於ては出資拂込千三百七十圓を受入れ、貸付金なく貯金なし、第二年度は、拂込済出資金は約三千圓あり、貯金約三千圓、貸付金三千六百餘圓の帳尻を以て年度を終り、第三年度末は拂込出資金四千六百圓、貯金三千八百圓餘を以て、貸付七千五百圓を残し、純益五百五十圓を得て其年度を終りたり。而も第五年度を終了する迄借入金を爲さず、不充分ながらも自己資金を以て能く其運用を誤らず、徐々に發展したる經營振は、聽て本組合の成績を顯著ならしめたる所以なるべし。組合事業は漸く繁きを加へ、町村場内の事務所甚狹隘を感じたるを以て他に移轉し、尙新に事務所及倉庫を建設したり。事務所移轉と同時に一名の書記を雇ひ、尙四十三年田村専務理事町長に選任せられたるを以て、更に書記一名を増員し、一般事項は書記をして爲さしめ、重要事項は役員全員協議の上執行しつゝあり。

執務時間は日曜日、大祭祝日を除き、毎日出より日没までとす。組合の區域を十四區に分ち、區毎に信用評定委員一名を置き、又各區に一名若くは二名の世話掛を置き、購買に關する件其他組合員に通知を發する件等は此の世話掛をして爲さしむ。

▲貸付 信用程度表に依りて、保證人を立てしめ貸付けを爲すことを常とすれども大正元年度より擔保貸付の途をも開き、比較的大口の貸付けを行ふ。利率は普通一割二分なれども場合に依り年九分迄低下することあり。期限は一ケ年以内を普通とす、然れども又特殊の事情ある者に限り、三ケ年以内の

期限を許す、各年貸付償還の状況は別表に示すが如し。

▲貯金 定期五ヶ年(年八歩)、同一ヶ年(年七分五厘)の貯金と、普通貯金(年六歩)の二種にして、普通貯金は十銭以上とし、特殊の貯金方法を設けず、各自随意に預け入れを爲すを例とす。而して利子は年二回計算して元加の方法を採れり。

▲購買 購買事業は、信用部の事業成績の擧るを待ちて四十一年より開始し、主として肥料、種子類、農具、鹽等の購買を爲し、事業開始當時に於ては、組合員よりの注文を取纏めて購入し、之を分配したりしが、其の取扱物品は大抵需要期節一定し、數量も年々大差なきを以て、専務理事其の需要高を豫定し、東京市又は地方の間屋より時機を計らひ買付けを爲し置き、組合員の都合に應じ分配を爲す。而して代金は現金に受入るゝものゝ外、米、麥、干瓢等主産物の收穫時期に於て徴收す。當組合は小市街を成し肥料其他日用品の購入に當座の不自由を感せず、夫れが爲め購買事業の經營に就いては常に遺憾の點なしとせず、然れども深く將來を考ふるときは、必ず組合の事業に埃たざるべからざるものあるを以て、役員は一層此の事業に對し注意を拂ひつゝあり。

▲販賣 販賣は四十二年の兼營にして米、麥、藁の委託販賣を爲せり。即ち組合員より受入れたる物品は本縣販賣組合聯合會の手を経て第十四師團に納付しつゝあり。

本組合現在三百三名、内、農業者二百四十一名、商工業者四十八名、其他十四名なれば、其の事業は

都鄙を包容し、經營上の困難あるは云ふ迄もなし。然るに過去八ヶ年の成績に見るに、急進を避けて組合員の意嚮を洞察し、漸進主義に依りて蹉躓なし、是其の經營宜しきを得たる所以なるべし。組合設立以來久しく組合長として盡瘁せられたる故生沼權一郎は地方有数の有力者にして、公共に盡すを以て己の任とし、曾て、郡會議員たりしことあり、縣會議員、縣參事會員たりしことあり、上三川名譽町長たりしことあり、又實業方面に於ては栃木縣農工銀行、下野倉庫株式會社、上三川銀行等の重役たりしことあり、尙地方窮民及不慮の罹災者を救済せんが爲め、私財一萬圓を義捐し、財團法人生沼共濟會を起したるが如き篤志の事あり、篤望頗る高し。惜哉大正二年五月九日黄泉の客となる。當に當組合の爲めのみならず、地方の爲め悼ますんばあらざるなり。

故生沼氏を助けて組合事業に貢献したる専務理事田村仁左衛門氏は、曾て東京高等農學校を卒業し、茨城縣結城郡及埼玉縣北足立郡に農事巡回教師たりしことありしが、其職を辭し歸郷して組合事業經營の任に膺り、生沼氏の後を繼ぎて組合長に推され、又現に町長の職に居り畫策する所多し、將來の組合事業に於て尙一層の好成績を見るべし。

組合の効果 組合設立後八ヶ年を過ぎて、其設立以前の町内の状況と對比すれば、諸般の事情自ら一變せるやの感あり、今其著しき數項を左に述べんとす。

一 組合設立以前は、中小産者の利用し得べき金融機關なるものなく、之が爲め地方の貸金業者より

資金の融通を受け居りしも、信用低き中小産者は容易に所用の資金を得ること能はざりき。然るに、組合設立せられ無擔保にして低利の資金を隨時に求め得らるゝに至りたれば、組合員は大に利便を得是れより産業の振興を促すに至れり、又一般に金利低落の傾向に進みたるを以て組合の爲め組合員以外の者の受くる利益も又多大なり。

二 組合に於ては品質優良なる肥料其他の物品を購入分配するを以て、從來の如く肥料商より品質の善悪、價格の如何をも覈査せずして購入し、高歩の利子を支拂ふの要なきに至れり。

三 所要の資金を容易に隨時借入し得るを以て、農産物の市價低落せし時に於て販賣せずして、商機を見計へ賣却するに至れり。

四 組合設立以來貸金業者及商人は、組合と競争的に營業に勉勵し、低利廉價に取引するに至りたるため、四隣町村より華客入り込み商業者も又益する所少なからず。

五 組合員は郵便貯金又は銀行預金より高歩の利子を得られ、且つ各自の出資に對する利益あるを思ひ、婦女子の囊底に藏せられたる零細の資金迄組合に蓄積し、組合資金の一半を形成せるを以て、貯金の効果大なるを感知するに至れり。

六 交通の機關備り、都會への出入頻繁となり、從て都會の人情風俗に感染し、奢侈の風に流れ自ら目前の營利にのみ趨り、一般に公共的精神に乏しく、地方自治の如きも動もすれば圓滿を缺くこと

ありしを以て、組合經營者は之を憂ひて勤儉貯蓄を奨勵し、諸税の滞納を戒め専ら徳義の向上に励めしかば、漸く自治に對する觀念を強くするに至り、地方自治に好影響を及ぼし、納税成績宜しきを得、本町は昨年稅務監督局長より納稅優良町村として表彰せられたり。

七 日々組合員の出入頻繁なるを以て、組合員と懇談する機會多く、其談話は産業組合に關する事は勿論、農作物肥培の方法、肥料の配合、肥料の選擇或は社會萬般に涉る雜話等ありて、組合員をして其の知識を發達せしめたるのみならず、道德風俗等に及ぼす影響又尠ならず、現に事務所は俱樂部の如き状態なり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	二四七	二七二	二八七	二九〇	二九五	三〇三
固有資金						
拂込濟出資金	四、六一〇 <small>円</small>	六、五三二 <small>円</small>	八、五八七 <small>円</small>	一〇、七八二 <small>円</small>	一三、二一六 <small>円</small>	一五、八四〇 <small>円</small>
準備金	一四〇	三〇〇	九一九	一、六八九	二、四二一	三、三八五
特別積立金	—	六九	一七八	三二〇	四五〇	五七五
合 計	四、七五〇	六、九〇一	九、六八四	一二、七九一	一六、〇八七	一九、八〇〇

栃木縣 有限責任上三川信用購買販賣組合

事業

貸付	八、六三五	五、三四一	一〇、一四四	一五、九六二	二四、五三五	二六、七八六
貸付償還	七、六六二	三、五〇六	八、七三二	一一、三〇八	一八、一八七	一九、〇〇七
年度末	四、六〇三	六、四三八	七、八四九	一二、五〇三	一八、八五〇	二六、六二九
受入	五、三七六	六、七四〇	八、一二〇	九、五七五	一三、六八四	一六、七八〇
貯金拂戻	四、〇二一	四、三四四	六、〇八〇	八、〇〇八	一一、三四三	一三、六三〇
年度末	三、八四六	六、二四二	八、二八二	九、八四九	一二、一九一	一五、三四一
販賣額	—	二、八一六	—	—	二、九七六	二、四三一
購買額	七、五二四	一一、〇五〇	一三、九五〇	一三、三二七	一二、八二二	一四、三二〇
剩餘金	五五五	一、一九三	一、五九八	一、七二九	二、二一〇	二、二二三
備考	出資一口二十圓、八百八十二口あり。					
貸借對照表	(大正二年度末)					
未拂込出資金	一、七九九	四、二三〇	—	—	—	一七、六四〇
貸付金	二六、六二九	〇〇〇	—	—	—	三、三八五
出資金	—	—	—	—	—	一七、六四〇
準備金	—	—	—	—	—	三、三八五

有限責任傘松信用購買販賣組合

預金	五、六四五・五六〇	特別積立金	五七四・四一〇
什器	三〇八・五三七	貯入金	一五、三四一・九二六
證券	一、四一八・一〇〇	借入金	二、七七〇・二五〇
土地	三〇二・五五〇	剩餘金	二、二二三・六四一
建物	一、四〇四・九五〇		
購買代未收	二、三四八・八六〇		
聯合會出資金	二〇〇・〇〇〇		
購買品	一、三五二・一四〇		
現金	五二六・七六〇		
合計	四一、九三五・六八七	合計	四一、九三五・六八七

組合所在地の概況

傘松信用購買販賣組合は栃木縣那須郡湯津上村に在り。

栃木縣 有限責任傘松信用購買販賣組合

栃木縣那須郡湯津上村大字蛭田一九八五
 明治三十九年九月二十一日設立

村は戸數六百五十、人口四千六百餘を有し、西南は箒川に面し東は那珂川に限られ、兩川の合する所恰も三角形の頂點を成し、斜邊は川に沿ひて北及西北に延び、底邊を成せる一方は金田村に接す、中央に中ノ平と稱する臺地あり。

耕地は川に沿ひて東南西に亘り、水田七分、陸田三分の割合を以て散在す、中ノ平は山林原野にして古來本村の秣場入會地なりしが、今は陸軍演習地として使用せらる。

本村一ヶ年の農産物産額は米一萬五千石、大小麥三千五百石、大小豆三百三十石、雜穀百五十石、煙草一萬七千貫、又多少の蔬菜、果實とす。

國寶那須國造の碑は實に此村に在り。高さ四尺正面は磨して砥の如く、冠らずに凹めたる扁石を以てす、故に里人呼んで笠石の碑と云ふ。刻する所の文字は歲月の久しき風雨の撲つ所となりて、字畫磨滅して明瞭ならず判讀に苦しむも、那須評督韋提の徳を頌して、文武天皇の四年（今より千二百餘年前）庚子の歲に、時人意斯磨等の建設に係り、本邦第一の古碑なり。久しく草叢中に埋没して世に知られざりしが、貞享四年九月水戸義公東北漫遊の折、之を發見して那須國造の碑なる事を確かめ、元祿五年壬申春二月堂宇を修築して笠石神社と稱せり。

傘松信用購買販賣組合は實に此地に在り、一は本邦最古の碑、一は本邦最初の組合、其の對照や奇なりと云ふべし。

組合設立事情 傘松信用購買販賣組合設立の事情を知らんと欲せば、先づ傘松農場の沿革を知るを要す。

傘松農場は一に品川開墾地と稱し、湯津上村大字蛭田に在り、元官有荒蕪地なりしが印南丈作、矢板武兩氏の建築に依り、故品川子爵は家扶片岡政治をして豫約成功拂下の方法にて借地せしめ、民を移して開墾に従事せしめたり。然るに片岡氏は此の地が地味瘠薄にして成功の見込立たずとなし、北海道に地を相して別に開墾事業に従事し、遂に此の地を放棄したり。是に於て品川子爵は善後策に窮し假りに大字蛭田の平山某をして其の管理に當らしめしも、某や亦其の重任に耐ゆる能はず、依て更に子爵は井上平五郎氏を得て其任に當らしめんとせり。氏は我國農界の先覺船津傳次平氏の次男に生れ、當時那須開墾社に在り、子爵の請囑に對し、非才の故を以て固辭して受けず、未だ管理者の決定を見ざるに、子爵は獨逸大使として赴任されたり。

然るに當時那須開墾社長たりし矢板武氏は斯くては、傘松農場發展上少なからざる悪影響を來たすべきを憂ひ、井上氏に勸むるに子爵不在中の農場管理の事を以てせり、茲に於て、氏は懇請辭し難く、遂に湯津上村に趣き農場の北端傘狀の老松下をトして事務所を建設し、開墾の事に従事せり、時に明治十九年なりき。

是より先二十四戸の移民は、孜々として開墾に従事したりしが烏合の衆の事とて爲す所規律なく、之

く所節度なし、由て井上氏は其の状況に鑑み且將來を慮り、防風林を設け、防火線を定め、道路を通じ用水路を鑿ち、銳意經營に力めたりしも、地味瘠薄なるに加へて適當なる肥料を得るに難く、耕作意に任せず、折角の苦心も脆く水泡に期せんとせり、時に駒場農學校の教職に在りし船津傳次平氏は、當時尙試験期に屬せし釜屋堀製の過燐酸石灰及舶來骨粉の少許を送り來たりたるを以て、試みに施用したるに骨粉の肥効實に驚くべきものありき。

是に於て氏は益々之が施用を奨励したりしも、當時骨粉を得る事頗る困難なる状態に在りき。依て氏は移住民をして附近に散在せる牛馬の骨を集め之を焼きて粉末となして使用せしめたるに、等しく奇効を奏したるを以て、移住者は喜んで之を製造施用するに至れり。漸くにして地産年と共に加はり、移住民亦増加して經營漸く其の緒に就きたり、是より前、井上氏は移民を督して備荒貯蓄を爲さしめ居たりしが、更に進んで永遠の基礎を確立せんと欲し、信用組合の制度を採用せんとしたり。然れども、移住民は未だ該制度の何たるやを解せざりしを以て、書を場主品川子爵に呈して其の説明を求めたり、恰も子爵は獨逸より歸朝以來前任地に於て視察し得たる組合制度を我國に移さんとし、百方盡瘁せらるゝの折柄なりしかば、直に懇切なる一書を以て其必要を説述せられたり、左に原文の儘の子爵の書簡を掲げん。

「本月七日の御手紙拜讀御無事賀候蒞病氣も今以てよろしからず無理に箱根より八日の夕遅れ歸り申候十か八九は妄語を吐き全くも

ルヒネの餘毒發ししなり漸々回復可仕候間御案じ被下間敷候陳ば開墾地移住の人々も相變らず途者にて勉強田も充分の出來なる由誠に移住民の爲めに賀すべき事なり就ては今より子孫の爲め老後の安心の爲めに銘々勤儉の二字を忘れず風火水災流行病地震等非常の用意を一村は一家申合せて共に共に相濟ふ手段を後年の爲めにする事尤も肝要と存候諸君の災にかゝりし其時に貯金をして置けばよかつた儉勤の二字を忘るゝな品川サンがいらぬ御世話だと思ひしが今日はじめに儉勤の二字が大事だと申事に氣が付いたさくらだんだん踏んでも焼けた時吹き倒された時地震にゆりつづれた時に一文なし一粒なしでは可愛い子も孫も助ける事も出來ず二人となき友人を救ふこともできずドゥぞ可なりには殊更に貯蓄する事肝要なり兼て平田も相談せし信用組合は今日の進歩の世の中誠に適當の組織と存候間自ら助けて他人の厄介にならぬ様移住民も〜に申合せ規則をこしらへ他の村々の手本になる様に致し度ものと存候平田とやじもすれば其間になりて移住民の爲めになる様やじ等兩人は損をしても（即ち利息をもらはずに其利金は移住民の爲めになる様致す類）よろしく候間台ヶ原の開墾移民は風火水災流行病戦争の時に臨んで相共に濟救する方法を設けあると各町村各郡の人々に向つて移住民の大きな顔を致させ度存じ候何卒非常の備なくては何事も働らき損をするものと申事を移住民へよく〜御申聞け被下度奉願候

古人の句に

もす(鳥の名)でさへ冬の圍ひをするものな

と申置れたり小鳥のもす鳥に人間が負けては濟みではないかくれんもよろしく皆々に御序〜に御申聞け少しく勤勉して貯金信用組合を設ける事に御勧誘被下可候孫や子が眞實に可愛いと申事を知つて居る人々は必らず同意してくれる事と疑ひ不申候かしこ

明治二十七年九月十一日

井上平五郎様

之れ其全文なり、難解なりし組合設立の必要を平易に説き得て餘蘊なし、即ち氏は移住民を集めて示すに此書を以てし、勧誘に力めたりしかば遂に信用組合の設立を見るに至れり。是れ實に傘松信用購買販

栃木縣 有限責任傘松信用購買販賣組合

賣組合の前身なりとす。

組合發達の狀況并に事務取扱の方法 朝三暮四利に走るに急なるは小人の常なり、組合設立以來未だ期年ならざるに早くも目前の小利に迷ひて組合の効果を疑ひ、少なからざる脱退者を生じたり、然るに彼等は脱退に際して定款の定むる所に従ひ出資金のみを得て去りたるを以て、其決算期に至り組合員は意外の利益を得たるを見、前の脱退者は再び競ふて加入したりしを以て組合員の數著しく増加し、事業漸く發展せんとするに際して、明治三十二年産業組合法の發布せらるゝに遇ひ、益々活況を呈し、爾來隆々として發達し來りしが、明治四十一年産業組合法の一部改正により、設立區域を廣め、購買販賣兩組合の事務をも兼ね行ふに至りたり。大正二年度末現在組合員の數は百四十九人にして、出資口數七百八十三、拂込金額一萬四百九十二圓、準備積立金六千餘圓の多きに達し、組合員の貯金四千四百圓を算し、貸附金額亦二萬三千圓の巨額に上れり。

購買販賣部にありては、骨粉、トーマス燐肥、過燐酸石灰、大豆粕、種苗、醬油の類を取扱ひ、且金田村大字南金丸に於ける陸軍演習廠舎に對し、精米、干草、野菜類を供給したり。其大正二年度の總賣上高は五千餘圓を算したれども、價格の標準を原價と市價との中間に置きたるを以て、僅かに二百圓弱の利益を得たるに過ぎりき。

組合事務取扱の方法としては、別に特殊のものなく、平日の事務は組合長主として之に當り、理事及

書記は事務の繁閑に應じて月の始及び終りに於て事務の整理を行ふに過ぎず。

最近六ヶ年各年事業の狀況は別表に示すが如し。

組合經營二十年 傘松信用購買販賣組合の狀況概ね前述の如し。而して、茲に最も誇るに足るべき一事の存するあり。他なし、時に一盛一衰は免れ得ざりしも二十年の久しき歴史を有する事即ち是なり。創業は易く守るに難きは皆人の知る所なり、近時組合の設立相踵ぐと雖も、克く有終の美をなすものや少なし、而かも二十年間組合長を一にするが如き、實に異數なりと云はざる可らず。之れ井上氏の人格の偉大なるより此成績を贏ち得たるものにして、殊更に組合員訓育上の施設なきも、高潔なる氏の性格は組合員を感化して餘りあり、爲めに萎靡振はざりし湯津上村の産業は頓に其面目を革め、年一年と活況を呈し來り、貯金思想の勃興特に驚くべきものあり、村に十七個の貯金組合を有するに至りたるが如き、一に傘松信用購買販賣組合の賜たらずんばあらず。組合の使命亦重しと云ふべし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	一〇三 _人	一一三 _人	一二〇 _人	一三六 _人	一四〇 _人	一四九 _人
固有資金						
拂込濟出資金	四、〇八四 _円	五、六〇七 _円	六、八六〇 _円	八、三三八 _円	九、四四一 _円	一〇、四九二 _円

栃木縣 有限責任傘松信用購買販賣組合

準備金	三七八	一、〇七七	一、九七二	三、一〇九	四、四四八	六、〇九三
特別積立金	—	三一	五一	七七	一三三	二三一
合計	四、四六二	六、七一五	八、八八三	一一、五二四	一四、〇二二	一六、八一六
事業						
貸付	五、八五三	四、二八七	三、八七二	一一、四二七	二〇、一六一	一四、九四八
貸付償還	四、四五一	二、四七九	二、二八一	六、三四八	一六、七〇四	九、六〇五
年度末	六、四八八	八、二九六	九、八八七	一四、九六七	一八、四二四	二三、七六八
受入	九三三	一、三八三	一、六一九	二、六三四	二、〇一三	二、〇九三
貯金拂戻	七七八	八八二	一、〇一一	一、六三八	一、四一九	一、二七二
年度末	一、八八四	二、三八五	二、九九四	三、九八九	四、五八三	五、四〇四
販賣額	—	六二一	—	一、六三六	—	—
購買額	六四八	一、四七五	二、八一六	四、一四一	四、〇三五	五、七五六
剩餘金	五五二	七七六	九〇九	一、二八四	一、六五六	一、九八三
貸借對照表 (大正二年度末)						
未拂込出資金		九、〇八二 ^円	八、〇〇〇			一九、五七五 ^円
貸方						
出資金						
借方						

貸付金	二二、七六八・一九四	準備金	六、〇九三・一二八
什器	一五八・五三〇	特別積立金	二三一・二六六
證券	二〇〇・〇〇〇	貯金	四、四七九・八六四
聯合會出資金	一〇〇・〇〇〇	借入金	三、〇〇〇・〇〇〇
購買品	一、〇四三・六五〇	豫約貯金	九二四・六四四
現金	一、九三四・四〇一	剩餘金	一、九八三・六七三
合計	三六、二八七・五七五	合計	三六、二八七・五七五

無限責任玉瀧信用購買販賣組合

三重縣阿山郡玉瀧村大字玉瀧三五三七
 明治四十一年八月十三日設立

組合所在地の状況 本組合は、三重縣の最西端、伊賀國阿山郡の極北にあり。玉瀧村の全部を區域とするものにして、東は鞆田村に接し、南は河合村に隣し、西は丸柱村及滋賀縣甲賀郡長野村、雲井村に連り、北方一帯は蜿蜒たる岡巒を隔て、甲賀郡南柚村、龍池村、宮村に界す。廣袤東西二里二十三町、

三重縣 無限責任玉瀧信用購買販賣組合

南北一里二町、周圍八里十九町にして玉瀧、横山、内保の三大字より成る。而して大字玉瀧は、村の中央に位し、役場、學校、巡查駐在所、郵便電信、電話局、銀行、會社、病院、旅舎、商店等あり、組合事務所并附屬倉庫等も亦此地に設置せらる。村内に著名の高山なきも幾多の山脈起伏して耕地其間にあり、山間の溪流合して川をなすもの一を河合川と稱し、一を玉瀧川と稱す、二川共に舟筏の便なく、漁藻の利なく、只僅かに灌漑の用をなすのみ、道路は主要なるもの二線何れも村の中央を貫通す、一は關西本線佐那具驛より河合村輛田村を経て本村に入り滋賀縣新街道と連絡して關西支線深川驛に達するものを水口街道と稱し、一は關西本線柘植驛より大和街道を分岐し輛田村を経て本村に入り滋賀縣甲賀郡長野村に通ずるものを玉瀧道又は長野街道と稱す、二線の内長野街道は其村界に峻峻なる坂路あり、車馬の通行困難なるも、本村地内は概ね平坦にして交通運輸の便宜し、玉瀧村は舊藤堂藩の領地にして、郷土史上著名の事績なきも眞木山神社、玉瀧寺の如きは共に千年以上の歴史を有せり。

組合設立の事情 玉瀧村は現住戸數五百四十四戸、人口三千二百九人を有する農村にして、田三百七十六町歩、畑六十五町歩、山林七百二十二町歩、農村として耕地豊富ならざるのみならず、田二百七十餘町歩は有名なる旱魃地にして、百餘町歩は悲惨なる水害地なり。明治十六年の頃縣下一般農村の疲弊したる時代において、頻年此災害を被むり、加ふるに奢侈遊惰の習慣は一層疲弊の度を高め、他町村民に所有せられたる田反別二十町歩、小作米六百俵を算し、不動産を抵當とする村外の負債四萬千五百六

十圓、一年の支拂利子七千餘圓に上り、又收拾すべからざるの窮境に立ちたり。明治二十年一村の窮狀殆んど其極點に達するや、村民漸く醒め、紊亂せる村財政を整理し資力を回復せんとするには勤勞を奨め節約を守るの他に途なきを覺り、有志鳩首して勤儉規約を制定し、以て之れが實行を促したり。勤儉の半面には貯蓄なかるべからず。依て各戸に貯蓄を奨め其の勵行に勤めたれども、當時の村情に於ては進んで貯蓄を行ふものなく、村吏員學校職員等の模範的に貯金をなすもの八名の出金を合して一ヶ月の郵便貯金僅かに三十四錢なりしが如き、以て貯蓄思想の幼稚と一村財力の涸渴とを知るに足る。斯る僅少なる貯金を以て多大の負債を償却し、疲弊せる村民を救済せんことは到底望みなき所なるを以て、更に擬議する所あり。村の重なる有志奮發し、又當時の青年を鼓舞し、同誘社と稱する寄貸貯金組合を設け、一ヶ年一口五圓即ち半ヶ年掛二圓五十錢の勤勉貯金を蓄積することを規約し、此貯蓄金によりて村外負債の償却、土地買戻し、若くは農家の肥料購入資金に貸付たり。其貸付は年利一割二分の高率なりしも、當時一般の金利は年一割八歩以上なりしを以て、資金の融通を望むものは一種の恩借として之を希望したり、從て其利殖の進速度かにして明治二十九年には寄貸貯金の元利蓄積高一萬四千餘圓となりたれば、之れを元資とし、村民のみの株主組織を以て、今の株式會社玉瀧銀行を設立するに至りたるなり。此銀行の設立は、村經濟の發達を助けたるのみならず、金融機關の便なき附近農村の歡迎する所となり、又着實なる經營は年一年に好成绩を示して株主の受くる所の利益尠ならず、第二期以來年一割

の利益配當を行ひて尙同額の積立金をなせり、斯の如く本銀行は良成績を擧ぐるに至りたるも、之れが株主たるものは十年以前奮起して夙に勤勉貯蓄の實行をなしたる同誘社寄貸組合の組合員のみにして、之れを村の全般より數ふるときは其株主なるものは僅かに現住戸數十分の一に過ぎず、其他の村民は金融機關としての便益は之を受くることを得るも營業利益の分配を受くることなし。斯の如きは自治團體の圓滑を計り村民資力の均衡を保たしむるの途にあらざるを以て、近き將來に於ては全村民を網羅する産業組合を設立して村民共同の利益を收め、又銀行は進んで村外に活動せんことを計畫し、先づ村是調査を基礎として貯蓄組合を設け、現往者は必ず一日一錢以上の勤勉貯蓄を實行せしめ、専ら組合設立の準備をなしたり。明治四十一年其機漸く熟し、最下級の細民と雖も尙且出資第一回拂込に差支へざる貯金を造成するに至りたるを以て、村民を説き組合設立の議を決し、七月定款を作成し八月許可を得、當時の現住五百四十戸の村民中五百十五名の加入を得て、無限責任玉瀧信用組合の組織成りたるなり。爾來組合事業の發達と組合當局者の勸誘により、如何なる頑冥者も又加入の必要を悟り、組合員次第に増加し、四十三年には五百二十一人となり、四十四年には五百三十二人、四十五年には五百三十五人となり。即ち現住五百四十三戸の内永住の見込なき入寄留者八戸を除外したる他は悉く組合に加入し、茲に一村一團の組織を完成したるのみならず、組合精神の普及は購買販賣事業兼營の必要を認めて、四十四年一月定款を變更し無限責任玉瀧信用購買販賣組合と改稱するに至れり。

組合發達の狀況并事務取扱の方法 全村の上下を通じ、無限責任の組織を以て設立したる本組合は、穩健なる發達を遂げ、必ずや理想の彼岸に到達せんとし、徒に一時的預金を吸収し、或は借入金によりて事業を擴大するが如き不自然なる業務の經營は全く之れを避け、只勤勞の餘資を蓄積して其利用を計り、幾多の歲月に待ちて事業の完成を見んことを目的となしたり。即ち村内を十二區に分ちて、之を共勵區と稱し、更に之れを四十四の小組に區分し、區に一名の信用評定委員、組に一名の組長を置き貯金の奨励、産業資金の分布、其他組合事業に對する一切の指導仲介をなさしむ。而して幹部にありては、組合長以下理事其他の役員等は献身的誠心を以て事業の經營に従事し、書記を置かず雇員を用ひず、將報酬を求めず、事務所は村役場の一隅を無償借受し、組合長理事は二名の常務理事と共に孜孜として諸務に執筆し、出で、は五百三十五戸の組合員を指導啓發し、入りては繁雜なる信用購買販賣事務を整理し、各區に配置せられたる委員組合長等も亦力を合せて自己受持區組合員を督勵し、精神の修養産業の發達等の施設は、村治方針、學校教育、村農會事業等に聯絡し、家庭の圓滿、就學義務と納稅成績とは直ちに組合員の信用程度に及ぼすの方法を執り、以て其訓練を怠ることなし。組合員も亦組合設立の精神を服膺し、勤勉によりて毎年壹回出資一口金二圓の拂込をなし、毎年受くる利益配當は之れを出資に充當し、八ヶ年目には全く出資拂込を終了せんことを目的とし、又義務として毎月三十錢以上の勤勉貯金を實行せしめ、其貯金は事情止むを得ざるもの、爲めには出資拂込に振替せしむることあるも、其他

は絶対に拂戻しを許さず、漸次利殖せしむる方法を探りたり。斯くて出資拂込の完了、勤勉貯金の増殖毎年度の準備積立金と相合して設立満期には二十萬圓以上の資力を造成すべき計畫を確定し、以來孜孜として之れが實行を督勵し、大正元年度末に於ては創業より四ヶ年五ヶ月を經過して既に金三萬千五百八十五圓の資力を造成し得たるが如き、當初の計畫以上に其進捗をなしつゝあり。然れども組合事業の經營は物質的進捗のみを以て能事となすべからず、之れと共に組合員の精神修養を奨め、徳義の向上を計り以て永久に自治團體の平和を維持し、又造成したる資力を確實に保護せしむるの素地を造らざるべからず、之れが方法としては時々講話會を開き、又毎月通信を發して組合の精神と其事業の成績を周知せしめ、或は總會に於て善行者を表彰し、不良の徒あらば各區の責任として之れを戒飾し、隣保相助の良習慣を維持し、以て組合員を教導監督せしむる等、幹部と補助機關の聯絡は始終密接なり。而して之れ等の計畫方針を確實に施行せんとするには、局に當るもの誠心誠意、自己の利害を忘れて之れに従事し、又能く組合理事を統一し、組合員の利益を保護せざるべからず、即ち村長を組合長に收入役、勸業主任書記を常務理事に、其他村會議員中、村民の重望あるもの二名を舉げて理事とし、購買販賣の事業には地主中の重なるものを舉げて委員とし、村農會青年會役員等の援助するあり、誠實精勵其事務に執掌するを以て、組合の經費は僅かに筆紙墨緒帳簿用紙通信費獎勵費を支出するに止り、其利益の全部は組合員に分配せらるゝことゝなるを以て、第一年度は五朱七厘、第二年度は八朱八厘、第三年度は八

朱九厘、第四年度は九朱一厘、第五年度は九朱二厘の利廻り勘定(出資拂込額に對する)となり、其他何時にても低利の産業資金を供給せられ、或は購買販賣の利益を享有する等、組合員は各其の前途を樂み相頼り相信じて倍々共勵しつゝあり。

以上の施設方法に依りて經營したる組合累年の成績は別表に示すが如し

▲貯金 貯金は義務貯金、約束貯金の二種にして、一は組合員勤勉して毎月三十錢以上の貯金をなさしめ、出資拂込に振替の外一切拂戻しをなさしめざるもの、一は長期年賦償還の方法により借入たる全額に對し毎月一定の額を預入せしめ、六月十二月の兩度元利返済に充つるものにして、貯金の利率は年五朱四厘日歩一錢五厘なりとす。

▲貸付 貸付金は年利八朱とし、創業當時資金の潤澤ならざりし間は、當用急を要する産業資金を先にし、又可成細民の需用を充たす事を先にして其貸付に注意し、漸次資金の充實するに従ひ、四十二年には村内各大字に共同集積倉庫を設置し、四十三年一月よりは米券によりて最簡易なる資金の立換貸付を開始し、更に同年九月よりは長期年賦償還貸付を開始し、利潤の回収速かならざる産業資本の償却并に組合員の有する高利舊債の整理を目的とし、約束貯金の方法によりて之れを償還せしむることゝなしたり。

貸付金の用途は、肥料の共同購入、土地の購入、土地開墾、溜池擴築資金、畜牛馬購入、商工業資金、

養蠶製茶資金、農具新調、農舎又は工場建築、副業資金、米券を擔保とする農家資金、高利舊債整理資金等なり。

七〇

▲購買と販賣　本組合は、其初め信用組合事業のみを開始し、購買販賣の事業は専ら村農會の奨励事業として、共同の習慣を涵養し、共同集積倉庫の如きも其初め村農會の援助により地主會の經營に成り、組合は此間に處して資金の供給をなすに過ぎざりしが、共同集積倉庫の事業年一年に其成績を擧げて一般の歡迎する所となりたるを以て、明治四十四年一月組合總會に於て之れが兼營の爲め定款變更を決議し同年二月十日本縣知事の認可を得ると同時に、地主會の附屬共同集積倉庫は之れを組合に譲り受け、購買販賣事業を開始するに至れり。

購買部の取扱品は肥料、種子、苗木、蠶卵紙、鹽、稻架用杭等にして販賣部の取扱品は米、繭、棗繩、經木眞田等なり。

組合規定實行の狀況　組合員は定款其他の規約を遵守し、信義を重じ約束に背かざるを精神とす。而して東西二里二十三町に渉る本組合は、事務の統一組合員の便宜を計り、全區域を十二區に分割し、更らに之れを四十四組に分ちて、一組の組合員最多十五人、最少十人とし、區に信用評定委員を置き、組に組長を置き、組長は其組下組合員を指導して月掛貯金の實行、出資の拂込、産業資金の借入、又は之れが償還購買販賣物品の取纏め等各般の仲介をなして之れを委員に致し、委員は一年數回組合事務所

集合して、事業執行上の打合せをなし、其協議事項は凡て組長に通達して以て事業の統一を圖り、又組長が組下に對する指導督勵の狀況を監督し、其一區内は委員組長によりて總て統轄せられつゝあるなり、故に月掛貯金を怠るもの、貸付金の期日を經過するもの等あれば、組長は直ちに其者の氏名を委員に通知し、委員は之れを組長に通告して直ちに履行せしむるが如き、又組合員が産業資金の必要生じたるときは先づ以て之れを組長に計り、其證明を得て借入をなすべく、殊に長期年賦償還借入の借主は、誠實にして勤勉、曾て村規に悖り約束に反したるが如きことなき委員の證言と、其債務は連帶して保證をなすべき隣保の同情あるにあらざれば、借入をなす能はざるが如き、隣保相助と社會的制裁を適當に加味し、各人信用程度の如きは物質上の算定よりも精神上の觀察に重きを置くを以て、約束は守らざるべからずとの習慣を馴致し、組合の定款規約は確實に、行はるゝと共に産業に教育に衛生に納税に好影響を及ぼして自治團體を援助するもの尠なからず。

組合員訓育上の施設　戊申詔書の御趣旨を服膺せしめ忠實業に服し、勤儉産を治め、惟れ信惟れ義醇厚俗をなさしむるを以て組合の精神とし、總會の席上に、平素の集會に、或は名士の講演に、毎月の通報に之れを鼓吹し、以て其訓育を怠らす、之れを以て組合設立以來五星霜の永き、村内には一件の訴訟事件等なく、又組合員中刑罰に觸れたるものなし、組合に於ては毎年組合員の善行事績を調査し、一共同勵區の團結鞏固に共同輯睦して産業に精勵し、風紀又極めて善良なるものには團體賞與を行ひ、一家親

睦家業に精勵し、勤勉貯金の成績佳良なるものには善行證書を附與し、其成績三年を繼續するものには賞品を授與する等組合員を鼓舞獎勵しつゝあり。

組合經營者 組合長木津慶次郎氏は、明治二十一年以來村政に従事し、二十六年間自治民政に盡力し、其功績に依り明治四十年文部大臣より選擧せられ、四十三年藍綬褒章を下賜せられたる光榮を有す、夙に玉瀧銀行を創立して専心其經營に當り、進んで當組合を設立し、刻苦經營すること茲に六年なり。常務理事内保鹿次郎、同瀧島保之助の兩氏は、當村役場職員にして、亦熱誠を以て組合員を率ひ、組合長を援けて今日の成果を致さしむ、當組合亦幸なる哉。

組合の効果 産業の發達は明治三十五年村是調査當時の生産統計十五萬六千七百十六圓なりしもの、大正元年度の生産總額三十八萬九千四百一十一圓となり、村外の負債は悉く償却せられて尠なからざる資金の剩餘を生じ、他町村の土地所有關係は小作米に於て二十六石七斗の收入超過となり、學齡兒童の全部就學、納税の皆納等其著しきものとし、村治の平穩、民風の改善等數へ來れば善良なる反影を實現したるもの尠なからず、殊に組合設立の効果により、既設の銀行は其營業を外に擴張して倍々利益を收め、村民の産業資金需給關係は産業組合能く之れを調和し、貸付利率年八朱の標準は村内一般の金利を調節して今は高利の借入をなすものなく、從來本村に一戸の質店ありしも明治四十四年一月之れを廢業するに至りたるが如き、以て細民の産業資金融通の圓滑なるを證するに足るべく、更に共同集積倉庫を

利用する購買販賣事業の普及は、重要物産たる米の聲價を揚げ、生産者に對しては一種の競争心を與へて一層品質の改善となり、共同購入事業の發達は農家をして肥料種苗其他必須品購入の上に於て適品を適當の時期に調達するの便を得せしめ、組合員の經濟を助くるもの尠なからず。更に組合間接の効果を調査するときは、組合員信用程度表の作成に當り、物質的標準に重きを置くことなく、専ら精神的標準に重きを置き、正直にして勤勉なるもの一家能く和合するもの、法規村規を遵守して過ちなきものを推奨するの效果は、組合員をして平素に其操行に慎みて一般の民風に改善の實績を示し、自治行政の運用を滑かならしむるもの又尠なからず。大正元年度に於て凡ての犯罪者なく、離婚なく、私生兒なきが如き、又組合設立以來の組合員間に一件の訴訟紛議等なきが如き、其村風改善の原因は遠き過去に胚胎したるものなりとするも、之れが良風を維持し勤勉と質素の習俗を固守することを得るの效果に至りては、組合の力與つて大なるを認めざるべからざるなり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	五一五	五二一	五三二	五三五	五三五	五四一
固有資金						
拂込濟出資金	三、四三六 ^円	六、九一六 ^円	一〇、六五一 ^円	一五、二五三 ^円	一九、七二六 ^円	二四、七四八 ^円

三重縣 無限責任玉瀧信用購買販賣組合

貸借対照表 (大正二年度末)		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付		貸付	
貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借
準備金	81	200	405	752	1,255	74																			
特別積立金	1	16	60	78	116																				
合計	3,436	6,997	10,867	15,718	20,556	26,119																			
事業																									
貸付	5,478	1,463	3,136	3,750	2,795	4,110																			
貸付	998	6,270	1,710	1,672	1,995	3,195																			
年度末	4,480	3,392	2,427	2,076	2,790	3,704																			
貯金	1,604	4,712	4,280	5,567	7,058	7,572																			
年度末	1,604	2,363	2,897	4,289	5,002	6,023																			
販賣	1	1	56,847	69,217	75,531																				
販賣	1	1	6,614	8,669	10,218																				
年度末	1,604	3,954	5,336	6,614	8,669	10,218																			
購買	1	1	56,847	69,217	75,531																				
購買	1	1	6,614	8,669	10,218																				
年度末	1	1	6,614	8,669	10,218																				
剩餘	81	421	745	1,135	1,571	1,968																			

未拂込出資金		出資金	
貸付	預金	準備金	特別積立金
12,052,000	3,700,969	1,255,000	116,135
3,783,632	50,000	10,218,212	3,500,000
2,000,000	617,500	1,800,000	2,045,988
330,000	19,470	1,968,352	55,862,297
55,862,297			

有限責任下ノ川信用販賣購買組合

三重縣一志郡下ノ川村一一六
 明治四十年十一月二十九日設立

下之川村 下之川村は伊勢國一志郡の西南部に位し、縣廳所在地津市を隔つる約八里の山間にあり

三重縣 有限責任下ノ川信用販賣購買組合

峰塞蟠村の四周を包み、其中央部稍平坦に展開せる所東西に長く約四十町、南北に短く數町、此間に住家耕地介在し分れて十箇部落をなす。

東北方は波瀬村及び竹原村に接し、西南は八知、多氣、宇氣郷の各村に境し、何れも各一帯の山嶺を以て界をなせり。

村の中央部を南東北に向て貫流する小溪あり、本郡著名の雲出川の枝流八手俣川の上流たり。灌漑の要と筏流しの便とは悉く之れに頼れり。

本村の通行路は波瀬村に到るもの、宇氣郷村に通づるもの、多氣、八知村に嚮ふ等數線路ありと雖、何れも峻坂險路にして貨物運搬の如き到底人肩牛馬によるにあらざれば望むべくもなく、近く多氣村に向て開修せられんとする未設線を除けば、只一線此溪流に平行し竹原村に出で、新初瀬街道に連絡せる通路に依て漸く車馬の便を得る而已、然かも竹原村迄里程約二里あり、是れ又一分岐路に過ぎざるなり。

此の地は、元藤堂家の所領にして明治二年諸藩の領土奉還のとき、津藩知事管轄に屬し、次で明治四年、度會縣第四區小八區に屬し、明治九年更らに三重縣第十三區の所屬となり、同十年波瀬組扱所に分屬し、後明治十一年戸長制に改正の結果、本村のみの政務區劃となり、同二十二年町村制の實施となり今日に及べり。

村民の産業經濟狀態 下之川村の地勢狀態は元より農を以て專業となさざる可からずと雖、製茶又は

養蠶の業に従ふ者多く、又秋期より翌春期に渡りて木炭焼出に従事するもの或は山稼ぎを以て生計を營むもの少からず、當村統計の示す所によるに、村内田畑總反別百九十一町三反餘、此生産額毎年大凡四萬圓以上に及び、又製茶は毎年三千五百貫目、養蠶に於ては繭三千貫目の生産力を有し、木炭は之を組合に買取販賣實施以來頓に生産高を増し、昨年度の如きは二千六百有餘圓に及ぶ。其他山林より生ずる雑収入を合算せば、全村の收得額實に少からざるものありと雖、天候風土の支配を受くるものは時々不時の災厄を免がれざるなり。

製茶養蠶には多額の収入を見ると雖、頻年雇人賃銀の昂騰は生産者をして常に利益の其勞に添はざるを慨かしむる等、常に生計の安定を期し難き事情あり。從て是等勞多く利潤少き本業を厭ひ、徒らに賃銀勞働に身を投じ、所謂其日暮しの反つて簡單なるを喜ぶの趨勢を來たしたることありしも、近時米價の騰貴は是等勞役者をして再び耕耘業に親ましむるに至れり。而して目下本組合より低利年賦償還資金の貸付を受け、植林經營に、田地永小作權受戻し等に利用しつゝあるもの少からず。

明治四十五年度、本村役場の調によるに、同年度収入額平均一戸當り金二百九十五圓餘、又生計費其他納付金に要する支出金二百五十圓弱、而して差引相當の餘裕を存すべき筈なりと雖、村民一般は舊債償還整理の未だ全く完了せざること、年次諸公課賦金の増加とは、此餘裕金の蓄積を許すに到らざる又止むを得ざるなり。

村内中流以上に位する者に於ては、平素農閑種々の副業に従事し、隨時収益を怠らざると又最下級細民に至つては一日の勞銀を得て其一日を暮すが如き状態なるを以て、兩者多く生活難の聲を聞かずと雖中流以下の者に於ては平素餘業を營むの資力と餘暇に乏しく、四反歩内外の耕作業に孜々として努め、漸く家政を維持するものにして、一度凶作の災に遭遇し減收を見る如き場合を現出せんか、忽ち家計困難を訴ふる者多く、而已ならず、俗に「百姓の仕入時」と稱し、毎年八月以降約四ヶ月間收穫を終るに至る迄は、是等階級者に對し最も難關とせる生計困難の期節にして、農繁寧日なきこと一ヶ月を送り、以後晩秋に及ぶ迄田畑の收穫物なく、又従事すべき副業なく一、二山稼仕事ありと雖、是又一般の勞力を用ゆるが如き大なるものにあらず、家計は益窮狀に陥るに至れり。

組合設立の事情 既記せる如き地勢状態たるに加へて、初瀬街道に聯絡せる交通路の開修を見ざりし當時に於て、村民が精勵以て收穫したる各種生産品の如き、之れを賣却せんとせば運搬困難のため其價格常に低く、同時に購入すべき生計用品は不廉にして到底收支相償ふを得ざるより、遂に各自生産品を特撰するの勞を惜み、只管其數量を多く産出をせんことに焦慮したるを以て、永年の間粗製の弊を來たし、從て市場の信用を失ひ、爲めに収益は漸次減少するに至り、忽ちにして家計困難となり、負債は期せずして累進するの境遇に至りたれば、一部富豪者は頻りに土地を擔保とする金員の貸付を欲したり。かくて困憊状態に呻吟せる貧困者は何等顧慮する所なく、目前の急に迫られ、漫りに土地建物等を抵當

として負債を起し、其の金員は多く不生産的方面に消費せられ、期日に至りて返還を迫まらるゝや、固より手段なく、高利の負債山積して止むなく提供擔保物の所有權を移すもの續出し、遂に明治三十九年末に至りて村民負債總額大凡金四萬圓、支拂利子額毎年金五千五百圓以上に及び、然も村内の耕地四分の一は他村の者の所有となるを見るに至れり。

斯る形勢にして村民は自暴自棄に陥り、濫費放逸の惡風に浸染したる者多く、此時に及んで彼等に對し、業務に忠實なれと説くも、又勤儉貯蓄を強勵するも、彼等は到底之れを容れず、然りと雖若し此の如き村狀に於て推移せんか遂に一村の廢頽を免れず、要は「産業組合の設立を以て産業資金の低利貸出を行ひ、産業の進歩改良を計り、一面生産品の共同販賣を行ひ之れが利益を完ふし、又一般必需品を廉價に供給なし生計上の苦難を防がしめ、徐ろに舊債償還の方法を授け、其歸嚮を誤りたる民情を挽回し、而して後村自治の圓滿なる發達を期するにあり」となし、有志者相集りて産業組合創立を懲憑し、明治四十年十一月九日其設立許可を受くるに至れり。

組合設立當時の狀況 組合創立當時に於ける組合員一般の歸嚮は、只金五圓の第一回出資拂込を了せば同時に數十圓の借入金を得るものと思料する外、何等産業組合の主旨目的を知らず、又組合員各自は自己の信用程度如何を顧みず、他組合員の借受なしたる金高を聞入れ以て己れも當然借受くべき筈のものゝ推斷し、組合事務所に強談するもの少からず、而して借受たる金員を以て、往々賭博に耽る者

ありこの嘲りを其當時の駐在巡查より受けたることあり、而して貯金蓄積、生産品の販賣、購入品賣却等の事業の振はざること約一年半なりき、是れ前述の如く村民が高利の金銭貸借上より非常なる束縛と大なる苦痛とを受けたりし後産業組合により比較的借入手續簡易に、然かも利率低き金圓の供給を受くるを得たるに、且又金融杜絶せる組合員が思はざる利便を得たる喜悅の餘、再び濫費を來し遊興を夢見る者あるを生じたるに依るものにして固より彼等の一時兆候として當然と言ふべく、又其當時に於て理事者は是れあるの覺悟を以て其任に當りたるものなり。然れども其間に處して理事者の曾て思はざりし苦慮決して少からず、明治四十年十一月下旬に事業を開始し、翌四十一年一月末、當時村内舊年度末決算期を迎へたる時の如き、事業執行以來約六十日の後にして理事者未だ一般の事理に通せず、然して僅々二千五百圓餘の出資第一回拂込金に加ふるに、村内有志者に哀願的預入れを乞ひ受けたる當座貯金約一千六百圓、合計四千圓餘の運用資金に對し、組合員は前記の如く潰濤の勢を以て借入れを申込來り、生産、不生産等、資金用途調査を行はんとせば、忽ちに相互に衝突を生じ、彼等は只「金の借り入出來なければ節期が越せない」の一念にして、到底是れに應ずるに他の手段を講ぶる策なく、遂に理事者は金四千八百圓の資金を集め、組合流用資金となし以て之れに臨みしに、僅々三日間にして殘金銀貨一個金二拾錢となりたるを認めたり此の時に於て、理事者は其貸付金回収の能否を憂慮し、組合長に對する非難の聲理事者間に起り、又一部組合員等に於ても事業危険を稱へ、脱退する者十數名に達し、動もす

れば一般に動搖を來たきんとする形跡を示せしが、爾來組合役員一同は誠意赤心以て組合の經營に必死の努力を以てし、組合員の公德心修養、生産事業の改良奨励、蓄積金積立等の方策を授くるを怠らず、漸くにして、明治十三年以來貸付金の回収に順調を現し、從て貯金蓄積に或は興産事業の方面に着眼するの餘地を存するに至れり。

組合事務所及倉庫 創立當時の事務所は、理事向田作藏氏所有の納屋一棟を借受け、以て之れに充用せしも、事業擴張と共に益々狹隘を來し、不便尠からず依て四十四年度通常總會の決議により、事務所一棟を字不動の口に建築することなし、建家總坪四十六坪とし、敷地百三十坪は向田作藏より借受け、大正元年八月竣工し同十一月舊事務所より引移れり、而して、建家内部は平素四部分に區畫なし、會議室、事務室、應接室、小使室と定め、總會當日の如き多人数入場を要する場合には全部を打通し、優に三百人を容るに足るべく設けたり。又向田作藏氏の所有にして、新事務所に隣接せる土藏一棟（建坪二十四坪）を借入れ、之れを組合倉庫となし、尙宇大作分區に建坪二十八坪、貨物庫一棟を設置し貨物集散の便宜を圖り、又生産組合兼營準備となし五坪の火熱式乾燥場を設けたり。

事務取扱の方法 組合創立當時に於ては、事務取扱は隔日即ち奇數日を以て執行し、組合長及専務理事の外に書記一名を以てし、其後使丁一名を増員し、明治四十四年末より書記三名となし、又大正元年度より常任貨物検査人を置き、事務員は合計六名となり、同年八月以降は日曜、祭日等を除く外毎日執

務と改めたり。又事務取扱の便宜上村内を十個組合分區に分ち、各分區世話人を置き、事業經營上組合員に注意又は警告を要すべき事項等の傳達を取扱はしめ、或は組合員の需用品并數量の協定をなさしむべく、毎月十四日に於て此集會を催し、組合と組合員間との聯絡を圖るの機關となしつゝあり。理事會、監事會、又は役員會等の招集は各々其規程により之れを開會し、組合事業經營上必要事項の協議又は理事執務の監査等を勵行せり。

▲貸付 資金貸付には其用途の完成を期すること、返還期日并に其方法、又は保證人の有無等を充分嚴密に取調ぶるの必要上、一定の資金要求申込書を印刷し置き、其申込用紙に要求金高、返済月日、及其方法并用途等所要の記載に署名捺印せしめたる後、貸付の許否を決定通告すること、なし、耕地買戻し植林經營費等には該地を擔保となさしめ、七年以内の年賦償還貸付を行ひ、又舊債償還資金に對する貸出には、其返金法として月賦返済元崩法を取らしめつゝあり。

年賦償却法貸出に於ては、契約期日前七日に、普通貸付には返済期限前十日に何れも債務者に返金方通告を發し、月賦償還貸付金に限り毎月二十日限り其償還金を納付せしむることせり。

▲貯金 貯金は小口、當座、養老、定期の各種となし、通帳并に證券を以て受入拂戻の取扱をなす、利率の如きは常に地方銀行界の狀況を考察し、其歩合の昇降を配案し以て組合員の満足を求むること、せり。

貯金獎勵としては主に小口、養老の二種に留意を怠らず、而して下級組合員に對する獎勵策として、貯金券發賣規程を設け、出産、新婚の諸祝儀用に、葬祭贈答用に各々該貯金券を使用せしめ、時として村農會施行生産品評會の賞與金等にも使用を乞ひ、受賞者は悉く以て組合に貯金として提出せしむるの方法を執りしが、毎年其額二百五十圓を降らす。

而して或る分區の如きは、僅々十錢の貯金預入を組合になさんがため、約二十五町餘の道程を組合事務所迄往復せざるべからざる遠隔地に在る者あるを以て、其等組合員の便宜を圖る爲め、毎月其分區世話人に於て集金し、集記簿に記入し、以て通帳に現金を添へ、世話人より事務所迄差出さしむるの方策を講じつゝあり。

本村は銀行又は郵便局に遠く、貯蓄機關の缺如せるため、由來村民は貯蓄思想に乏しかりしが、理事は努めて此取扱を便にし、貯蓄を獎勵せし結果、各種共累年其預入れ額を増大し、殊に當座貯金の如く組合運用資金として確實に据置きを得ざるものは、比較的低歩の利息を附せりと雖も、尙常に多額の預入并一時多額の拂戻ありて組合の利益の幾部分を犠牲に供すること往々之れあり、定期及小口貯金に至りては益々好成绩を現し、當座、定期に於ては年五千圓を下らず、小口又年千四百圓を下らず、而して小口貯金拂戻額の少からざるは、其性質上甚だ面白からざる形勢なりと雖も、元來小産者の貯蓄を目的とせる貯金なるを以て、相當金額の蓄積されたる時に及びては其金員を拂戻し、農具の買入、或は耕牛

馬を購はしめ、又は家屋の修繕をなさしめ、零碎の餘財と雖蓄積せば其効果の大なるものなることを自覺せしむることも亦必要なるを以て極力其貯蓄を勸むるを怠らす。今日迄の實績を以てせば、年額一千圓宛の増額は確實に認むることを得、又大正二年度下半年より十箇年以上据置貯金取扱開始をなすべく、組合員代表者たる各分區世話人より組合に申出で、組合又之れを容るゝに至りたるの一事は以て貯蓄思想の發達を窺うに足るべし。

貯金利率は定期に於ては、預り期間の長短により五朱以上七朱以内とし、當座は日歩百圓に付一錢と定め、小口貯金、据置貯金には七朱を附し、普通には五朱五厘を附せり。

▲購買 購入品は常に組合員の需用品數量を大體に取纏め定期購入をなし、一時に是れを組合員一般に配布する方法を取り、隨時少量の購入并に賣却申込には應せず、從て日常生活用品中小雜貨に類せるものは取扱をなさず。購買品仕入の場合に於ては其都度各分區内に設置せる揭示場に表示し、期限を附し申込をなさしむる手段を取りしも、往々此揭示を等閑視する者ありて、取扱上不便を感せしより以來、前記の世話人會に於て、毎月其翌月に於て入用となすべき需用品の協定及其量を調査せしめ、其決定を以て購入なし、着品の際は直ちに是れを分區世話人に通告し、一般に配布せしめ、又は出頭引取らしむるの法を行ふ、而して現品賣却には各自に通帳を與へ置き、是れを一見して前回分代金未拂の有無を知り、若之れある者には次の物品引渡を禁するの制裁をも設けたり。

▲販賣 販賣品の取扱は最も理事者の困難を感せし所にして、組合取扱品に先づ組合認標を附せんには、何品によらず、其品質の改善と入量の正確(木炭の如き)とを期せざるべからず、然るに其改善法容易に認むるの時期到らず、從て其取扱皆無を慨きたるや久しかりき。後明治四十四年、漸く販賣開始の機運に達するに至れり、而して委託品販賣方法は競争入札に依りしも、(繭の如き)物價高低日々定りなく通信機關の不便なる土地なれば、往々商機を逸し不慮の損失を招くを保し難く、それが爲め理事を市場に出張せしめ、時價の變動を調査し、商人の惡辣手段に備へしと雖、未だ以て萬全の策と稱するを得ず、昨年來綠茶の如きは本縣主催製茶品評會に全部出品せしめ、其會場に於て賣買なさしめたり、又買取人より該代金の拂受けを待ち得ざる組合員に對しては組合より假渡しをなし、物品買取者よりの代金支拂は悉く本組合宛に送金せしめ、本組合より一般の者に清算拂渡をなし、販賣委託生繭の如きは悉く市街地有力製絲會社に持込販賣をなすこととせり。而して木炭の如き、需用者の如何により製品適否の區別を要し、品等査定等技術上の取捨を必要とせる販賣品は悉く買取販賣を行ふこととなし、又検査人を任用し品質及俵裝并稱量等の調査を行はしむることとせり。

販賣品の至なるものは木炭、生繭、綠茶、蒟蒻芋等にして、茶及繭は委託販賣により、其他は買取販賣を行へり。收購販賣に於て未だ充分なる好成绩を擧げ得ずと雖、近年飼育法を改良し、優良生産品を造らしむるに努めたる結果、第五年度販賣當時の如き、津市方面の優等品價格に比し越ゆること一貫目

に付約二錢乃至五錢を以て取引するを得るに至れり。

又永年仲買商人より受けたる不正秤懸込、或は二等玉蘭の投資等により蒙りたる損害を遂に脱するを得るに至りたるは、全く組合の庇護として一般組合員の信頼を來す所以となれり。木炭は組合に於て取扱はざる以前にありては、隣村の生産品として(製炭資金の供給を受くるの故を以て)波瀾炭の名により市場に取引せられしが、組合に於て資金貸出を爲すと同時に、品質の改良、俵装改善、入量目の正確、秤量の一定等、極力改良に努め、從來本村に於て炭問屋を營み居りし者は、今は廢業し、組合検査員となり、各種別毎に等級を附し市場へ販賣せし結果、品質確實なる信用を得、今や下之川組合炭の名を博し、本村に此事業開始以來未曾有の相場を示し、從業者益々多きを加へ、生産額累加の傾向を見るに至れり。

改良後の今日に於て木炭の品質、入量、價格等之を舊時に比較せば、舊俵装品は萱俵にして秤量(上目)四貫目細長く袋様の荷造りとなし、入量正三貫二百目と稱せしも、俵量一定せず、寧ろ重き俵を造り以て正味正確と呼稱せり。又俵口上部に上等の品幾分を列べ、中央部に燻り木尻又は荒粉を入れ、底部にミジン粉を填め、甚しきに至りては炭燒竈に黒燻りたる小石等の混入せしものあり。然るに今日の改良俵装は、藁製にして長二尺五寸幅一尺の角造りとし俵量一枚五百目以内、入目正味四貫五百目とし秤量五貫炭と稱せしむ、一等品となせるものは口徑一寸以上三寸以内を撰び、棒炭のまゝを荷造るものと

し焼上ぐ、稍々見劣りするものを二等品となし、口徑三寸以上、一寸以下のもの、混入を發見せば三等品となし、又口徑五寸以上同五分以下の如き大小混合品及び燻り尻等を認むるに於ては悉く等外品とす而して荒粉及びミジン粉等は別に俵装せしめ販賣す。又検査の結果秤量一定せず、正味量不足等を生せし場合には値引或は現品増入せしむ、以上概述せる検査品を各需用者に販賣せしに、何れも粉末の混合及び折れ炭のなきを以て使用量大に多しとの理由を附して注文續出し、價格期せずして昇騰するに至れり。

又蒟蒻芋の如きも、以前商人に引渡せし當時に於ては、乾燥の點に於て又は撰良上に於て相當價值あるものも、混同安價に賣渡せしが、是又組合に買取引受後一駄(正味三十貫目)に付約五六十錢の差益を見るに至れり。而して又貯藏上腐敗等により計らざる損害を招くの恐れあり。大正元年度末の如き夥しき損失を蒙れり。

事業經營上の實驗 前述せる如き設立の動機と、未だ産業組合の主旨目的を了得せざる一般を網羅し組合員となしたることを以て、只管彼等に満足を與へ其勸心を求め、而して産業組合は最も吾人に適切な金融機關として、須臾も缺くべからざるものなりとの感念を抱かしめ、徐々に産業組合法の骨髄たる所謂道徳と經濟との調和を計り、其効果を見んどの理想と、且つ又産業組合の一斑を心得ざる彼等に農業の經營法を説き、殖産興業に努力する様訓諭し、彼等塗炭の苦痛を救ふの一日も忽諾に附し難しとな

し、事業開始以來金融策としては只管彼等の希望を満たすに務め、貸付資金の用途の可否調査の如きは之を寛にし形式に流れたるも是れを黙許し、「無い袖は振れぬ」の俚言の如く衣食足るの時期を待て精神的方面の涵養に努めんとせしが、僅々一年後にして此理想は全く根底より覆へざるゝが如き惡兆候は組合員と組合間に現はるゝに至れり。

而して爾來四箇年間組合事業遂行上、是等誤解せる組合員に對し一意赤誠講話に次ぐに講話を以てし、漸く組合法の徹底を認むるの時期に到着せり。左に理事苦心の一節を述べん。

▲信用部に現はれたる苦言　貸付方を誤りたる結果、組合員は信用組合とは一小村立銀行と思意するに至り、資金貸出要求受付當時、其の用途如何或は返済時期并其方法を反問せば、多くは杜撰なる回答をなすか或は體裁よき偽りを述べ、他日其使用を正せば殆んど適用されたるものなく、其不心得を責め規定により償還方を嚴促せしが、擔保物を提供せば宜敷からんとか、或は其束縛を受けんより寧ろ他村營業者より借金をする方便なり、依て其方法を執るべし、而して直に組合は脱退するを以て承認ありたしとの恐喝態度に出づるものあり、又貸付金返還時期に其の返済を請求すれば、利息を支拂ひつゝあれば元金に於ては多少延引すると雖差支なかるべし、かく直ちに其請求を受くるに至つては金融の利便何處にありや等の抗議に逢ひ、斯る場合に於て證書作成直しを要求せば、斯の如きは只形式而已にして元金延納とは同意味にあらすやと暴言を吐き、延滞日歩を徴すれば之に對し高利貸者以上なりと反對の聲を

擧げ、定款規定等により是れを制せんとせば遂には組合の瓦解を招くの患あり、止むを得ず此困難状態を維持し創立後殆んど二箇年を送りたりき。

▲販賣部に現はれたる苦心　組合を誤認せる組合員は、自己生産品を組合に委託せんとする上に於ても猜疑心深く、商人懸引の如き行爲を敢てなし、委託品競賣を施行せば現品提出者は組合を恰かも糶市場視し、生産品買取を行はんとせば組合を仲買商人の如く思ひ、従て物品販賣上組合の威嚴と信用とを保持するに難く、爲めに組合の認定を以て各販賣品の品質の優良を保證し、或は製造の改良を計ることを得ず、徒らに生産者と商人との中間に介在し、相互欺瞞籠絡を以て常となせる其取引慣習を袖手傍觀するの止むなき形勢を持続すること數年、漸くにして其弊風を驅除し明治四十四年度以來、稍々組合販賣部の成績を見、組合員又茲に信頼するに至れり。

▲購買部に現はれたる困難　組合販賣部を仲買商人視せる者、組合購買部を視るに雜貨小賣商と同一に律せんとする又當然の趨向にして、資本を合同なし以て低價に購入し實費を以て配布するの本旨を辨へず、組合賣却品の低廉なるは品質粗悪なりと呼び、或は必需品の購求申込を受け其取引方を通知するに當り、價格を問ひ何處の商店に於て求むるより幾割方高價に付該商店より購入するを得策なりと稱し、以て組合賣却品を顧す、而して其品質の善惡を言はず「若し値引でも出來ましたらば」等の言辭を弄する者あり依て、斯かる購買組合に對する誤解を一掃し、一意組合に頼るの萬全なるを知らしめんとして

組合設立後約三ヶ年間の役員苦心は一方ならざりき。

組合員訓育上の施設

右の如き有様なるを以て、組合員の訓育法として、時期の如何を問はず農閑を利用し、各分區の寺院等に一般を集合せしめ、組合長之れに臨み諄々組合定款并に諸規定等の解釋より事業取扱上に要する注意を與へ、以て漸次産業組合の性質を彼等に了得せしむるの策を取り、又他の模範組合の視察談を行ひ各自の反省を促しつつ今日に及べり。

又本村には、雨中時談會なるものを設け、降雨の日を撰び一定の場所に集會せしめ、村行政上に涉れる講話は村長に於てし、民風作興及び青年子女の訓育上に就ては學校長、又産業發展策を講ずるは、組合長の擔任となし、一年度内必ず全村を通じ巡講するの手段を採り、民風改善、産業の發達を圖りつゝあり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	二三五	二三一	二三〇	二三一	二四二	二四三
固有資金						
拂込濟出資金	三、四七九 ^円	四、四七三 ^円	五、四〇一 ^円	五、八九二 ^円	六、八七四 ^円	七、八五六 ^円
準備金	一	九八	二二四	四一六	六一四	八八八

合 計	三、四八〇	四、五八一	五、六二五	六、三〇八	七、四八八	八、七四四
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

事業	貸付		貸付償還		貯金		販賣額	購買額	剩餘金
	年度末	受入	年度末	拂戻	年度末	年度末			
貸付	一一、七三五	九、八五一	六、一三五	七、四四〇	八、六五九	一一、〇七〇	一、一七一	一、四〇二	三、八三三
貸付償還									
貯金									
販賣額									
購買額									
剩餘金									

備考 大正二年度に於て剩餘金の減少を見たるは、同年度金融非常に逼迫し、貸出を壓縮したるに依る。

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方	借方
未拂込出資金	一、九六四・〇〇〇 ^円
出資金	九、八二〇・〇〇〇 ^円

三重縣 有限責任下ノ川信用販賣購買組合

貸付金	一六、四五八・〇八二	貯金	一六、一五四・五三三
購買品現在高	一、一四一・九二五	準備金	八八八・八五六
什器	五〇〇・〇〇〇	借入金	五、七九四・五六二
預入金	三九・六二〇	豫約貯金	一四一・七〇八
販賣品現在高	一、二〇七・一八〇	別途積立金	七三・七二一
未収入利息	三六六・一三〇	剩餘金	一九二・六二五
未收販賣品代	一、一九七・八三一		
建築物	一、六一四・一二一		
一志郡信用購買組合 聯合會出資金	一八三・六〇〇		
現金	八、三九三・五一六		
合計	三三、〇六六・〇〇五	合計	三三、〇六六・〇〇五

九二

有限責任吉永信用組合

静岡縣富士郡吉永村比奈四一

明治四十年十二月四日設立

其地の狀況及組合設立 静岡縣富士郡吉永村は、東海道線鈴川驛を北に距ること三十餘町、富嶽の南麓に位し、内に富士岡、比奈、間門、鶴無淵、石井、桑崎の六大字あり、南北に延び東西に短く、現在戸數六百八十九、人口四千六百三十八、耕地は稻田二百三十四町歩、畑四百九十二町歩を有し、人家は村の南端に位せる富士岡、比奈の二大字に稠密し、北部に至りて稀疎にして村事百般の事亦富士岡、比奈を以て中心となせり。

從來村内の産業は米麥作の外、製茶、養蠶あり、勤勉能く労働に従ひ、隨て人心質朴なりしが、鐵道開通と共に萬般の事皆浮薄に進み、勤勞を厭ひ、正業を卑しむ、投機事業に手を染むる者、或は農を去りて工となり商となる者あり、耕地山林は次第に村内の者の手を離れて他町村富豪の手に歸したり、日々富嶽の偉大なる風貌を仰ぎながら、村民の元氣は追々貧弱に趣くの已を得ざる有様となりき。村内有志者鈴木茂富氏は、村勢漸次衰退に趣くの狀を目撃して、奮然地方改良に努力すべきを思ひ、明治四十年八月遠州濱松町に開かれたる産業組合講習會に出席し、熱心聽講し、歸村の後直に青年有志者に諮り、

静岡縣 有限責任吉永信用組合

産業組合を設立して目下の頽廢せる村勢、自治、道德の改良を企てんとし、有力者渡邊眞幸(長村)清水常太郎(富士郡書記)清水嘉作(銀行員)荻野傳太郎(村會議員)渡邊佳彦(大地主)古郡要(會社員)本多敬義(小學校長)等の贊助を以て、發起人十七名を得、明治四十年十一月二十五日有限責任吉永信用組合の設立許可を其筋に申請し、同十二月四日許可を得たり。

組合思想の普及と組合發達 設立許可を得たる後、直に第一回(金一)の拂込を了して翌年一月二十日登記を完了し、信用組件事務は茲に開始の運びとなれり。

爾來本組合は精神上に最も重きを置き、徳義心の涵養に意を注ぎ、組合長渡邊眞幸氏の徳望を以て衆心を齊度し、理事鈴木茂富氏の熱心と勤勉とを以て、能く組件事務を整理し、各大字毎に部長を選任して貸付貯金の事務を分擔せしめ、併せて其字内組合員の精神的融合を圖りたれば、組合的精神は一時に普及し、毎年一月末及六月末金一圓宛の拂込は之を怠る者なく、明治四十五年六月を以て全部の拂込(十四口)を終れり。

組合員訓育の手段としては、常時理事と組合員との融合に努め、種々の意見を與ふる外機會ある毎に講話會を催し、單に組合員のみならず家族婦女子の集合を促し、之に適切なる訓話を爲し、又毎年總會の時には信用組合を表はす所の物品を頒布して信用の重すべきを知らしむるの一助と爲せり、たとへば吉永信用組合と染抜きたる手拭を分ち、或は吉永信用組合と記せる提灯を分ちたるが如し。暗夜人里離

れたる間道、行人稀にして頻りに淋しみを感ずる折しも、吉永信用組合と識せる提灯に遭ふ、其人急ち安心氣丈大に擧ると云ふ。さもあるべし。其外吊慰規程に依りて、組合員中葬祭ある毎に役員又は部長之に會葬し、尙金圓を贈りて慰藉し、又産業獎勵の爲め、模範組合員獎勵規程に依り、毎年組合員中より三名以内を選抜して之を表彰し、無利息貸付を爲すの特例を設け、大正二年一月より實行せり。

模範組合員獎勵規定

第一條 組合は左記各項に該當する者三名以内を選抜し毎年通常總會の際之を表彰するものとする

- 一 家庭の圓滿なるもの
 - 二 産業に精勵なるもの
 - 三 特に信用を重し公私の義務に違背せざるもの
- 第二條 部長は其の部内の組合員中より模範組合員候補者を選抜し毎年九月三十日迄に組合長に内報するものとする但し其の人員は左の標準に依る

- 一 組合員二十名未満の部は一名
- 二 組合員二十名以上の部は二名

第三條 組合は役員會に於て前條の候補者中より無記名投票により模範組合員を選抜するものとする

第四條 模範組合員には表彰状を交付し且十年間左記の特典を與ふるものとする

- 一 産業に必要な資金を要するときは金壹百圓を限度とし無利子にて貸付すること

第五條 模範組合員中第一條第一號乃至第三號に違背したるときは前條の特典は左記の通り取扱ふものとする此場合に於ては組合員は何等異議を唱ふることを得ず

- 一 資金貸付以前にありては其特典を取消すものとす
- 二 資金貸付後にありては直に之を返済せしむるか又は相當の利子を附するものとす

尙組合が其組合員の家事經濟に盡したる一例としては、某組合員性行宜しからず、近隣之を忌み嫌ふこと蛇蝎の如く、他人の迷惑一方ならざりしかば、親戚知己の者相謀り、組合役員と協議の上某をして強いて隠居せしめ、尙組合を脱退せしめたる後、其相續人をして代りて組合に加入せしめたるに、其相續人は父の性行の甚悪しくして一家の不爲は勿論、他人の忌憚する所となりたるを耻ぢ、それより一層實踐窮行し、能く隣保に親昵し、家事上の事又組合役員の見解を藉り、一意専心其業に勵みしかば、父も次第に素行改まり全く昔日と一變したる良家庭となりたりと云ふ。

以上は組合經營に關し、精神的方面より其の狀況を述べたるものなるが、次に組合本來の事業たる貸付並に貯金に就きて、其概要を記して組合發達の狀況を示すべし。

▲貸付 組合員が資金を要するときは、先づ其大字内の部長の許に走り借入金申込書を貰ひ受け、之れに借入金額、用途、返済期保證人等を定め欄に書き入れて部長の印を乞ひ、之を組合事務所に出せば、理事は信用程度表に照して貸出の諾否を決する順序なり。利率は普通貸付は年一割、期限は大抵六箇月とし、返済期月に至れば、其の月初めに於て、期月到來の通知書を之又部長の手を経て債務者に配付し、貸付金の回収に就きて常に注意を怠ることなきを以て、整理至つて宜し。之れ組合事務上の

利益のみならず、組合員間にも亦良慣習の誘發せられつゝあるを見る。

普通貸付の外特別貸付と稱するものあり、こは特に低利を以て土地購入資金の貸出を行ふものにして現利率年九朱、購入地を擔保として五箇年以内の償還期限なりとす、参考の爲め左に特別貸付金規程を掲げん。

土地購入資金貸付規程

- 第一條 土地購入の爲め資金を要するときは五箇年以内に於て定期又は年賦償還の法に依り貸付するとを得但し貸付利率は年九朱とす
- 第二條 本規程に依り貸付すべき資金の内三箇年以内は定期貸付とし四箇年以上年賦償還とす
- 第三條 土地購入の資金を要するものは購入土地の所在地地目、反別及購入價額を明記し借入金額を理事に申込むべし
- 第四條 理事は前條の申込を受けたるときは相當の調査を爲すべし
- 第五條 資金を貸付するに當り又は貸付年期中理事に於て必要と認むるときは抵當物件差入れを請求するも借主に於て異議を唱ふるを得ず但し不動産抵當權設定に要する費用は借主の負擔とす
- 第六條 本規程は舊償還資金に就ては之を適用せず

以上普通貸付及特別貸付の兩者を合せて三萬三千八百十二圓にして、件數四百六十件なり。之に要する組合運轉資金は貯金約二萬圓の外、出資金一萬二千餘圓を以てしたること、別表の示す所なり。

▲貯金 大正二年度末に於ける約二萬圓の貯金は、即ち組合設立以來六箇年間に蓄積したるものにして、貯金人員三百八人なりとす。貯金奨励に就きては、組合役員の大に意を用ゐたる所にして、木製貯金箱を組合員に配付し、各部長其鍵を預り、毎月巡回して集金を爲すこととせり。貯金は主として當

座貯金なれども、亦大に零碎の貯金を歓迎し、徴兵貯金、婚姻貯金、御初穂貯金、養老貯金、神佛參詣貯金等貯蓄思想の普及に伴ひ、新規の名稱を付して其蓄積を樂しむの良習起りつゝあり。且又一方組合の貯金は、當座貯金と雖も年七朱二厘の高率なるを以て、貯金者の好意を迎ふること夥し。而して之を貸付利率と比較するときは、其利差一分二厘乃至二分八厘なり。組合事業の繁盛に越きたる所以として亦此點を無視すべからざるなり。

組合の効果 組合設立以來僅かに六箇年、組合の効果の偉大なるを説くに當り、其の年所を経るの淺きに向つて願慮せざるを得ざれども、然も下の如きものあり、記して益々組合の効果の顯揚せんことを望まずんばあらざるなり。

イ、勤勉と共同心を進めたること 組合設立以來は日雇労働者の如きに至る迄益々正直勤勉となり尙低利資金の借入れ自由なるを以て、多少の土地を購ひて大に各自の地位を進め、益々勤勉を加へたるが如き、又は共同の利益を認めて肥料の共同購入を爲し、或は改良農具を購入し或は農事改良方法を研究し、製茶養蠶業等に著しき進歩を見たるが如し。

ロ、産業上の智識の啓發 理事鈴木茂富氏は、毎日早朝より事務所詰り、組合員の來る毎に先づ産業上の對話を以て始め、作物栽培、害虫驅除、施肥、其他諸般の事物に涉りて懇談するを例とす、蓋し之より受くる組合員の産業上の智識は尠からず、常に組合の事務所は農事改良研究所の如き感あり

と云ふ。

ハ、自治風教の改善 從來村民の多くは自治の觀念に乏しく、町村税等の滞納者多く、其局に當る者をして頗る當惑せしめたりしが、組合に於ては出資拂込、又は貸付金の返済、利子の拂込等其期日を重せしめ、且其の勤怠如何は直に其人の信用に關する所あるを以て、組合員にとりては當初甚だ苦痛を感じたるが如くなりしも習遂に性となり近來延いて納税期日を愆る者無く、村治圓滑に行はるゝに至れり。又村内は南北三里に及び、六大字共多少利害を異にし、從來大字互に相反目せしことありしが、組合區域を一村とし、其事務所を比奈に置き、事有る毎に此處に集まり、産業上經濟上に關する懇談を交換するの機會多きを以て、遂に各大字互に仇視するが如き邪念を一掃して、近來人心の融和頗る宜しく、平和の自治村の名に耻ぢざるに至れり。

最近五箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	三二七	三九六	四九二	四九四	四九六	六一二
固有資産						
拂込濟出資金	一、四九八 ^円	三、五二八 ^円	六、三六〇 ^円	八、四八〇 ^円	一〇、六〇〇 ^円	一二、四〇〇 ^円
準備金	—	一一一	五〇九	九五四	一、八〇二	三、五八二

静岡縣 有限責任吉永信用組合

特別積立金	1	29	126	275	100	646
合計	1,498	3,668	6,995	9,709	12,836	16,628
事業						
貸付	5,483	12,845	22,535	26,924	27,634	33,812
貸付償還	2,369	10,220	16,072	20,824	22,856	26,588
年度末	3,113	5,738	12,202	18,301	23,079	30,303
受入	2,731	5,476	8,695	14,325	15,307	19,197
貯金拂戻	928	3,075	5,068	9,579	12,563	14,538
年度末	1,802	4,203	7,830	12,576	15,320	19,980
剩餘金	119	388	593	1,064	1,472	1,483
貸借対照表 (大正二年度末)						
貸借						
貸付金	30,303	35,000				12,400
預け金	6,600	6,000				3,582
聯合會出資金	6,000					646
出資金						12,400
準備金						3,582
特別積立金						646

現金	1,129	222	貯金	19,980	325
合計	38,092	722	剩餘金	1,483	987
			合計	38,092	722

有限責任三川信用組合

静岡縣磐田郡三川村字友永
 明治三十四年十二月十九日設立

三川村 組合所在地たる静岡縣磐田郡三川村は、東海道線袋井驛より北西を指して行くこと二里半、袋井、見付、二俣に依て鼎足を爲したる其の中央に位し、東は周智郡に接せり。
 明治二十二年町村制施行の當時見取、大谷、友永、萱間、川會、山田の舊六ヶ村を合併し、中を流るゝ三川を以て村名となしたるものにして、東西一里二町、南北一里十六町、戸數四百七十、人口三千十、耕地反別四百二十八町歩あり。村民皆農を以て業となす、主産物は米麥、蠶繭、製茶、園藝產品、甘藷切干等なり。

組合設立 本村は自治制施行以來、村治圓滿に行はれ、未だ曾て政黨政派の軋轢なく、報徳社は從來

静岡縣 有限責任三川信用組合

各部落毎に存在せり、山田社の如きは已に明治五年、萱間社は同六年、川會、友永兩社亦同十二年に設立あり、之に依て道德經濟を訓へ、修身齊家の法を説き、勤儉推讓の尙ふべきを知らしめ、風俗は淳朴にして村民耕耘に従事し倦む所を知らざりしが、漸くにして農家が金肥を用ゐ、其他支出多きに收入之に伴はず小農と雖亦相當の資金を要するに至り、金融機關を渴仰すること頻りなりき。往年平田東助氏が獨乙より歸朝せらるゝや、廣く全國を遊説して産業組合の普及發達に盡力せられしが、當時見付町に於ても亦獨乙の産業組合の狀況並に効果を講演せられ、組合設立の急務なることを述べられたり。同村久野治太郎(現組合理事)外有志者之を聽きて大に感激し、歸村の後協議會を開きて組合設立の事に決し、諸般の準備中會々日清の國交破れ、新規の計畫は之を顧るに遑あらず、遂に一時中止の已を得ざるに至りたり。然るに日清戰役は我軍連戰連勝し、戦後の景氣は曾て見ざる程の好況にして、國民一般戦捷の歡喜に心酔し、奢侈虚榮の風は滔々として瀾漫し、勤勞を賤しみ動もすれば安逸に耽らんとするの傾向あり。此の趨勢を以て進まなか、唯に地方の生産力に影響するのみならず、遂には一村の盛衰にも關せん情勢なりき。是に於て此の趨勢を匡濟せんが爲め、報徳社の事業と相俟て、勤儉貯蓄を奨励し、一面に於ては低利の資金を供給し、以て産業の發達を促すの必要ありとし、當時の村長助役の其職に在る者を始とし、村内有志者卒先主唱して、明治二十九年の秋本組合を設立したり。

其後の経過 然るに、當時は産業組合法もなく、又模範となすべき既設の組合なく、隨て指導の機關

絶望なるのみならず、組合の精神は一般に普及せず、動もすれば組合を以て商事會社の如きものと同一視し、經營上に就いての理事者の苦心は實に一方ならざりき。而して出資は、明治三十四年七月を以て全部の拂込を了りしが、其の間組合は、懈らず組合思想の涵養に努めたる結果、組合の性質は漸次組合員一般に領得せらるゝに至れり。當時各地に組合設立の氣運大に昂まり、又産業組合法の發布もありて、組合の保護奨励に力められしかば、本組合も亦此機に於て一大發展を期し、産業組合法に據りて新に有限責任三川信用組合を組織し、明治三十四年十一月二十日設立許可を申請し、同年十二月二十日其の許可を得たり。明治二十九年組合設立以來、時に多少の浮沈ありしと雖、概して穩健に發達し來り、些少の蹉跌なく今日に至り、曾て欠損を生じたることなく、準備積立金の増加と共に組合の基礎は益々鞏固となれり。

事業執行 本組合に理事四名、監事六名、信用評定委員六名を置く。監事及信用評定委員は一名宛各大字に配置するの慣例なり。日曜祭日を除く外は、書記毎日出勤して事務を執り、組合長は隨時出勤して事務を統轄し、書記は毎月初に於て前月末の貸借對照表を作り、其の期間に生じたる事項と共に役員へ各月報告するを例とす、又本組合は諸種の複雑なる規定を設けずして、役員會の決議録に依て執務し未だ曾て不便を感じたることなし。寧ろ面倒なる規定なきを遙に便利とせり。

▲貸付 貸付は甲、乙、丙の三種に分ち、甲號貸付は信用程度表に依り借用證書を徴せずして貸付を爲

すものにして、借主が後日其経過を見るに便せん爲め、簡易なる通帳を交付し置くものなり。又乙號貸付は、有價證券又は土地を擔保とする貸付にして、此の貸付は甲號貸付を爲して尙餘裕金ある時のみに限り取扱ひ、資金繁忙の場合は中止するものなり。

次に丙號の貸付は、土地擔保の低利貸付にして、組合員に土地を所有せしむるを以て目的とし、組合員中田畑宅地等を購入せんとする者ある場合に貸付くるものにして、其の貸付利率は預金の利率を標準とす。此の低利の資金借入の資格は、縣稅戶數割等級賦課表の平均賦課額以下の者にして、成績優良なる組合員とす。

貸付金の用途に就いては理事、監事は勿論各大字の信用評定委員に於て能く之を監視し、償還計畫に誤りなからんことを注意せり。

▲貯金 貯金は定期貯金、當座貯金、小口貯金、据置貯金の四種とし、而して小口貯金、据置貯金は之を以て零碎の貯金を獎勵する爲めのものにして、組合存立期間中引出を許さず、利率は定期貯金と同一の高利を以てす。

貸付及貯金の利率は毎年事業年度の初め役員會に於て決議し、一事業年度間變更せざるを常とす。

組合と三川村 組合は中央會發行の會報「産業組合」を始めとし、「産業組合講義録」其他組合に關する書類を事務所に備へ、組合員をして自由に閲覽せしめ、又時々印刷物の配布を爲す。特に明治四十二

年より本村にて配布する所の「三川時報」の發行以來、毎號組合に關する事項を登載し、常に組合の状況を明かにせり、尙時々組合に關する幻燈講話會を開催して、組合員家族に迄組合思想の普及を圖れる等組合員訓育のために畫策するところ多し、かくして、組合自身の發達を圖ると共に、村治の發展上に盡さんとし、村内各種の團體とは成るべく接觸して事を行ひ、常に村長を組合役員に推し、組合と村治との聯絡を圖り、且同村小學校長は眞面目に熱心に組合趣旨の普及に援助を與ふるあり。青年會其他の會合には、組合役員之に出席して興味ある談話を爲し、機會ある毎に村民に齋家の途を説きつゝあり。又組合員若くは其の家族に死亡者ありたるときは、組合役員は組合を代表して會葬するを例とす。

本組合は設立以來二十八年の星霜を経て、漸次發達し來りたれば、此の間組合の効果として認むべきものも尠なからず、たとへば養蠶、製茶を始め、家禽等の副業及二毛作の隆盛を來たし殊に園藝業は近年頗る發達し、農業上の進歩著しきを見る。又耕地整理事業を援けたることあり、更に村民の貯蓄心を涵養し村内一般に金利低下し、徳義を重するの良風を馴致したる點に於て、組合の効果を認めらるゝは大に喜ぶべきことなり。

現組合理事久野治太郎氏は、組合設立に際し大に盡力せる所あり、最初の組合長として其の事業の端緒を開き、今日に及べり、組合の成績良好となるに至りて、愈其の徳を想ふべきなり。現組合長西尾寛氏又熱心に組合經營の事に任ず、組合の前途や多幸なりといふべし。

最近六箇年間の事業状況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	一八三	一八一	一八六	一八七	二五六	二七九
固有資金						
拂込濟出資金	二六,四九〇 ^円	二四,七八〇 ^円	二四,八四〇 ^円	二四,五一〇 ^円	二七,七八〇 ^円	二八,四一〇 ^円
準備金	五,六七七	六,〇一五	六,六八四	七,二〇一	九,二八一	一〇,三一六
特別積立金	二,五六七	二,八六〇	二,九六九	三,一二一	三,一三一	三,三三三
合計	三四,七三四	三三,六五五	三四,四九三	三四,八三二	四〇,一九二	四二,〇五九
事業						
貸付	三四,〇七六	三二,〇五八	三六,七八九	四〇,七九九	四八,二四一	五一,七二四
貸付償還	三一,七〇〇	三六,三二四	三五,九三三	三八,〇二九	四六,三七八	四五,二九六
貸付受入	五,二六八	一一,二五二	二〇,七三五	二八,四九四	三五,七九七	三〇,二九一
貯金拂戻	二,九九二	一一,九〇三	一五,三四七	二六,一三五	二六,一三五	三〇,一六八
年度末	四,七五一	五,〇九八	一〇,四八六	一二,八四五	一七,一〇三	一七,二二七
剰餘金	二,八三三	二,二四〇	二,三〇〇	二,〇六八	二,六三〇	三,〇七一

備考 貸付利率は無擔保年九朱、有擔保年一割、貯金利率は定期及小口は年六朱、當座は年四朱とす。

貸借對照表 (大正二年度末)

貸借對照表 (大正二年度末)	
貸方	借方
貸付金	出資金
預ヶ金	準備金
什器	特別積立金
債券	貯入金
聯合會出資金	借入金
土地	豫約貯金
建物	剩餘金
現金	
合計	合計
六三,四二八・六八〇	六三,四二八・六八〇
三三,九九二・五八〇 ^円	二八,四一〇・〇〇〇 ^円
一九,七五四・九七〇	一〇,三一六・四八四
一八五・五一五	三,三三三・三二一
七,五四一・〇〇〇	一七,二七七・一六七
六〇・〇〇〇	一,〇〇〇・〇〇〇
一四五・六〇〇	二〇・五九五
二八〇・〇〇〇	三,〇七一・一一三
一,四六九・〇一五	
六三,四二八・六八〇	

無限責任大石購買販賣組合

山梨縣南都留郡大石村一四九

明治三十五年一月八日設立

所在地の概況 組合區域たる南都留郡大石村は、同郡西北隅に位する一寒村にして、南河口湖を隔て富岳前に聳へ、三面は十二ヶ嶽、黒岳の山脈に包圍せらる、戸數二百六十戸、人口千五百餘あり。村民は主ら農業に従事し蠶業を勵み、紬の機業及甲斐絹原料絲の製造盛にして、相當の生業備はれりと雖も數年來水災の困憊未だ癒へず、年々穀物の買入額三萬圓以上に及ぶ。而して海外出稼人の送金に依て其の費用を償ひつゝある有様なり。

組合設立事情 右に述べたる如く、四圍山岳又は湖水を以て圍繞せられたる所なるを以て、交通頗る不便にして、主として蠶繭の收入を以て生計を營み、食料品としては僅に雜穀及蔬菜の自用を充たすに過ぎず、米穀は勿論其他生計用品は之を他に求めざるを得ざるところより村内に五十餘戸の小賣商店あり之に依て僅かに所要を充せり。併しながら此等の小賣商店は固より小資本を以て區域廣からざる村民相手のものなれば、商機を見るにあらず、隨時附近の市場より仕入れを爲し之を店頭九尺に陳列する誠に瑣々たる商店のみなるを以て、彼等必ずしも暴利を貪るにあられども、物價は非常に高價にして、

若し金額五圓以上の買物を爲さんと欲すれば船津瑞穂の市場に出づるに加かず、又産物たる織物製絲の販賣には、之亦小資本の仲買人のあるあり。三十日の延取引と稱して品物引渡の際は、單に代價の取極を爲すのみ、而して代金の受取りは、五十日六十日、乃至は半年一年と延引するものあり、甚だしきに至りては、其の品質に缺點ありしが如く虚構して、直引を迫り、更に若し仲買商人が自ら損失を招きたる場合あれば、隨て生産者に其の損害を嫁する事往々あり、此の故に生産者は常に不安の經濟の上に立たざるを得ざりき。されば、明治三十一年村農會を設置したる際、其の一事業として主なる生産物の共同販賣及蠶種種苗肥料等の共同購買を實行したることあり、然れども此事業に要する資金無かりし爲め會々少なからざる資金の立替を事業卒先者に強ゆることあり、農會として經營するは頗る難事なりしかば止むを得ず之を見合せ、超へて三十五年に至り、有志相謀りて産業組合法に依り現今の購買販賣組合を設立したり。

其後の組合 前述の事情を以て、組合事業が此の地に尤も必要なること明かなれども、當時組合の精神を了得する者少なく、當初の組合員僅かに三十名のみにして、肥料蠶種種苗等の産業用品中の主なる物を取扱ひ、組合役員が各自の餘暇を以て經營しつゝありしが、茲に船津の商人は組合事業の發達は自己の營業を妨ぐるものなりとし、陰に陽に大石村内五十戸の小賣商人を煽動して、組合に妨害を試み、種々の流言を構へて組合を中傷し、それが爲め五六名の脱退者を出したる程なりき。然れども熱心なる

二十五名に依りて四十一年迄繼續し來りたり。此間約七年なれども、各年の購買高二千圓を超へたることなく、殆んど組合の利益として認めらるゝ所なかりしなり、されば四十二年の總會に於ては、一時解散の議も出でたりしが、かゝる運命に際して益々奮闘努力を辭せざる者多かりしかば、遂に議を決し、組合員の加入勧誘に力め、九十餘名の加入者を得て、同年の一月よりは産業用品及生計用品の殆んど全部を取扱ふこととし、舊來の廿餘名の組合員は、幹事なる名義を以て各員五、六の組合員を擔當し、注文の取纏め、組合の説明等大に努力したりしかば、幸にして購買額は頓に増加し、經營又順調に趣けり是に於て商人の反抗は益々甚だしく、たとへば、小賣商人全部申合せ、鹽、煙草を一切大石組合の組合員には賣却せず、偶組合が瑞穂に出で、煙草を購入し之を組合員に分配すれば、組合が煙草の小賣を爲したりとて其筋に密告し、それが爲め專賣局員の調査を受けたること二回あり、又購買品の原産地の問屋に取引を開かんとすれば、船津商業組合は其の間屋に對して、若し大石購買販賣組合へ船津商人渡しと同直段を以て取引を爲さば、船津商業者は擧つて取引謝絶を爲すべしとの強談を爲せるが如き、實に陋劣なる妨害を加へたり。併しながら、組合創立以來會て損失なく、殊に四十二年以降組合は現實に物價に於て一割以上低廉に購買し、市價主義に依て之を組合員に供給し、且交通不便の地に在りて居ながら必要品を購買する組合員の便益甚だ少からざりき。

組合の事務は、組合長監督の下に専務理事一名、書記二名、使丁一名にて扱ひ、購買品は全部事務所

に陳列して、隨意現品を縦覽し得る様設備し、現金賣を主とすれども亦事情に依りては掛賣をも爲す、但し賣掛金は月末精算に依りつゝあり。

販賣の事業は四十二年より開始し、紬織物及木炭の受託販賣を爲す、(手数料は賣價の凡千分の十五)其取扱額は逐年増加し、左表に示すが如くにして、問屋より見本注文に依るものと、縣内及東京府下の信用ある問屋に賣込むものとあり。

組合と大石村の産業 養蠶業は本村の産業中主要なるものなるを以て、組合は主ら斯業の發達に留意し、蠶種の購入に就いては年々長野縣下へ視察員を派遣して善良なる蠶種を求め、共同貯藏、共同催青、稚蠶共同飼育を奨励し、尙蠶室、蠶具の消毒を實行せしめ、蠶具の改善に便益を與へたる爲め村内の蠶業は漸次發達の跡を見るに至れり。又紬織物は本村の名産にして、古くより甲州唐糸大石紬の名聲高かりしが明治三十五年頃より順次粗製濫造に流れ其後殆んど販路を失ひたる状態なりしかば、山梨縣工業試験場長河口孝氏屢々機業家を集合して、畢竟販路の縮少は不正染料及不正増量の結果なる所以を説き、技術上に付いて講演會を開き、或は短期講習會を開設して其の改良に盡力せられ、組合に於ても亦唐絲織の消長は直に本村産業の盛衰に關する所なるを以て、組合員を督勵し、其の改良に注意せし結果、四十年頃より再び販路順に開け、尙大正元年には大石購買販賣組合機業者契約書(契約書略)を以て、製品検査を實行したれば、俄かに需要地の信用を得、當時甲斐絹其他の織物は相場非常に下落せしにも拘

らず、當組合産の唐絲織は幸にして下落を免かれたり。
 本村一般の經濟状態を見れば、貧富の懸隔甚だしく、貧民派と稱して常に利害を共にせざる結果、村
 治上にも多少の紛擾を來せしことありしが、近時中産以下の者の經濟稍向上し、人心緩和して村内平穩
 に歸せり。

最近五箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年
組合員數	二五	二四	一一一	一一一	一三一
固有資金					
拂込濟出資金	五二〇 ^円	一、〇四七 ^円	一、三八一 ^円	一、四六七 ^円	一、五二六 ^円
準備金	八一	九一	一四三	三七三	五九四
特別積立金	五	五	一一二	四六一	九三九
合計	六〇六	一、一四三	一、六三六	二、三〇一	三、〇五九
事業					
販賣額	—	一七五	三、〇八五	五、四五四	一、二〇七二
購買額	四六九	六、九四五	一四、三五〇	二一、九九七	一九、八三〇

剩餘金

三六

二〇四

七七四

八七一

七〇一

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方		借方	
未拂込出資金	一〇四・〇〇〇 ^円	出資金	一、六三〇・〇〇〇 ^円
什器	一一〇・六一五	準備金	五九四・九一〇
購買品賣却代未收	一、八八九・二二一	特別積立金	九三九・六二七
販賣代金未收	三、五〇三・〇一五	借入金	二、五五六・五三八
假渡金	五四八・〇七六	配當金未拂	一七・二七四
販賣品	二、九五七・一三二	細代金未拂	二、五四六・二〇九
建物	一、〇六九・一五二	他店借	一、九七二・九六五
現金	七七七・四六四	剩餘金	七〇一・〇五三
合計	一〇、九五八・五七六	合計	一〇、九五八・五七六

無限責任土山信用販賣購買組合

滋賀縣甲賀郡土山村大字北土山二一九六

明治三十八年二月七日設立

土山村 土山村は、元東海道の宿驛にして、明治元年 先帝御東行の際始めて天長節を此地に擧げさせられ、村民酒肴の恩賜を辱ふしたる光榮ある所なりとす。近江鐵道水口驛を距ること三里、近江國の東北隅に位し、戸數八百五十戸、人口四千五百人、耕地は田反別三百四町歩、畑反別百三十二町歩あり。七大字より成る。其の内二箇の大字は較平坦廣潤の地を占むるも、餘の五箇大字は山岳重疊の間に散在し、耕地少く所有地積の過半は山林にして、農を專業と爲す者すら猶且一戸當り反別田は五反歩に過ぎず、故に米、麥作の傍ら製炭及製茶を副業とす。往年旱害及水害を被りたることあり、之が爲めに甚だしく疲弊し、復舊の術なくして廣き被害地の大部分を徒らに荒蕪に委ね、天の無情を恨み、天惠の薄きを啣ちつゝあること久しかりき、被害地の復舊工事は早晚之を起さざるべからざる事なれども、低利の資金を得難き爲め之を企つるに由なく、偶々其の工を起したる者は、高利の負債を敢てし、利拂の爲め困しめられ、終に財産を蕩盡したる者ありて人心を寒むからしめたり。加ふるに日露戰役以後は諸物價騰貴して、生活費用は漸次膨脹し、小農業の収益は遂に家計を支ふる能はず、自作農は小作農に下り

小作農は勞働者に没落する如く、農民の苦楚は年と共に甚だしかりき。又舊東海道に沿へる部落は半農半商の者多く、古くは近畿以西より入り來る伊勢道者を顧客として相當の収益あり、生活困難を訴ふるが如きこと無かりしが、關西線開通の後には旅人の往來殆んど莫く、櫛比せし家屋は修繕を加ふる力なく、次第に軒傾き壁落つるものあり、且は他村に賣却せられて取片附けらるゝものあり、家並は齒抜の状態となり、住民困難の狀復見るに忍びず。

鐵道の開通は文明の賜なり、之に依て四民幸福と稱す。而も小區域の地に於ては之が爲めに主たる收入の源泉涸る。文明の世に處して誰か昔日の氣樂を慕ふの愚を爲さん、然りと雖、本村の如きは之が爲めに遂に活くる能はざるの窮地に陥りたるものと云はざるを得ず。

組合設立 小産業者の經濟は日に非にして、都會地に轉住する者多く、是れ畢竟高利貸の食餌となりて轉亡の已むなきに至りたるものに外ならず、かくして有利の事業は興らず、前途實に憂慮に堪へざるものありしを以て、明治三十七年十月の頃より、藤丸定次郎、中村喜三郎の兩氏相謀り、此の際救濟の途としては先づ以て産業組合法に依り信用組合を設け、低利に且簡易に資金の供給を爲すに加くなしとなし、始め農業專業にして比較的共同心に富める五部落の者を以てし、基礎較々確立するを俟て村内全部に加入を促さん計畫を以て、組合加入勧誘に着手し、漸く百十五人の同意を得、明治三十八年一月三日信用組合設立の申請を爲し、同年二月七日其の筋の認可を得て、茲に疲弊の極に達せる土山村に一の

産業組合は創立せられたり。

事業の状況 組合設立當初は信用部のみを經營し、組合員百二十九名にして、先づ農工銀行より資金を借入れ、貸付を開始せり。然るに高利の舊債を整理せんとして借入請求を爲す者續出し、之が爲め組合資金は忽ちにして缺乏を告げしより、一時組合員所有の公債證書を提供せしめ、之を擔保として借入金を爲し、辛うじて貸出を繼續せり。されば、明治三十八年度末に於ける貸付金は四千三百三十圓にして其中約半額は高利舊債の償還に充てられ、一半は産業資金として用ひられ、植林及耕地改良等の事業漸く萌芽を發したり。然れども當時組合員の經濟裕かならざるに當り、出資拂込にさへ少なからざる苦心を爲したる程なれば、貯金の如きは之を望む能はざる有様なりき。

組合の事務は村役場内に於て取扱ひ各大字の役員をして之を補助せしめ、時々理事會を開きて貸付及貯金事務を整理せり。かくして組合設立後二箇年を経過し、組合の資金によりて漸く金融の途開けたりと雖も、尙農業者は其の生産物の販賣及日用必需品の購入に大に留意するところなくんば、以て經濟の發達を見る能はず、從來の如き方法に依りて各自市場に出で、賣り又は買うものどせば、粒々辛苦に成れる成果と雖も、其の價の高低を察するに遑なく、之を賣放たざるべからず、又肥料を始め日用生計用品の購買には、奸商の介在する爲め、常に價高くして而も劣等品を購はざるべからず、依て三十九年十二月定款を變更して販賣購買事業を兼營することなし、直に其の事業を開始せんとせり。然れども亦新

規の事業に對して地方商人の反抗を受け、却て、前途の發展に障害を來たさんことを慮り、暫く、購買物品の取扱を信用確實なる商店八戸と特約を結び、組合員は凡て此の特約店より購買することとし、組合よりは特約店に對して、組合員名簿と割戻券とを交付し置き、普通市價より五分以上の割戻しを爲さしめたり。而して特約店より購買したる組合員をして代金仕拂の際、特約店より受取りたる割戻券を、隨時組合に持参せしめ、其の半額を組合に收入し、半額を組合員の貯金となす、かくして約六ヶ月の間此の制度に依りて事業を進めたり、されども、追々特約店は種々の口實を構ひて、遂に取引を拒絶し來りたり、是に於て、特約店に對しては、今後組合直營として購買事業を開始することに決したる旨を通知し、特約店亦何等の不平を唱へざりしかば、組合は茲に自ら物品の取扱を爲すこととなせり。其の時村役場内の事務所を他に移し、専務理事一名、事務員二名を以て五十餘種の物品を店舗に備へ、盛に購買事業の有利を稱へたり。然るに此の事忽ち商人の反抗を受け、商人側に於ては一の組合を組織し、毎月二回集會して頻りに謀議を重ね、組合を敵視して競争濫賣其の術策のあらん限りを盡して組合を瓦解せしめんと狂奔したり。此間約一箇年、當時組合に對する蜚語は紛々として傳はり、甚しきは理事者の身邊を襲ふの暴擧を企てつゝある如き傳説さへありて、頗る人氣を激せしめたり。されども組合役員は素より、組合員の共同心は益堅く、商人の組合亦永く一致の行動を採らず、購買の事業は愈々發展の機運に向ひたり。四十二年に販賣事業を開始し、四十四年新たに事務所及倉庫を建築し、益々擴張し、又

一方組合員は漸次増加したり、殊に四十五年以來年々多數の加入申込者ありしも、多くは勞働者にして居所不定なるのみならず、又出資拂込みを困難とする階級の者多く、直に加入せしめ得ざる事情あるに依りて、是等の者に對しては加入豫約の途を取り、又別に不動貯金申合規約を設け、一戸毎月六錢五厘の貯蓄積立を爲さしめ、今より十ヶ年の後は全村を擧げて組合員たらしむる計畫を立て、目下實行中に在り。貸付貯金購買販賣の各事業に就いては更に少しく詳述せん。

▲貸付 設立當時は借入請求書を徴し、保證人一名以上の連署を爲さしめしも、組合員の手數尠なからざるにより、明治四十二年よりは口頭を以て申出でしめ、理事に於て其用途を調査し、信用程度表に照し、其範圍内に於て貸付を爲すことせり、貸付には定期及年賦償還の二あり、定期貸付は普通一ヶ年なれども資金の性質により三ヶ年なるもあり、貸付利率は金融界の變動により時々高低あるも、普通年一割八厘なり。年賦償還貸付は、組合員中不幸にして災厄打ち續き、爲めに一家を支持する能はざるもの、及び植林、開墾、製茶資金等に貸付け、並に定期貸付金にして回収する能はず、證書の書換を一回以上爲すものに對しては、年利八厘五厘十ヶ年賦を以て貸付を爲せり。大正元年度末に於ける貸付金四萬五千百十二圓八十二錢七厘の内、年賦償還貸付額は金一萬百十二圓なり。

▲貯金 創立當初は、金融逼迫して、當地の金利は普通年一割五分、最高二割を越ゆるの狀況なりしを以て、貯金は殆んど見る能はず、漸くにして組合員の戰時貯金を組合に振替へしめしと雖も、一

般に貯蓄心に乏しく、故に組合が貸出を爲す場合に際し、借金を返済する準備として多少にても日掛若くは月掛の貯金を爲さしむべく、強制的に懲憑せしを以て、止むなく申譯的に二三ヶ月間貯金するものありしと雖も、亦永續するもの少なかりき、是に於て、組合は時々印刷物を配付して貯金の働きの偉大なるを説き、或は各大字に理事出張して共同貯金を奨励し、常に勸誘を怠らざりしが、當時二三大字より毎年米收期に米一斗宛を積立て、字毎に取纏め之れを賣却して貯金するあり、又剩餘金の配當金を蓄積し、或は生産物販賣代金の内より其幾分を預入する等、貯蓄思想は自然に涵養せられて、茲兩三年間は毎年一萬圓内外を増加せり。故に組合員にして居室に現金を所有するもの無く、必要ある時は貯金通帳を組合に持參して之を受取り、皆其の便宜を喜び合へり。種類は當座及普通の二種にして、當座は年五朱一厘、普通は年七分の利子を付し、普通貯金の内には、不動貯金及規約貯金なるものありて、容易に拂戻さるものもあり。貯金一口一錢以上を取扱ひ、利息の計算は毎事業年度末一回と定む、是れ組合員大勢の意向が、貯金利息を高めて一時に記入することを希望せしと、一面組合が貯金利息計算上手數甚だ煩雜なるを避けんが爲めなり。

▲販賣 取扱品は米、麥、豆及木炭にして、組合員の生産品は一旦組合に買取り、更らに組合より販賣を爲す方法を探り、組合員は隨時生産品を組合に賣渡し、組合は適當の時期に於て京都大津及地方商人に賣却す、以上取扱品中重なるものは米及木炭にして、組合は組合員に對し、米質改良の完全を促

し、或は木炭の俵装及品質を改善せしめしにより、是等販賣物品の聲價を高め、賣行最も良好となり、是に於て組合員は競ふて製品を組合に持参し、目下生産物の販賣は全部組合に頼りつゝあり。

▲購買 取扱物品は現在五十九種あり。其内重なるものは肥料、農具、酒、食鹽、石油、醬油等なり、事業開始の當初は、地方商人より購入して組合員に賣却しつゝありしも、組合の取扱物品多量に上りしより、仲介者たる地方商人を排して、肥料は大阪四日市の問屋より、酒、醬油は直接製造家に就き品質價格を調査して購買し、組合員は随時組合の店舗に就き買入れ、代金は現金支拂を爲すものあるも舊來の慣例により、毎年二月八月の支拂を例とし、最近毎年一萬四五千圓の額に上れり。最近各事業の狀況は別表の如し。

組合員の訓育 本村には製茶等の爲め、勞働者の居住するもの多く、彼等は貯蓄の感念更らに無く、背越の錢を持たざるの陋習ありて、契約の不履行は勿論不義不徳の行爲を敢てし、夫れが爲め外部に對する本村の信用は殆んど地を掃ふに至れり。斯くの如き状態なるを以て、組合は設立以後銳意信用の向上を期するに全力を注ぎ、毎年總會毎に組合員の心得其他組合員に切實なる事項を説示して、信用の向上と勤儉貯蓄の美風を養ひ、且つ時々印刷物を配付して契約の重きを知らしめ、其の履行を確實にするものに對しては獎勵金を下附したることあり。或は幻燈會を開きて組合の説明を爲し、或は組合員の素行善良にして他の模範となるものあるときは、總會に於て之れを表彰し、以て組合員の徳風を養成する

に励めつゝあり。故に目下に於ては諸般の事項大に革まり、組合員の信用の向上は延て本村一般に波及し、外部に對しても亦昔日の比に非ざるに至れり。

組合と土山村 組合設立以前は南土山、北土山の二部落と多少人情風俗を異にせる平子、瀬の音、青土、野上野、大澤の五部落とは意思の疎通を缺き、村會議員選舉の如き、毎回競争軋轢して互に相反目し、學校問題道路問題等、恒に紛争の絶間なく、是れが爲め村税の滞納夥しく、郡中の難村として數へられ、爲めに村長、助役、収入役等の交替頻々たりしが、組合設立後一ケ年を経て、事務所を村役場に移してより以來、各大字共多數の加入者ありて、相互に經濟的關係を生じ、又組合員互に徳義を守り、信用を重せざれば、組合員たる資格なしとの感を懐かしめたるより、往年の紛争は一掃されて、村會議員の選舉は勿論教育、勸業、土木等の事業極めて圓滿に、納税の成績亦良好となり、村民對村當局者との折合善く、村長、助役、収入役等皆二期以上を勤むることとなり、各大字も組合の爲めに精神的統一を爲して、今日にては些の紛争を見ざるに至れり。目下組合は自治の豫備校として、組合員に納税の便を與へ、納期毎に組合員は組合に貯金通帳と徴税切符を持参して納税の委託を爲すもの多數あり。又明治四十四年には村農會と提携して、組合の總會に、農産物品評會を併せ舉行したることあり、或は組合員間の紛争を解決するに當り、村長と協議して仲裁慰撫したること屢々あり、亦組合は常に地方青年が日を追ひ勤儉貯蓄の美風を没却し、奢侈淫逸の醜俗に感染するを憂へ、土山村青年會に向ひ之れが改善を

促せしに、青年會支部たる大字瀬の音支部に於ては大に感ずる所あり、昨四十三年九月以來節儉の實を擧げんが爲め、身に絹布を着用せざるを誓ひ、會員二十餘名にて綿服會を組織し、一名一ヶ月金五錢以上を醸出して組合に貯蓄しつゝあり、此擧たるや未だ全部の青年に普及する能はずと雖も、大字大澤外一、二の大字に於ては之れと同義の貯蓄を爲し、又村有山林の下蒔、苗圃の設置等は、皆青年會員の出役經營するものにして、是等の収入は全部組合に積立て置き、他日有用の資に充てんとせり。之勤儉貯蓄の美風を實現すると共に、村治の改善、産業の發達等に資する所亦少なからざるべきを思ふ。

組合設立當時、地方の金利は最低一割二分、最高二割にして、中産以下の農商業者の頼るべき金融機關なく、加ふるに時恰も日露戦争に際し、多少資産を有するものは擧て國債の割當てに應じ、金融逼迫して前途有利の事業も之れを企畫するものなく、金融の途恰んど斷絶し、獨り此間に在りて高利貸のみ跋扈し、是等小農商者の窮狀實に愍然たるものありしも、組合に於て低利の資金を供給するに及びて、高利の舊債は漸次償還せられ、一旦質入れし又は餘儀なく賣却して、父祖傳來の田畑を失ひたるものも、再び之れを取り戻して家政の根基を鞏固にすることを得、荒蕪地の改良に植林將又茶園の復舊桑園の入手等、着々として實施せられ、全く舊來の面目を改めて産業革新の實効を認むるに至れり。左に重なる改善の状態一二を述べん。

イ 製茶の産額増加 本村は古來茶の産出を以て名あり、昔時旺盛を極めたるときは、耕田爲めに

茶園となりし状態なりしも、明治三十五六年の頃に至りて衰頹最も甚しく、園數頓に減少し、實に以前の三分の一たらしむるの悲運に陥れり、然るに其後茶の價格稍回復すると共に、組合より容易に低利資金の供給を受くるに及びて、荒廢せる茶畑を開拓し、或は施肥栽培を能くし、並に製茶場の建設、製茶器械の購入等多大の便利を得て收穫再び増加し、本村重要物産たる面目を回復するに至れり、左に既往五ヶ年間の製造額を擧げて改善の狀勢を示すべし。

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	同 元年
製 茶 高	一二、六六〇	一九、八二〇	一九、三一一	二四、九〇〇	二五、一五〇
同 上 價 額	二三、三九九 <small>円</small>	二七、一〇〇 <small>円</small>	三六、二四五 <small>円</small>	五四、四七〇 <small>円</small>	五五、三三〇 <small>円</small>

製茶の時季には一時に多數の勞力を要し、老幼婦女に至る迄全村殆んど是れに従事し、而も尙勞力に不足を告ぐるに依り、年々他府縣より多數の勞働者一時に入り來るを例とせり。然るに近時各地とも種々の工業盛んに起りたれば、夫々常業に就くを希望し、茶職の如き臨時の業に服するもの減少し、他府縣より入り來る勞働者少なく、然るに一方には茶園の改良行はれ、施肥栽培を能くし、茶葉の收穫増加せしにより、勞力の不足益々甚しく、動もすれば摘採時期を失して品質粗惡の品を産出するの止むなきに至り、茶業經濟上忽諸に附すべからざることとなり、是に於て乎器械力の使用により之れを補充するの有利なるを察し、製茶家に向つて器械の使用を奨励し、資金を貸與して

器械購入の便宜を圖りたるに、其成績大に見るべきものあり。大正元年中に新に購入せしもの五十

六臺に上り、製茶家の大半は器械を使用し、尙ほ漸次器械使用者を増加しつゝあるの現状なり。

□ 木炭の品質改善 由來山林に富める本村は、木炭の産出に便利なれば、其製造にして當を得其販路を擴張するを得ば、重要な産物として土地繁盛の財源たるを得れども、今日迄其産出少なく僅かに地方の需用を充たすに過ぎず、且つ製炭法に注意せず、俵装粗雑にして量目も亦一定せず、粗製濫造を極めて、消費者のみならず製炭者の不利少なからざりしかば、組合は之れを改良して地方の利益を増進せんことを欲し、製炭業者をして品質及俵装の改良を實行せしめ、一俵の量目を四貫、二貫の二種に限り、製品には組合の證標を附し、其裏面に製炭者の姓名を記入して、信用と責任を明かにし販賣すること、せしに、組合員は競ふて製炭の改良に留意し、從來一貫目金八錢五厘にて賣買せられしもの、今日にては十錢乃至十一錢にて取引行はれ、明治四十三年迄は地方の商人のみに販賣せしも、四十四年よりは新に京阪地方に搬出して之れを販賣せしに、非常の好評にて需用の申込頻々たるに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	一五〇	二八〇	二九五	三一一	三三一	三四五

固有資金	拂込済出資金	二、一八〇 ^円	二、六六〇 ^円	三、一一四 ^円	三、六二一 ^円	三、八八七 ^円	四、〇一九 ^円
	準備金	一三六	四一四	四三七	六七八	八七六	一、〇七四
特別積立金	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	四四五	七四九
合計	二、四四九	三、二〇七	三、六八四	四、四三二	五、二〇八	五、八四二	五、八四二
事業	貸付	一一、四九五	一三、九六七	二一、三八六	二二、二九三	三四、〇七一	三九、五五四
	貸付償還	二、九七〇	五、〇九二	一〇、六二六	一九、三四一	二〇、〇九一	二九、五五四
受入	一一、一八五	一七、九二三	三三、二五五	三六、二四二	五四、一六〇	六五、四二〇	六五、四二〇
貯金	拂戻	五、五一七	一一、八一四	二二、一五一	二八、二四一	四六、二九三	五九、二一六
	年度末	九、〇八二	一四、一九一	二四、二六六	三二、二六七	四〇、一三三	四六、三三七
販賣額	販賣額	—	六、五七二	一一、〇七五	二四、一七五	一九、五五一	一〇、九九八
	購買額	四、一九二	一三、九八七	一五、四七八	一五、八五七	一三、五〇五	一二、三九六
剩餘金	剩餘金	一六四	一〇八	二二六	七〇二	七一五	七八四
	滋賀縣 無限責任土山信用販賣購買組合					一二五	

貸借対照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	一八〇・二七三	出資金	四二〇・〇〇〇
貸附金	五五・〇三三・一二四	貯金	四六・三三七・六九四
土地	二八〇・〇〇〇	豫約貯金	三・二四四
建物	三、〇〇一・七〇〇	借入金	一六、五八〇・五九〇
証券	一四〇・〇〇〇	準備金	一、〇七四・八三七
什器	七五七・二五三	特別積立金	七四九・四〇〇
信用組合聯合會出資金	一〇〇・〇〇〇	掛買代金	二、四三七・八五三
未収入利息	六五五・七二〇	本年度剩餘金	七八四・二一一
郵便貯金	一三・二八〇		
仕拂延期物品代金	五、七〇二・四二五		
掛賣代金	四、五〇八・九六六		
残留物品價額	一、四〇九・八一〇		
現金	三八五・二七八		
合計	七二、一六七・八二九	合計	七二、一六七・八二九

無限責任鵜沼第一信用購買組合

岐阜縣稻葉郡鵜沼村四二六一

明治三十九年十二月二十二日設立

本組合は、岐阜縣稻葉郡鵜沼村、八百七十戸の一村を區域とし、明治三十九年の設立にして、現在八十人の組合員を有す。

鵜沼村の概況 村は稻葉郡の東端に位し、北に山を負ひ、木曾川の流に沿ふたる農村なり、川を隔てて愛知縣犬山町に相對す、座して白帝城を望む風光佳なり、西は各務ヶ原の原野に連り、國道たる中仙道は本村を通じ交通は頗る便なり。

米、麥作の外養蠶を以て唯一の副業となし、僅に山麓より砂石を採掘して石工に従事するものあれども、此等は甚だ少數のみ。

明治三十一年、村内の資産家に依りて、合資會社鵜沼銀行設立せられたり。然れども小産者の金融は之に依りて滑かなる能はざりき。

組合設立 鵜沼村は元尾州領にして、舊石高三千二百石、中仙道の一驛として相當の賑へり。舊幕時代より貽されたる所謂行人を延いて奇利を攫むの惡風は、遂に此地の俗習を成し、人情の輕薄なること

紙の如く、遊惰、賭博は亦彼等の常習とする所なりき、併して維新後激甚なる變遷に依りて、昔日の業務は忽ち亡び、懦弱に成長したる輩は遂に眞面目なる農工に就く能はず、破産者は續出し社交上の紛擾絶ゆることなく、人氣は益々衰頹して、産業は勿論自治、教育、衛生一として進歩の勢なかりき。此の有様を見たる村内の有志者は、種々の名稱の下に團體を組織し、産業振興を企圖せり。然れども、一般に共同自助の精神に乏しく、射倖的利益のみを夢みて容易に耳を傾けず、折角の企畫も空しく徒勞に歸したり。而も愈困窮の爲めに襲はれ來れる村民は遂に地主と小作人との圓滿を欠き、時々紛糾を醸すに至りたり。明治三十八年の地主、小作人間の争ひの如きは、月餘に亘りて解けず、漸くにして事の調停を遂げたりと雖も、小は遂に大に勝つ能はず、不利なる條件は忽ち小作人の頭上に下りたり。かくて紛擾の再び起らむことは火を見るよりも明かなる所なるを以て、今に於て相當の方法を講じ、各自の利益を全ふし、小産者の安泰を圖るにあらざれば、將來永く鶴沼村の繁榮を期する能はず」との説は、有志者に依りて盛に唱へられたりき。程なく、小産者相互救済の途たる、産業組合設立の議は提唱せられたり。此頃隣村に於て夙に産業組合の設立せられたることを耳にしつゝありたる時なりしかば、本村に於ても亦宜しく速に組合を設立すべしとの意見に賛同する者少なからざりき。然れども小産者のみに依て事を爲すは、前途甚だ心細き感なきにあらず。隨て地主と相提携して、組合を設立するに加かすとなし組合發起者は數次地主側に嘆願的の交渉を試みたるに、發起者の懇請する所は一も用ゐられず、已むなく

中産以下の者のみ相集りて本組合を設立したり。

小産者の組合　明治三十九年十二月二十二日、設立の許可を得たる當時、組合員數僅かに四十六名、出資口數百九十四(一口十圓)第一回拂込總額百九十四圓を以て事業を開始したり。其微々たること想ふべし。

定款記載の組合區域は、鶴沼村一圓なれども、事實は百廿六戸を有する大字羽場を區域とせるものにして、組合員互に相識れる點に於て、僅かに經營上の便宜を得たるのみ。固より資産家の助けなく、貯金を吸集して組合資金を充實するの方策を實行する能はず、五名の理事は交代して、夜間を利用して、毎月六回午後六時より十二時迄を執務時間とし、組合事務を扱ひたるに時々鶏鳴を聞いて歸宅することあり。而も理事者は晝間家業を廢し専ら其の事に従事するを許さず、偶々雨天にして農耕を息むれば即ち組合事務を執る。事務所には平田中央會々頭謹寫成申詔書を奉掲す。壁間の黑板に書き記されたるは金利の上下を示せるものにあらずして、古人の金言格言なり。集る者をして朝夕之を復誦せしむ。組合は貯金箱を用ひずして貯金袋を用ゆ、之費用を省かんとする留意に外ならず、而かも其の貯金袋たるや、四十三年總會の際、某専務理事の寄贈に係るものなりといふ。購買の事業亦店舗を設くるに至らず、注文を纏めて購買し、之を分配する外特約店に依るものあり。

かくして獨立自營の精神に富める本組合は、農工銀行年七朱五厘、地方低利資金年五分八厘等の資金

を借入れて年一割を以て小口の貸付を爲し、資金用途の如きは、特に調査するに及ばず組合員相識の間自ら相互誠飾し、養蠶資金、農耕資金、能く其の所を得て、産業漸く活氣を呈し、漸次組合員も亦増加して今日の成績を見るに至れり。組合と組合員との關係は、其の經營者の人物に依り、區域の大小に依り、組合員の數に依り、又は組合員の富の高低に依りて、自ら親善の程度を異にす。蓋し本組合の組合員の如きは、最早一日も組合なかるべからざるなり。貯金利率は年七分、貸付利率一割にして、年四百圓以上の剩餘金を生み、出資拂込に充つる外全部積立金となしつゝ、あれども、曾て不平の聲を洩す者なし。役員夜間の執務、貯金袋の使用、改元記念として起したる紀念貯金、一人一ヶ年の貯蓄規定額四十五錢と定めらるゝが如き、本組合の事績亦異なる所ありといふべし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大元元年	同二年
組合員數	六八	七一	七一	七七	七七	八〇
固有資金						
拂込済出資金	一,三三三 ^四	二,〇三七 ^四	二,七四一 ^四	三,〇五二 ^四	三,一〇七 ^四	三,二五九 ^四
準備金	二二	六二	一一三	一八二	二五〇	三六一
特別積立金	一	一九	四〇	六〇	七七	一二七

事業	合計
貸付	一,三五四
貸付償還	二,一八
貸付受入	二,八九四
貸付戻入	三,二九四
貸付受入	三,四三四
貸付償還	三,七四七

貸付	貸付償還		貸付受入		貸付戻入	
	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
三,七六五	二,六一二	二,三五一	四,一一八	三,三六八	一,三〇九	四,五八四
六,三〇二	五,〇五六	三,五九七	六,三二四	六,〇八七	一,五四六	四,四二九
四,八四五	二,三三五	六,一〇八	六,六八八	五,五八七	二,六四七	四,一二五
五,三八三	四,五八六	六,九二五	一〇,七二一	一〇,二八九	三,〇八〇	五,五一〇
七,二二六	六,一六三	七,九六八	一〇,七四四	一一,三三四	二,四九九	五,七七八
八,七九四	五,三二四	一一,四四四	一三,五二九	一一,二五〇	四,七七八	五,五〇九
						四三四

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	一,三〇・一二二 ^四	出資金	三,三九〇・〇〇〇
貸付金	一一,四四四・一六〇	貯金	四,七七八・九八三
聯合會出資金	三〇〇・〇〇〇	拂込未済聯合會出資金	二五〇・〇〇〇
			一一一

岐阜縣 無限責任鷺沼第一信用購買組合

什器	一二八・一九〇	借入金	三、五〇〇・〇〇〇
現金	八四九・三一〇	準備金	三六一・一四五
		特別積立金	一二七・五七八
		本年度剩餘金	四三四・〇七六
合計	一二、八四一・七八二	合計	一二、八四一・七八二

一三二

無限責任^{シガラ}柵信用購買販賣生産組合

長野縣上水内郡柵村大字栃原三〇八〇

明治三十六年五月二十七日設立

組合區域 組合の區域は、上水内郡柵村及隣村戸隠村の内日照田、下楠川の二部落にして、區域内總戸數六百五十戸あり。柵村は長野市の西方四里の山間に僻在し、北境には新倉の山脈高く峙ち、小巒起伏し、裾花川其の間を貫流す、溪谷の間僅かに沖積層を見るのみ。村の廣袤は東西二里餘、南北三里餘あり。

地質は大麻の栽培に適し、又楮の生育に適す、製麻、製紙の業に従事する者多し。冬期は積雪路を塞

ぎ交通不便なるを以て、殊に冬期間の業として盛に製出せらる。されば、製麻、製紙の市價の高低は、此地の住民の經濟に大なる關係を有する所なり。

維新後、機械製紙業各地に勃興し、洋紙類の製造旺盛となりたる爲め、専ら楮の纖維を以て作る所の純日本紙は用途の範圍次第に縮少し、且つ生産費の關係より、價格廉ならざるが故に、當地の製紙業は勢ひ振はず、隨て麻製品たる疊絲の製造に轉ずる者多く、明治三十年頃より以後は、製紙業者の數著しく減退したり。

組合の起り 組合は右の麻作肥料資金、製紙原料購入資金等に低利の融通を圖らんが爲めに起りたるものにして、始め有志者二十七名を以て、信用組合を組織し、一口の出資金を五圓と定め、三十六年五月先以て組合を設立し、同年度加入者二百十五名あり、設立者を合せて二百四十二名を以て、第二年度を迎へたり。

組合事業 出資の拂込は毎月金五十錢とし、三十七年三月に至りて全部の拂込を終りしが、四十一年定款を變更して、一口の金額を十圓とし、目下尙拂込中にあり。

組合區域内を八區に分ち、十一名の役員は各區より選出して、役員各貯金の勸誘に力め、昨年貯金函五百個を新調し、之を各組合員に配布したり、從來行ふ所の貯金の種類は、普通貯金、特別貯金、義務貯金の三種にして、就中義務貯金は、今上天皇陛下御踐祚を紀念し奉らむが爲めに、義務貯金規程を設

け之を實行するものなり。

産業資金の貸付は、毎年麻蒔付及桑園の施肥期に於てし、收穫期に至りて回收するを常とせり、又土地及農馬の購入、蠶室又は農舎の建設、開墾植林、土地改良、桑園改植、果樹園の設置等に向つて、年賦償還貸付の途を開き、大正元年度之に八百二十圓の貸付を爲したり。此等の資金は農工銀行よりの借入金及地方低利資金の借入を爲し、以て融通せり。

購買販賣の事業は、明治三十九年の産業組合法の改正に因り、定款を變更して兼營したるものにして購買部取扱品たる肥料は東京及長野より購入し、販賣部に於ては麻、紙、皮等を取扱ひ、麻は全國各地に仕向けらるゝものなれども、當時、唯長野市の商人に依り買取られ、取引甚だ不利なりしかば、組合は四十三年陸軍砲兵工廠及疊絲産地へ人を派して新販路を開き、今日取引しつゝあるは大砲砲兵工廠備前國帯江信用購買販賣組合、備後國美ノ郷信用販賣購買組合、長野縣下水内郡常盤信用購買組合、小沼信用購買組合、上水内郡三水信用購買販賣組合等にして、目下本組合の販賣物品種目は左の如し。

品名	用途	品名	用途
小判紙	障子貼り用	清水合紙(一名仙花紙)	袋物又は荷桐油向
中板紙	帳簿用又は札紙	花折紙	
本板紙	帳簿、札紙、傘張用向	鼠返紙	
清水紙	傘張又は並桐油向	並返紙	

板筋紙 乾物品袋用
 振苧麻 疊糸原料
 頭拔麻

皮苧 繩向上印は疊表繫糸用
 疊糸
 木炭

既に述べたる如くに、本組合區域たる柵村は山間の村落にして、人家疎に散在し、村内の交通と雖も大なる困難を感じる如くなるを以て、組合の事業執行上に付きて、甚だ苦心する所あり。依て伍長組合規程を設けて、其の不便を輕からしめつゝあり、其規程の要領次の如し。

無限責任柵信用購買販賣生産組合伍長組合要領

- 一、本組合は事務整理の便宜を計る爲めに伍長組を設置す
- 一、伍長組合は四月以上七月以内を以て一組とし伍長一名を其組内にて互選するものとす
- 一、伍長の任期は二ヶ年とし名譽職とす
- 一、伍長は組内の購買高販賣高等其の年度分の豫定を調査し一月總會當日組合理事宛申込むものとす
- 一、伍長は組内の者の貯金を奨励し又組内の者と組合事務所との關係は凡て便宜を圖るものとす

組合施設 組合設立以來、十一ヶ年を過ぎ、組合の運用に依りて、村内産業經濟の上に表はれたる効果は、蓋し少々にあらざるなり。然れども、此地の産業状態に鑑みるときは、組合事業を措いて他に産業振興を圖るの途なし、されば組合の効果の甚だ大なるものありて、以て天惠の乏しきを補ふの状態ならずんばならず。此の故に組合は常に注意を怠らず、或は此の地に適したる良種子を購入し、組合員に分與し、昨年の如きは陸稻栽培を試みるがため、栃木縣より其種子を購入し、先づ組合役員をして試作

せしめたり。又同地より大麻の種子を購入し、組合員に試植せしめたるに、其の成績良好にして、村内一般之に倣ひ、大麻の品質隨て改良の實効を見たり。

組合は又 今上陛下の御踐祚を紀念し奉らんが爲めに、組合内を八區に分ちて、造林事業を企て、之が實行中に在り。或は組合附屬共濟會を起して、兵役の爲め出兵したる者の家族を優遇し、其他天災地變の爲め、不慮の災厄を被りたる者の救濟を爲し、高齢者を慰安する等に力めつゝあり。又組合員訓育の爲めには、組合に關する講話會、林業に關する講習會の開催及文庫設置を企畫し、諸般の智識啓發に意を用ゆる等、組合の目的遂行に向つて能く施す所あり。

本組合長碓水慶重氏は、柵村長として永年村政に勉勵しつゝ、尙本組合長として献身的努力を用ひ、村治及組合の爲めに盡したる所少なからず、又其他の役員も村の公務に關係を有する者多きを以て、村自治と組合事業との間、頗る圓滿なり。又柵村農會は、當地特産たる大麻の改良に就き、種子の購入、杉、桑等の種苗の交換の如きに至る迄、組合と相提掌して實行しつゝあれば、組合區域内の融合極めて宜し。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	二二九	二四一	二七〇	二六九	三二〇	三七二

固有資金	拂込濟出資金	準備金	特別積立金	合計	事業
貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付
七,三八二	九,九三〇	一,三,二五三	二〇,九〇一	一五,一三三	一九,〇七七
四,五二七	七,四一四	九,四一〇	一四,四九九	九,一八〇	一二,八七四
七,七七三	一〇,二八九	一四,一三二	二〇,五三五	二六,四六八	三三,六七〇
七,〇七五	九,九七三	一六,三四五	二二,九四三	二七,二七三	二四,一〇五
三,九八八	一一,五三五	九,九六四	一六,四三八	二〇,八四六	二〇,二〇六
四,七三三	三,一七二	九,五五二	一六,〇五八	二二,五二八	二六,三八四
八七五	二,〇九三	一,四八一	一,一六四	一,六二二	一,四一九
一,六〇七	二,八四三	二,六〇八	三,七三五	四,二九二	四,三二二
二五四	二九六	三三二	三五六	四三八	四二二

長野縣 無限責任信託購買販賣生産組合

貸借対照表 (大正二年度末)

貸借対照表	
貸方	借方
未拂込出資金	出資金
貸付金	準備金
預ヶ金	特別積立金
什器	貯金
土地建物	借入金
購買販賣物品	配當金未拂
購買物品代未收	購買品代未拂
未收入利子	販賣品代未拂
證券	剩餘金
植林	聯合會未拂出資金
假渡金	
聯合會出資金	
現金	
合計	合計

無限責任田林信用購買組合

宮城縣伊具郡大内村伊手三五
明治四十年七月十九日設立

組合所在地の概況 本組合は、海岸線中村驛を距る北方四里半、東北本線槻木驛より南方六里、宮城縣伊具郡大内村伊手字田林に在り。而して組合の區域は大内村及金山町の二ヶ町村にして共に郡の東南隅に位し、相馬街道に接す。舊幕時代は仙臺藩主伊達家の臣中島氏二千石の領有たり、中島氏は金山に居住し、士農を撫育し、文武勸業の施設又宜しかりしを以て領内比較的富裕にして、家々足り、勤勉醇朴の氣風地方に滿ち、農民は所謂鼓腹擊壤の感ありき。殊に君臣の別明かにして、士農の格式歴然として備はり、今も猶ほ其の風習の存するを見る。然れども時過ぎ星移りて、四民平等の今日となりては、士農の別は反つて時に一部農民の感情を害し、凡百の事往々意思の疎通を欠くことなしとせず、町村制の實施以前に於ては、大内、伊手、金山共に各獨立し、三ヶ村聯合役場を以て政務を扱ひ來たりしが、町村制施行の際、金山は分離し、大内と伊手とは聯合して大内村と稱せり。而して、現在の大内村は戸數五百七十戸、田畑三百九十七町歩、金山町は戸數三百九十二戸、田畑は二百十二町歩を有す。阿武隈川は町の北端を流れ、其流域は土地膏腴にして居民概ね農蠶業に従事し、薪樵、製炭の事業亦冬期農閑

に於て行はる。而して蠶業は農家の副業として、古くより行はれたる所なりしが、明治の半ば頃より漸次專業に傾き、養蠶の規模漸く膨大し、隨て勞力に不足を告げ、養蠶期に至れば附近の漁村より青年婦女子入り込み、爲めに漸く風紀の頹廢を來たすに至れり。明治三十二年頃の絲價の暴騰は、一層蠶業の激興を促し、農家は全力を傾注して其の擴張を圖り、中には殆んど投機的經營を爲すものありたり。然れども、一時の好況は遂に永續せずして、計畫の失敗に歸せるもの頻出し、産業の萎微退嬰を招けると共に、反面に於ては奢侈の風増長し、勤勉の風も頹廢して、徒らに好景氣の來らんことを夢みつゝあるのみなりき。

明治三十五年の暴風雨の被害は、實に甚だしく、家屋の倒壊數十戸に達し、剩へ農作物の被害尠からず、殊に明治三十八年の東北大凶歉は、疲弊困憊せる農家をして、再び起つ能はざらしめたる程の慘狀を呈し、祖先墳墓の地を離れて北海道に移住する者あり、細民の多くは各地に流離して、出寄留者は益々増加し、自作農は遂に其の土地の所有を持續すること能はずして、小作農に下り、地主小作人の關係は亦往年の如くならず、漫りに小作料の減額を同盟強請する等、地方の衰運は度々の凶作に遭ひて愈々甚だしきに至れり。

組合の設立及其事業 是より前佐藤喜助氏(現組合長)は、村内農家の甚だしく困憊せるを憐み、道義の頹廢、産業の不振を慨歎し、決然奮起して之が救済の途を講せんと欲し、親しく各地に於ける既設産業組合を視察し、又は模範と稱せらるゝ町村の狀況を調査し、其結果當時の農家救済の途は、先づ以て産業組合の創立經營に俟つの外他に策なきを信じ、率先して同志に謀り、尙毎戸を歴訪して熱心に創立事務に執筆し、今より七年前、即ち明治四十年六月二十日設立許可の申請書を其の筋に提出し、同年七月十九日許可を得、茲に無限責任田林信用組合の創立を見るに至れり。

當時の組合員數は僅かに四十六人、出資口數九十四口(一口の金額十圓)なりき。而して、組合員は田林區を主とし、他部落は全部を通じて七人に過ぎず。區域の如きも大内村各部落の外、金山町の内一部落のみなりしが、地勢、交通、民情等特殊の關係ある隣邑金山町を悉く組合區域に包容するの有利なるを認め、明治四十一年九月二十三日定款を變更し、區域を二ヶ町村とし、爾來穩健なる發達を遂げ來り同四十二年更に組合員の希望と、地方狀況とに鑑み、購買事業を兼營し、即ち現今の無限責任田林信用購買組合となれり。

當組合は、創立以來一步一步、其の發達を企畫し、漸次事業の發展に伴ひ、定款並に諸規定の不備を改廢し、一意専心組合所期の目的に副はんことを期せり、次に各事業に就いて其の概況を述べし。

▲組合員 本組合設立當時の狀況は、既に述べたる如く、實に微々たる一小組合に過ぎず、而して組合の事を解せざりし者少なからざる當時に於て、漫然組合加入を勧誘すれば、反て誤解を生ずる基なるを察し、努めて組合の精神を知悉せしめ、徐々に加入勧誘の方針を採り、理事は協力して、組合の運用

並に事業の經營に關し研鑽を怠らず、明治四十四年七月十八日 先帝陛下より産業組合中央會へ御沙汰書並に御獎勵金の御下賜ありたるを機とし、大に組合趣旨の普及に力めたるに、一時に百餘名を増加し尙爾後續々加入者ありて、大正二年末に於ては五百七十五名の組合となりたり。

▲貸付金 組合の資金は、出資拂込金、準備金、特別積立金及貯金を以てし、成るべく借入金金を爲さざる方針なりしも、組合設立當時より米作の不良なること、生絲の市價低落とに依り、農家の經濟は甚だしく悲境に陥り、加ふるに明治四十三年八月の大水害の爲め、農作物の減收を來たし、剩へ耕地の流失荒廢等實に未曾有の慘害を被りたるあり、大に組合の活動を圖るの必要なるを認めたるを以て組合員をして、其の善後策を講せしめんとしたるも、組合資金欠乏して如何とも爲す能はず、是に於て充分の目算を立て、外部より資金を借入れ之を融通せり。

貸付金の用途は主として農業資金にして、土地購入及改良、舊債償還、蠶業資金最も多額を占め、肥料の購入、蠶室農倉庫の建築資金、家畜購入資金之に亞ぐ、就中、土地購入資金貸付の爲めには、地方低利資金を借入れて之に充て、共同經營の方法を奨励したる結果、自ら共同心の向上を促し、農業の改良造林事業等に關し、漸く効果を認むるに至れり。舊債償還資金の貸付は、高利の負債に苦しみ、産業不振の状態にある者を救済せんが爲めに、特に年賦償還の便法を採りて其の目的を達しつゝあり。資金流通の狀況は毎年二、三、四、五、九、十の六ヶ月間は貸出期にして、六、七、十一、十二の各

月は回收の時期に屬す。

貸付利率は、用途の性質及需要の時期に依りて異なるも、普通年一割二分にして、無擔保貸付を普通とし、擔保を徵したること極めて稀なり。即ち大正二年度末貸付金二萬三千二百三十六圓の中、有擔保貸付は七件六百九十五圓のみなり。

▲貯金 貯金は、組合員の訓育と相俟つて、最も意を注ぎたる所にして、四十一年三月以來奨励法を設けて、組合員をして勵めて節儉を守らしめ、冗費を省きて貯金せしめつゝあり。又木製貯金箱を組合員に配布し、理事交互に巡回して、督勵怠りなきを以て、今日に於ては、他の銀行預金迄も組合に吸引するに至れり。而して、本組合の貯金利率は、地方預金利率に比し、常に幾分高利にして、現行の利率は年六分六厘なりとす。

貯金の種類は定期貯金、品評貯金、理髮貯金、衛生貯金、義務貯金、當座貯金の六種とす。

定期貯金は、組合員の勤勞に依り得たる餘財を、規程に従ひ毎月蓄積するものにして、品評貯金は、組合員の生産に係る物を出品せしめ、品評會を開きて一般の縦覽に供し、産業の改良進歩を圖り、其の閉會後、出品物を賣却して其代金を貯金に振込むものを言ひ、理髮貯金は、組合の特約理髮店より、一回一錢の割戻しを受けたるものを貯金するものなり、衛生貯金は、藥價支拂に際し一割の割戻を受け、之を蓄積するものにして、組合員伊藤醫院長の篤志に成る、尙義務貯金は、低利資金貸付の際、元金百

圓に付、月四十錢を積立つる契約に依る貯金なりとす。左に農産物品評會規則の要項を摘録すべし。

農産物品評會規則要領

- 第一條 本組合は農産物改良増收を計り勤儉貯蓄を奨励し其實行を期せんが爲め毎年農産物の品評會を開設す
- 第二條 本會の出品は繭生絲米麥豆果實蔬菜藥細工品の八種とし其數量は繭米麥豆は一種に付各一升其他は便宜之を定む
- 第三條 出品區域は本組合の區域とし出品は出品人の生産したるものに限り
- 第四條 出品物には品名種類評價氏名を票記したる札を付け開會三日前に會場に搬入すべし但時宜に依り世話人をして取纏めしむるべし
- 第五條 本會の審査員は其派遣を本郡長に申請し審査員は地方の實業家を囑託す
- 第六條 一人にして數種の褒賞に當りたるときは其賞品は優等なる一種に授與するものとす
- 第七條 本會の經費は出品の有無に拘はらず組合員之を負擔す
- 組合員外の出品は出品人より金八錢を徴收す
- 第八條 出品物は賣却して出品したる組合員の品評貯金として之を蓄積するものとす
- 但價額の都合に依り賣却せざるこあるべし

▲購買 購買の事業は、明治四十二年より實施したるものにして、信用部の事業に比しては猶ほ幼稚の域に在り。殊に本組合は南に大内町、西に金山町のあるあり、日常往復の便多く、年來の關係等あるを以て、生計用品は主として特約店に依り、試験的に之を行ひ、年を逐ふて稍々見るべきものあるに至りしが、追々特約店以外の競争激しく、特約店に於ける各種の購買品に對する利益歩合低下するの止むなきに至り、將來發展の見込少なきを以て、遂に組合の新築事務所に於て産業用品は勿論生計用品を

も取扱ふことなし、大正元年十月より之を實行せり。然れども今後抜買の惡風を矯正するには、一層の努力を要するもの、如し。各事業最近の狀況は尙別表に示すが如し。

▲事務所 設立以來年を閲すること七、過去を追懐すれば此間幾多の艱難に遭遇したることあり。然れども役員熱誠と組合員の協力とに依りて、克く百難を排除し、組合の基礎は年と共に堅實を加へ、今や漸く産業組合本然の精神に副ひ、事業漸進の氣運に向ひたり。組合事務所は、其の始め佐藤組合長の私宅を以て之に充てたりしが、事業擴張の結果、事務所新築の必要起り、佐藤組合長は其の敷地として所有地二百一坪を組合存立中無償使用せしむることを約し、四十四年十二月其の工事に着手せり。敷地の土盛、地均、材木の運搬、建前、其他通路、架橋、塙新設等の費用は、組合員の寄附に係り、以て工事は完成し、現今の事務所となれり。而して庭前には、産業組合中央會頭平田子爵閣下手植の松を配し、一段の光彩を加ふ。綠清萬年、組合の光輝を發揚するもの、如し。

組合と町村諸團體 組合員は、低利なる資金の融通を受けて産業振興し、需要品の廉價の供給は以て組合員の經濟を裕かならしめ、屢々開催せる講演會は、教育衛生の進歩、徳義の向上、陋習打破の効果を齎せり。又會て諸議員選舉に激烈なる競争ありし部落も、今や全く其の事なく、相互の感情相融和し、推讓の美徳涵養せられ、問題起る毎に和衷協同し、村治隨て圓滑に遂行せらるゝを見る。

明治四十三年の大洪水には、伊手の耕地整理區内の村道百七十間欠壞流失し、村費多端の際なりしも

組合は地主と協商して、速かに復舊の工事を竣工したり。又區有財産の増殖、管理、其他公共事業に關し好果少なからず。

納稅義務完納と勸業とは、組合員能く卒先して實行し來りたる所にして、大内、金山の兩町村は、其成績に就いて近年郡内の最良と稱せらる。又農會の事業を援けて産業の奨励を斷行し、又は青年團を鼓舞作興し、或は田林小作組合を助けて農作物の品評會を開催したる等、組合と町村内諸團體との關係頗る宜し。

翻て各部落と組合との關係を見るときは、凡そ左の如きものあり。

田林組 現在戸數三十九戸を有し、全部組合に加入し、組合を利用して産業に勵精し、淳朴共同の精神に富み、軋轢紛争等絶無なり。同組世話人たる加藤虎治氏は、本郡教育會より表彰せられたることある模範的青年にして、献身的に組合員を指導し、植林の造成産馬の改良等に就き、共同經營部を設けて、農家副業の振興を圖る等、他の範と爲るべき事多し。

南伊出組 組合設立當初に於ては、組合員僅かに三名のみなりし當部落は、現今全戸數二十二戸凡て組合に加入し、一致輯睦し、世話人佐藤升之亟氏同志と謀り、郷友會を組織し、組合事業を利用して、共同耕作及植林事業を經營し、其の改良進歩を圖ると共に、勤儉力行を勸め、共同耕作に供する爲め土地を購入し、及各自所有山林に杉五萬千七百本、落葉松五千本、檜三千八百本を栽植し、又共同經營部

を設置する等、着々好果を奏し、前途頗る有望なり。殊に他部落に卒先して當座貯金を奨励し、二千八百餘圓の貯金あり。各組中一頭地を抽く、之れ部内富力の増進を證するものといふべし。

田邊組 現在戸數二十五戸の内組合に加入したる者二十四名あり、能く組合の精神を體し勤勉にして徳義を重んじ、組合の資金を利用して田四反八畝歩、畑三反歩を購入し、共同耕作を爲して農事改良を圖りつゝあり。曾て組合事務所建築の舉あるや、世話人只野今朝次郎氏進んで監督の任に當り、當區の組合員一同至誠を以て工事萬端の斡旋を爲し、道路及橋梁の新設は勿論、夜警に至る迄他の助力を待たずして工事の竣工を圖りたり。

西向組 現在戸數三十戸の者全部組合に加入し、能く相親和し、副業として産馬事業を奨励し、世話人太田淺吉氏の指導に依りて種馬十頭を購入し、仙臺産牛馬組合と氣脈を通じて産馬の改良を圖りつゝあり。

向山組 戸數五十三戸全部組合員たり、組合員推讓の徳に富み、隣保相助け、慶弔を共にし、各戸産業に精勵し、世話人菊地彌左衛門氏亦克く組合員を率ひて日掛貯金の制度を設け、木綿袋を結び付けたる貯金板を組合員に順次廻送し、相當の金額を投入せしめ、世話人之を取纏めて組合に貯金しつゝあるに其の金額は常に他組合を凌駕し成績良好なり。

横手組 戸數四十二戸、組合員四十名、各自其の業務に奮勵し、公共の事に盡すの氣風盛なり、明治

四十五年四月不幸にして祝融の災あり、罹災十三戸に及びたることあり、此時に際して組合より低利資金の供給を受けて、住宅及倉庫を建築したる者十一戸あり、此等の者は不時の災害に遭遇して、愈々勤勉しつゝあり。

昨年同村小學校内に於て農産品評會を開設するや、當組世話人佐藤兼松氏を始めとし、組合員一同出品の奨励より會場の設備、宿直等赤誠を以て執掌し、良好なる結果を得たり。以上の如く各組共和氣霽然として組合に携はるる状況は、常に當組合の幸福なるのみならず、比隣に對しても少なからざる好感化を及ぼしつゝあるものゝ如し。

最近箇六年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	六五	九六	二八〇	四六七	五二七	五七五
固有資金						
拂込済出資金	五八九 <small>円</small>	八八九 <small>円</small>	一、六二九 <small>円</small>	三、三七五 <small>円</small>	五、四七六 <small>円</small>	七、四九一 <small>円</small>
準備金	一一	九九	三〇四	六一七	一、〇七四	一、七五四
特別積立金	—	—	—	一六〇	三五三	五〇一
合計	六〇〇	九八八	一、九三三	四、一五二	六、九〇三	八、七四六

事業

貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付
年度末	一、八五四	二、五四三	七、一一〇	二二、七四四	一八、六三一	二一、六四七
年度末	一、一四二	二、三四二	四、三二九	一一、一〇三	一四、九九三	一六、八五〇
年度末	一、〇七九	一、二七九	四、一六一	一四、八〇二	一八、四四〇	二二、二二六
受入	一四二	一七五	七二八	四、一九六	七、六七二	一三、三二五
拂戻	—	一〇	一四	七二七	五、九八二	一一、九六〇
年度末	一四二	三〇七	一、〇一一	四、四八〇	六、一七一	七、五三六
購買額	—	三八	四、〇〇八	七、七二五	七、四八六	一一、九四四
剩餘金	六七	一一一	三七〇	六七一	九〇二	一、二七六

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	一、六六八・五〇〇 <small>円</small>	出資金	九、一六〇・〇〇〇 <small>円</small>
貸付金	二二、二二六・八五〇	貯入金	七、五三六・〇二二
預け金	一、六二〇・四二〇	借入金	八、九六〇・二七〇
聯合會出資金	八〇・〇〇〇	準備金	一、七五四・七二七
合計	一、六六八・五〇〇	合計	一、六六八・五〇〇

宮城縣 無限責任田林信用購買組合

建物	八四〇・〇〇〇	特別積立金	五〇一・三一九
什器	四二五・〇〇〇	未支拂勘定	四九・九〇一
購買品	四九八・一〇〇	本年度剩餘金	一、二七六・六八八
未収入勘定	五三八・九七五		
現金	三三一・〇七二		
合計	二九、二三八・九一七	合計	二九、二三八・九一七

無限責任大川原信用組合

福島縣双葉郡大野村大字大川原

明治四十年二月十三日設立

組合所在地 本組合の區域たる大野村大字大川原は、郡役所々在地たる富岡町を西北に去ること約二里、富岡街道に沿ひたる一部落にして、大野停車場へ僅に三十餘町に過ぎず、交通頗る便宜なり。當部落の住民中從來本戸と稱するもの現に五十三戸あり、此等は相馬藩士の後裔にして風俗醇朴氣風活達稱すべきものあり。蓋し藩政時代に於ては、此地方は相馬藩領の南端に位するを以て、藩は郷士二十餘人

を置き以て不時に備へ、傍ら産業及經濟の發達を圖らしめしが爲め、米麥等の農作業の外産馬、養蠶植林等行はれ、殊に養蠶發達するに至りたるを以て、他地方より移住し來れるもの多く、且勞働者多數來往し、現在戸數漸く増加し、現在に於て九十餘戸を算するの好箇の部落なるが、遡つて廢藩以來自由競争の時代となり、從來藩の嚴禁せる土地賣買の如きも解放せられ、奢侈の弊風は漸く浸潤し來れると共に、三十五年の暴風凶作、三十八年の大凶作の襲來ありて、地方經濟の状態頓に一變し、高利貸横行し、住民の多くは多額の負債を有するに至れり。是に於てか住民漸く從來の安逸より覺醒したるもの、如く、殊に比較的優良の家庭に成長したる青年輩は、時勢につき憂ふる所あり、遂に日露戰役後期する所ありて大川原青年團なるものを創設するに至れり。

設立事情 已に三十餘人の青年者相集まり青年團を設け、渡邊貞綱、渡邊邦綱、宗形宗治郎等幹部となり、一面元氣を鼓舞して其徳風を養成し、學術の研鑽に努むると共に、村内より三反歩の田を借受け之れが小作を爲し、小作料を支拂ひたる殘額は之を販賣して貯蓄し、又は村有地を借受け桑園を開拓して之れが桑葉を販賣する等、勤勉力行の結果百八十餘圓を蓄積し得たるを以て、之れが利用に付き協議の上、信用組合を組織するを以て最も適當なりとし、前記の三人等主唱となり、二十九人の同意を得て組合を設置するの議を決し、四十年二月十三日始めて其許可を得たり。

事業の經營及其効果 出資一口の金額は金十圓とし、第一回に一口二圓を拂込み、爾後毎年一月及八

月の二期に金二圓以上を拂込むこととし、事業を開始したるが、之より先、同郡中川内村に松煙販賣組合の設置ありしも、其結果不良に終りたるを以て、本組合設置に付ても村民の意向に關し、事情困難なるものあり。殊に本郡中信用組合の設置は本組合を嚆矢としたりしかば、理事等の苦心容易にあらざりしなり。而して同年中組合員四十人に達し、出資口數八十九口を得たりと雖、出資の拂込二百六十七圓、貯金僅かに十三圓を有するに過ぎざりしかば、村民等之を重視せず、僅かに一種の貯金講を以て之を目し、甚しきは從來同地方に盛行する、頼母子講が其終りを能くせざるが爲め、本組合も亦同様なる運命たるべしとの懸念を有し、加入を躊躇したるを以て、組合理事者進んで大に爲すあらんとし、貸付にありては専ら對人信用に依り事業を執行し、金利も亦一般に高かりしに比較し、低歩を以て融通する等努むる所あり、最近に於ては民風の振興と産業の興隆とに精勵し馬格、養蠶、産米の改善及植林に付ては特に注意を加へ、且つ貯金を奨励し、諸種の蓄積を爲さしめつゝあり。

▲貯金方法 貯金奨励の手段として、極めて簡易にして且つ貯金をして確實ならしむべき方法を講究したる結果、各組合員に對する貯金通帳は之を組合員をして保管せしめ、別に集金者を設け、之をして集金の任に當らしむることとせり。而して、集金者は貯金の豫定日毎に各組合員の住家に至り貯金を集收し、組合員の通帳に認印すると同時に、自己携帶の覺帳に氏名金高を記入し、之に認印し集金終りて之を理事に渡し、理事之を各員の臺帳に記入すると共に集金者の親帳に認印す。此の如くして時間及

手数を省略することを得、且貯金確實となるに至れり。(但し金額大なる場合は此方法に限らずと謂ふ)此の如き方法の實施せらるゝを見るは、以て組合に對する組合員の信用及氣風の一斑を推知するに足れりといふべし。

同地方の金利は普通年二割を稱ひたりしが、組合設立と共に年一割二分より九分六厘にて融通せしを以て、地方の金利も漸次低下し、今や一割四五分より高きものなきに至れり。

▲産業上の効果 組合設立後低利の資金を容易に得らるゝに至りたるを以て、諸般の産業經營上抄からず利便を得て、漸次發達の機運に向ひつゝあり。今區分的に之を列記するときは左の如し。

イ 蠶種の統一 現理事渡邊貞綱、渡邊繼綱は、蠶種の統一に意を注ぎ、自己が蠶種製造の職にあるを幸ひ、其製造に改良を加へ、且之を統一し、組合員の掃立枚數の中九割以上を供給したるの結果、漸次統一するを見るに至れり。

ロ 馬格の改良 地方産馬業は從來微々として振はざりしが、近時組合員は良種の牝馬を購入し、之に種畜場より種付を得て、其仔馬を飼育する等漸次改良せられたるの結果、双葉郡中に於ける優位のものを出するに至り、而も四十四年及大正元年中馬政局より選賞せられたるもの各三頭、郡役所選賞五頭に及べり。

ハ 養鶏業の改良 養鶏業の改良に意を注ぎ、専ら種類の統一を計らんが爲め、雜種は悉く之を滅殺

し、レグホーン、ミノルカ、アングルシヤン等の良種を選択し之が普及を圖りたる結果、漸次統一せらるゝに至れり。

二 土地價格の昂騰 組合設立以來容易に資金を融通したる爲め、所有地を賣却するもの皆無となりたると共に、近時に於ける米價騰貴の結果は、土地の價格昂騰しつゝあり。

其他諸般の事業の發達を促したるもの尠ならず、其の主なるものを左に擧ぐれば、

- 一、桑園を整理したるもの 三町歩
- 一、桑園を増設したるもの 一町歩
- 一、植 林 三十町歩
- 一、國有林野を拂下げたるもの 十五町歩
- 一、田地を修理したるもの 一町三反歩
- 一、肥料小屋を建設せるもの 二 棟
- 一、養蠶室を改築せるもの 二 棟

▲舊債償還 四十三年以來組合資金を以て舊債の借換をなさしめたるもの多く、即ち農工銀行より二十人團體にして肥料購入資金として借入れたるもの五百圓及土地抵當借入金千五百圓、地方個人借入三千圓を整理したり。

共同施設 組合員は、共同事業の能く經濟の發達を助くるものなることを感知したると共に、勤儉貯蓄の美風を涵養したる爲め、諸般の共同事業を企つるもの多きに至れり。今具體的に列記するときは左の

如し。

イ 養蠶組合 明治四十一年、蠶種家二十五戸を以て大川原を區域とせる養蠶組合を設置し、郡縣より幾分の補助を受け、前記の如く一定したる蠶種を共同催青及掃立をなし、其生産したる生繭は共同販賣をなしつゝあり、今四十五年の春蠶に付て見るに、双葉製絲會社に二千四十七圓、二本松双松館に二千四百二十二圓、信州岡谷組に千五百三十六圓、其他個人に二百圓總計六千三百圓を賣却したり。

因に斯くの如く生繭は蠶種の統一せるものより生産するを以て、品質一定し従て其賣行きの狀況は常に良好なり。

ロ 鶏卵貯金組合 區域内の生産に係る鶏卵は、之を共同販賣せんとして、去る四十四年二月鶏卵貯金組合を設立し、部内四ヶ所に集卵所を設け、毎月五、十の日を以て組合員隔番に集卵し、之を本事務所に持寄り、地方商人に共同販賣をなし、其賣上金は十ヶ年間拂戻をなさるの方針を以て蓄積しつゝあり。其貯蓄高一ヶ月平均二十圓に及び現在額四百八十圓に達す。

ハ 米穀貯金組合 四十五年米穀貯金組合を設立し、一口一斗、一組合員持分口數最高十二口を限度とし隨時貯穀し之を共同販賣し、以て貯金する方法を採り、已に蓄穀したるもの四斗俵四十三俵に達し、商機を見て之を販賣せんとしつゝあり、而して其販賣價格を目下の相場に換算するときは、三百六十一圓二十錢に達すべし。

▲共同購入

イ 肥料の共同購入 組合員は共同して肥料を購入しつゝあるを以て、組合に於ては之れに對し資金融通の途を講じつゝあり。

ロ 鹽其他の共同購入 組合員中鹽、其他の物の共同購入の施設をなすものありしを以て、組合に於ては之れが斡旋の勞を採り、殊に地方商人に對しては組合自身が保證の地位に立てるを以て、地方商人は安んじて之に販賣し、幾分の廉價に購入するを得たり。

▲組合と各種團體

イ 力行會 部落の青年を以て組織し、稻田の共同小作をなし、其收益を以て貯蓄をなし、且朝起を奨励せんが爲め、會員各戸板木を備へ、定刻に之れを鳴らして起床を促すの方法を採りつゝあり。

ロ 愛親會 本組合員中の親族より成る會合にして、會員七名を有し、目下親族間の田を借入れ之れを小作して其小作料を支拂ひたる殘額を積立て、千圓に達する迄は拂戻をなさざるを約定し、其定額に達したる上は教育資金として會員に貸付するの方針を以て經營し、現に二百餘圓の貯金を有せり。

ハ 婦人會 本組合の若婦人を以て組織し、御初穂貯金と稱して隨意貯蓄し、殊に毎年二回の集會を開き、交誼を厚ふると共に僧侶其他諸名士の家政に關する講演を聴かしめつゝあり。其貯金額現に六十圓餘あり。

其他在郷軍人會、大字共有金貯金會等の團體ありて貯蓄するもの一千三十餘圓に及びたり。

以上の如く各種の團體は互に相競ふて活動しつゝあるも、本來大字大川原は本戸數として五十三戸を有し、此等は全部組合員にして各團體員又殆んど本戸數の住民なるを以て、此等諸種の團體の事業は組合員の共同事業なりと云ふも可なり。

▲風紀上の改善 從來本戸數と稱する五十有餘戸の住民は、溫柔質朴なりしが、前記の如く來住者の多きを加ふるに及び、漸く淫逸怠惰の風を醸成するに至りたるを以て、本村の青年者大に之を憂ひ、之れが矯正の一端として、前記の如く力行會を設けて起寢時間を統一する等、地方風紀の改善に努めたる結果、着々其効果現はれたり、殊に本大字一般に新曆に依るに至りたるは組合員共同一致の結果にして、其他地方住民一般に自己の信用と義務とを重視し、納税の如きも滞納者なきに至りたるは特筆すべき事項なりとす。

▲比隣に對する感化 本組合の成績見るべきものあるに依り、郡内熊町及新山に於て組合設置を圖る者ありて、本組合の事業狀況を調査したること再三に及び。尙本組合區域は一大字なるも、村民中自己の信用を重んじ義務を守り、期日を正確にし、信義を尊ぶ等の傾向顯著なるに至りたるは其感化の効果なりとす。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	五〇	五九	六六	六五	六三	七二
固有資金						
拂込濟出資金	四七三 ^円	六九九 ^円	九三三 ^円	一、〇七八 ^円	一、五三五 ^円	一、八六一 ^円
準備金	一八	七〇	一五〇	二四一	五〇〇	七六三
合計	四九一	七六九	一、〇八三	一、三一九	二、〇三五	二、六二四
事業						
貸付	九〇八	一、五五五	一、八四四	三、九七五	六、八五三	四、五六二
貸付償還	四八四	一、〇七七	一、七〇四	二、〇三三	三、二〇〇	二、三五九
貸付年度末	六二五	一、一〇二	一、二四二	三、一八五	六、八三八	九、〇四一
受入	二八六	四九一	一、一四五	三、三〇一	三、三六五	三、一四五
貯金拂戻	四	六三	六一七	一、四〇二	二、〇一九	二、三三二
貯金年度末	二九四	七二二	一、二五〇	三、一五〇	四、四九六	五、二五八
剩餘金	四六	八八	一〇〇	一三八	二六一	二八七

備考、現今貸付利率は年九分六厘、貯金利率は七分二厘です。

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
未拂込出資金	八一九・〇〇〇 ^円	出資金	二、六八〇・〇〇〇 ^円
預金	二七三・九八八	貯金	五、二五八・八九七
什器	九三・九五〇	借入金	二、四四二・四五〇
貸付金	九、〇四一・三四〇	準備金	七六三・九六〇
土地	一二四・六三〇	本年度剩餘金	二八七・八五八
現金	一、〇八〇・二五七		
合計	一一、四三三・一六五	合計	一一、四三三・一六五

有限責任小山田村信用購買販賣組合

岩手縣和賀郡小山田村大字下小山田一五
明治三十八年設立

組合所在地の狀況 組合の區域たる小山田村は、和賀郡の東北端に在りて、東は稗貫郡外川目村、北

岩手縣 有限責任小山田村信用購買販賣組合

は同郡龜ヶ森、八重畑の二ヶ村に、西は矢澤村、南は同村及和賀郡十二鎭に接続し、四方山嶽を以て圍繞せられ、大字上小山田、下小山田の二部落より成れる僻邑にして、東西二里十八町、南北一里あり。本郡々役所々在地を距ること六里九町、最近の鐵道驛花卷川口町を離るゝこと三里十九町、交通甚だ不便の地なり。村内戸數三百八十三戸、人口二千三百六十餘人、耕地田三百八十七町歩、畑二百八十七町歩を有し、住民の多くは農業を本業と爲す。舊藩政時代に在りては、貢租重く、自然土地は兼併せらるゝことなくして、村民は自己所有の土地の上に耕作し、自活の途を立て、勤儉の美風に富みたり、然して王政復古し、皇恩四海に洽く、貢租は俄かに輕減せられ、四民仁政を謳歌するの昭代に於て、思慮なき村民は頻りに惰漫となり、遊民漸次に増加すると共に奢侈の風習さへ染潤し、村民の富は逐年減少し貧富の懸隔は追々著しき傾向を來し、明治七八年より此方土地所有の他町村人の手に移りたるもの、田四十二町歩、畑八町歩、宅地八千餘坪、山林二十六町歩の多きに達し、尙土地を抵當としたる負債金額約五萬圓を下らざる有様となりたり。之れ今より數年前の本村の狀況なりとす。當時金融の途としては農工銀行の貸付、並に個人より仰ぐものどありたれども、其の金融を受くるものは、中産以上の者にして、中産者以下の金融の途は僅かに頼母子講ありしのみなり。されば、頼母子講の設立俄かに激増し、一人にて數口に加入し居る者少からず。

一時救済の策を講せんとして、頼母子講を設立すること敢て不可なるにあらず。低利年賦濟崩しの方

法は細民の最も便利とする所なれども、之が濫設となりて、遂に負擔に堪へざる多額の掛金を要する者を生ずるときは、之又大なる弊害を流すことゝなるは世間其の例證に乏しからず。本村の頼母子講亦不幸にして窮境に陥りたるもの少なからず、遂には掛金に堪へずして破産する講員あり。彼等の所有地は極めて廉價を以て富者の併合する所となるあり。尤も富者と雖も初めより土地を兼併せんと欲するにはあらざるべきも、掛金の引當として提供したる土地は、勢富者の手に歸するの止むなきに至るものなりとす。夫れ故に金融機關としての頼母子講が中小産者の財産を奪ひ、強ひて之を富者に附加したるものと言はざるべからざる次第なり。

かくして共同心は自然に破れ、村内有力者と稱せらるゝ者の中にも尙公共心を没却して、小作米の取立貸付金の請求等一日も假借せず、種々なる惡辣手段をさへ講じて細民を苦しむるものあり、小作人の多くは一生涯彼等の願使に依りて勞働せざるべからざる状態に在り。從來農耕上欠くべからざる抹草場として、官有原野の雜草を低廉なる代價を以て拂下げを受け、農用馬の飼料とし原肥となしたりしものも、二十五年頃より追々民有地となり、或は森林地となりしを以て、飼料及原肥採取の途を失ひ耕地は漸次荒廢して、收穫は遂に其地の小作米を償ふに足らず、偶々金肥の使用に就き其筋の指導ありと雖も、資力乏しき小農は如何ともする能はず、百般の事業何等の進歩をも見ざるのみならず、遂に此地に在りて生計を支ふる能はざる者は、一家を提げて北海道に移住する者あり、或は一家離散し嶺山に走る

者、紡績會社に雇はるゝ者等、年一年に加はり來り、爲めに村内の労働者は、次第に不足を減じ、今は富める者も、貧しき者も、等しく困難を感ずるに至れり。

組合設立 本村有力者下坂金次郎氏之を憂へ、衰退せる村民の奮起を促し、各其所を得るにあらずんば何を以てか昭代の恩徳に報せん」と、決心を堅めて先づ産業組合の設立を圖り、一日村内有力者大川原勝太郎（現組合長）、高橋俊助、菅原善之助、吉田與七郎、下坂民五郎、宮川金藏の諸氏と相謀り、三十名名の加盟者を得て、明治三十八年三月、一の購買組合を設立したり。

事業狀況 かゝる事情に依て設立せられたる組合は、出資一口五圓、第一回拂込は一口に付一圓、此拂込額僅かに三十八圓のみ、之を以て經營資金として、凡百の物品の仕入を爲すの不可能なること固より言ふを俟たず。依て農工銀行に資金借入れの申込みを爲さんせしに、同行に於ては有限責任組織の組合には貸付けを爲さずとて、一言の下に拒絶したり。止むなく地元富豪家に、金融を需めたるに之亦組合事業の成功を疑ひて應ずる色なかりき。組合役員たる者、此場合に至りて殆んど窮し、最後の手段として當時監事たりし大河原勝太郎氏は、其の所持金一百圓を無利子を以て組合に投じ、之に依て先づ現金の總有高を以て肥料の買入れを爲し、先づ之を組合員中の現金拂の資力ある者に賣却して、直に其代金を取立て、集りたる現金を以て再び仕入れ、之を賣却して現金を取立つること前回の如く、最後に資力乏しき者の爲めに貸賣を爲す方法を探り、一期の需要肥料を五回に仕入れたり。斯の如く工夫を凝

して、漸く肥料の購買を爲し、生計用雜貨の如きは、取引商店に事情を訴へて、延拂を承諾せしむる等頗る苦心したりしが、組合員に對しては、誠實に便宜を圖り常に満足の聲を以て迎へられたり。

翌三十九年の凶作に際しては、米穀不足し、外米其他食料品の購入を爲したり。之に就いても組合は甚だ少資本なるが上に、交通の不便言はん方なく、花巻停車場より荷馬車を以て矢澤村に至るを得れども、此處よりは更に駄馬に積替へ三十町を運ばざるべからず、それ故に折角苦心して廉價の仕入を爲したるにも拘はらず、運賃不廉なるが爲めに、其効甚だ少なかりき。此間地方商人は種々の奸手段を用いて、組合事業に妨害を試みるあり、組合の嘗めたる苦き經驗は、能く筆紙の盡す所にあらざりき。

以上述べたる如き苦心を以て、事務員をも雇はず、組合長私宅の一隅に於て晝夜盡力すること六ヶ年歳稔らざれば外米の購入を爲し、農家施肥の時節に至れば、肥料を供給し、凡百の物品を取扱ひて、只管組合員の利益を計りたり。

組合合併 當時小山田村には、當組合の外尙二個の信用組合あり。何れも、明治三十八年に設立せられしものなり、之れ當時信用組合が他の事業を兼營すること能はざる法制の下に在りたるが故に各別の組合と爲したるものにして、實は大原川組合長は本組合長たる外、他の信用組合の經營者たりしなり。されば組合法の改正に伴ひ、組合合併の議起り、四十四年に至りて當組合を小山田村信用購買販賣組合と改稱し、他の二信用組合を併合したり、之現今の組合なりとす。而して組合員數は一時に増加し、四

十四年末には二百四十人となり、組合資金も亦漸く潤澤となりたり。尙同年十一月地方低利資金二千圓を借入れ、産業資金融通の用に供せり。

貸付方法は長期、短期の二種とし、長期は五ヶ年迄とし年賦償還の方法に依り、短期は定期償還の外月賦償還をも許し、融通の圓滑を圖れり。利率は年一割二分とす。

貯金は年八分の利率を以て預り、拂戻す場合は、事情調査の上拂戻すを常とし、紊りに引出さしめず而して現村長下坂金次郎氏は組合に付いて熱心盡力し、貯金は役場吏員は勿論、學校職員に至る迄毎月々給額の十分ノ一を貯金せしむ。又小山田公働會なるものあり、一口に付一ヶ月三錢、四錢、五錢の三種の内一を選びて貯金せしめ、委員を定め、各受持區を分擔集金して、毎月二十日組合に預け入るゝを例とす。組合合併後始めて書記一名を置き、事務取扱を爲さしめたり。

販賣事業は、大正元年より開始し、最初に繭の販賣を試みたり。其の方法は當村役場の一部を借受け期日を定めて持寄らしめ、商人の競争入札に附し、組合員に對しては即時に組合小切手を以て支拂ひ置き、後に至り組合員の意に任せ、現金を以て拂出し、又は貯金として收入することゝせしに、甚だ好成績を得たり。又同年十一月に至りて、産米の販賣を開始し、土澤米券倉庫の一部を借受け、月六回の市日を集米期日とし、其の都度小山田公働會員二名宛無報酬にて出勤し、米質の検査、米の積卸等に加勢し、集米は特等、一等、二等、三等、四等に區分し、驛内の各商人をして入札せしむ。遠方の商人には

特に電報を以て入札に加はらしめ、定刻開札して直に取引を終る。若し入札價格低く、豫定額に達せざるときは、組合員に對し假渡金を爲す、但し組合に現金不足する場合は、米券倉庫より融通を受くるの途備はれり。販賣歩合金は一駄(七斗)に付き三錢を徴收する規定なり。

右の外大正二年に至りては機業の講習を開き、組合員の家族をして講習せしめ、冬期の副業として、地織木綿の生産を奨励し、綿絲の供給、製品の販賣は組合に依て爲されつゝあり。尙同年七月より當組合主催となり、十二ヶ、中内、谷内、小山田の四ヶ村聯合し、春季繭の聯合共同販賣を開始せるに、成績良好なりき。

組合と小山田村 從來村役場を中心として活動する村農會あり、青年會は専ら農事の改良を圖り伊藤圖書館ありて常識の修養並に風紀の改善に資する所ありしが、本組合設立後は、尙相互の連絡を通じ、低利なる資金の融通、肥料の供給、農産品の販賣たる組合事業と相俟て、他の團體の功績一層顯著となり、四十一年に組織されたる公働會の如きは、本村青年の自奮に成りしものなれども、其の設立を誘起したるものは、組合其他の公私團體の力なりとす。公働會なるものは、青年五名を一組とし、共同試作地を設け、稻作の種類試験、並に組合より供給する金肥の試験を爲し、農業改良の先驅となり、其の收穫米より得たる利益は、全部を組合に貯金す、又鶏卵、栗實、棗細工品等の共同販賣を試み、之又組合事業の試験所たる職分を盡す。

本村の共同小作は此地方に於て有名なるものにして、舊來に比し二割乃至四割の増収を見る。之に依て曾て荒廢したる悪田と雖も、近年競ふて小作するの狀態となりたり。此等は本村産業の振興を證明するに足るものといふべし、村長たる下坂金次郎氏の熱心なる産業奨励と、組合設立以來不屈不撓の精神を以て組合事業を一身に荷ふて立てる大川原勝太郎氏の熱誠とは、當に本村産業興隆の柱石なりとす。而して又公働會の活動の如きは、將來に於ける小山田村の繁盛を卜するに足る。

東北地方近年凶作荐りに臻り中産以下の苦境困憊名狀すべからず、之を救ふの途は組合の活動に在り産業組合の責務や亦重き哉。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	六七	七三	七三	二三〇	二四六	二四九
固有資金						
拂込濟出資金	四五五 ^円	四八五 ^円	四九五 ^円	二,二一〇 ^円	二,五二〇 ^円	二,五四〇 ^円
準備金	四四	六六	九四	四四五	五七五	九〇〇
特別積立金	九〇	一四八	二三一	七七四	九五八	一,一二九
合計	五八九	六九九	八二〇	三,四二九	四,〇五三	四,五六九

事業

貸付	貸付		貸付		貸付		貸付	
	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
貸付	一	一	一	一	一	一	一	一
償還	一	一	一	一	一	一	一	一
受入	一	一	一	一	一	一	一	一
拂戻	一	一	一	一	一	一	一	一
貯金	一	一	一	一	一	一	一	一
販賣額	一	一	一	一	一	一	一	一
購買額	一	一	一	一	一	一	一	一
剩餘金	一	一	一	一	一	一	一	一

備考 四十四年組合合併に依り、本組合へ引継きたる貯金三千四百六十五圓あり。本年度貯金の減少及購買額の減少は、凶作の影響あるに因る。

貸借對照表 (大正二年度末)

貸付金	借方	出資金	借方
10,173,100 ^円		2,540,000 ^円	

岩手縣 有限責任小山田村信用購買販賣組合

預金	九三・八二〇	貯金	五、七八一・八二三
貯蓄債券	五・〇〇〇	借入金	二、〇〇〇・〇〇〇
什器	九二・三三〇	準備金	九〇〇・八八四
未收入代金	一、〇二一・四五四	特別積立金	一、一二九・六〇二
未收入利息	六六六・一九四	未支拂代金	七二〇・四一九
現在品	一、〇〇八・五八五	剩餘金	五〇八・一二九
現在金	四二〇・二八四		
合計	一三、五八〇・八五七	合計	一三、五八〇・八五七

一六八

無限責任千福信用購買生産組合

福井縣南條郡神山村千福三五

明治四十年十一月一日設立

組合所在地 本組合は北陸線武生驛の西南約十五町の所にありて、區域は神山村大字千福の一區を劃し、戸數四十八戸人口三百五十人、田五十三町歩、畑二町歩、農を以て業とせり。水利は日野川より引

入る、中元井部用水及龜用水の兩水利組合に加入し、以て灌漑の自由を得。賣買取引は十町餘を距たる武生町に出で、辨ず。交通の便宜なると、米作に適するとは當地の大なる利益なれども、古來より領主の交代又は時勢の推移に依り、時に盛衰ありしもの、如し。就中青山領の間は、他領に比して生活容易なりしといふ。而して維新後明治十八年迄は公課は軽く、益々順境に進みたるに、同十九年より米價の下落甚しく、石三圓二三錢より最高六圓七十錢の間に在ること十ヶ年、加之其間に於て再三の風水害を受け、收穫の減少せる上に、同三十年には未曾有の大虫害を蒙る等の災厄に遭遇したるを以て、當地の如き他に何等の副業もなく、收入の途を有せざる農村としては、勢ひ衰頽を免るゝを得ず、從て困難者を續出し、甚しきは爲に破産するに至りし者あり。翌三十一年よりは、相應の收穫を得、米價も亦石九圓より最高十二三圓を保ちたるを以て、稍々復活の氣運に向へり。然るに三十七八年日露戰役後、俄かに地租其他の公課は著しく重きを加へ、田一段歩に付明治十九年より同二十八年迄十ヶ年平均の公課は二圓六錢四厘なりしもの、明治二十九年より同三十八年まで十ヶ年の平均は三圓七八十錢となり、以後は四圓十七錢を最低とし、五圓以上に上ることあり、加之汽車の開通等交通機關の完備すると共に生活の程度は著しく昂進せし結果として、復々家計困難となる者が増加し、人情は漸次輕薄に流るゝの傾向を生ずるに至れり。

組合の沿革 前項記載の如き經濟狀態に立ち至りたるを以て、大に勤儉を勸めて之を救済するの必要

あり、殊に當區には古來惣分と稱する田畑二町八段四畝餘歩ありて、其財産より生ずる収益は毎年區民各戸へ均一に分配するの慣例なりしが、其收入の一部を割きて、明治三十九年丹生郡白山村に於て保安林十四町六段九畝二十六歩に對し地上權を設定して、之れが地代に充てたり。斯の如き種々なる區の共有財産あるが爲め、町村制施行以來時々野心家の煽動に因り、財産權利の上に紛争を生じ、一箇年内に十數回の總集會を開きたることすらあり、下級細民の多くは區有財産を賣却して代金分配を希望する者多かりしが、二三の有志者は大に之を憂へ、此際産業組合法に依る組合を設立し、以て組合の財産として、管理經營するの最も公平にして、且つ慣例に従ひ永久に持續し得べきを確信し、區有財産の全部を舉げて組合へ無償譲り渡し、組合にては之を特別財産として管理し、且つ毎年収益の幾分を積立増殖することの安全なるを區民に懇諭したりしに、幸ひ區民の同意する所となり、組合定款中に特別財産管理に關する規程を設けて、以て信用と購買兼營の組合を設立することに衆議調ひたり。而して定款に特別條項を設くるの必要あるを以て、縣郡當局者に就き指導を仰ぎ、相當手續を経て、四十年十一月一日設立許可を得、十二日登記を経て事業の一部を開始せり。同年七月其筋の命令あり、定款の一部の變更をなしたり。然るに特別財産に關する規定の大部分は、右命令通りに變更する時は、最初の主眼たる目的を失ひ、慣例を破壊することゝなるを以て、之れが事情を開陳し、關係書類を添へて以て縣當局者に調査を依頼したるに、幸にして當局者殊に當時の池松内務部長の深き同情を以て、其筋へ交渉の

任に當られ、以て慣例を破らず法規に觸れざる至當の訂正案を垂示せらるゝに至り、同年十二月二十六日の臨時總會に於て決議し、認可を得て第二回の定款變更と共に、同日附組合と特別財産の讓與者たる千福區民との契約を締結し得たるは、本組合の最も幸福とする處なり。

四十二年三月十八日、惣分地の内二町七段六畝八歩（殘八畝一步は、明治四十一年三月村社に寄附せり）を無償讓渡を得て、本組合特別財産に編入せり。

又明治四十三年一月十日、通常總會に於て生産事業を併置することに決議し、認可を得て第三回定款の變更をなしたり、同年三月十一日、臨時總會の決議を経て、勤儉貯蓄規約を設定し、又千福地租持共有金并に役場敷地寄附米基金を合せて九十五圓五十六錢の現金を組合準備金中へ寄附を受け、之れと同時に明治三十九年六月六日、神山村長と千福區總代及地主との間に契約せる、千福區が神山村に對する義務を繼承負擔することゝせり。

以上の如く本組合に於ては、定款の外に種々なる規定規約ありて、組合員をして實行せしむるには相當の方法を設け、研究熟知せしむるの必要なる又規定に違反せる場合直ちに條項によりて處分するが如きは、組合法の精神にも悖るものにして、各自の修養を積みて心底より實行せしむるの最も必要なるを感じたるにより、明治四十四年二月臨時總會に於て、組合附屬事業として、千福信用組合報徳會規約を決議し、組合員の全部を會員として、教育、救濟、善行表彰、智徳の修養をなし、合せて共同事業

の發展、生産事業并に定款規定の研究をなさしめ、以て徳義心の上進と組合事業の實行を確實ならしむるの機關となせり。

組合の出資は、同年十一月全部拂込を了したるに依り、希望者の爲に増口せしむるの必要を認め、明治四十五年二月臨時總會に附議し、認可を得て増口申込に係る第四回の定款變更をなしたりしに、二月末日迄に申込たる増口百五十二口にして、從來の口數百一口に對する二倍半餘となり、平均一組合員の持分五口六分弱の割合となりたり。

組合發達の狀況　本組合は區域狹小、組合員僅少にして、常任の書記を置く資力なく、組合長一人にして帳簿の整理、購買品代の支拂、其他の常務一切を處理せざるべからざるを以て、急遽の擴張を避け漸進の方針を以て順次に進まんとしつゝあり。

▲貯金　本組合は、最初より貯金に最も重きを置き、常に勸誘をなしたるに依り、其額の増加と共に夫れが種類をも増加せるものにして、大別すれば隨意貯金、規約貯金、永安貯金の三種とす隨意貯金は全組合員に通帳一冊宛を交附し、組合よりの配當金、其他の餘裕金を隨意に貯金せしめ、購買品賣却代の支拂其他必要に應じ、拂戻しをなすものとす、又本人の希望に應じ、一組合員に數冊の通帳を實費にて交附し、各々符號を附し、養老、婚姻、教育等の準備貯金をなさしむ。現に大正元年末には該貯金通帳數は百二十七冊(組合員四十六名一名平均二冊八分弱)其金額七千十二圓十二錢なり。勤儉規約貯金は、明治四十三年三

月の開始にして、全組合員を五部に分ち、各部に擔任者を置き、部毎に通帳一冊に内譯簿を添へ、擔任者に保管せしめ、毎月末に集金をなして組合へ差出さしむ。組合にては別に臺帳を備へ置きて記載をなす、其の集金の方法は、勤儉貯蓄規約の規定に従ひ、定期、臨時及代納の三種とし、大正元年末現在八百十二圓の規約貯金内譯は定期六百十二圓、臨時六十八圓三十錢、代納六十七圓七錢、利子組入六十五圓六十三錢なり。又永安貯金は明治四十四年一月の開始にして、各部内毎に多少其方法を異にするも、何れも組合員より進んで共同貯金をなし、一定の期間を繼續し、宅地、田畑、山林等不動産買入資金に充つるを目的とするものにして、其額現在金八百七十九圓二十三錢あり。

利率は明治四十四年度迄は年七分二厘なりしも、明治四十五年一月より年六分に改め、毎年十二月一回元金に組入ることとせり。

▲貸付金　本組合は其區域狹小にして、組合員は殆んど農を專業とするを以て、資金需用の時期を同じくし、爲に借入金をなす場合あるも、時に數千圓の餘裕を生ずることあり、されば、正當の理由により負債に苦しむ組合員に對しては、低利にして年賦償還貸付の途を開き與へたるを以て、大に資金の需要を増したり。貸附の方法は左の規定に依り之を處理す。

一、貸附金額は信用程度表に準據し、組合長之を定む。

二、信用程度以上にして相當の理由ある者の貸附は、理事會の決議を経て之を定む。

三、年賦償還を以て小作人の土地買入、住宅の改築及舊償償還に供する低利資金は、理事會の發案にて報徳會協議員の決議を経て、年賦償還期間利子の歩合及其金額を定む。

而して單純なる問題、或は至急を要する事項は、組合長より回章を以て書面決議をなす。貸附金の利息は明治四十三年迄は年一割二厘なりしものを、明治四十四年よりは最高を年九分六厘、普通年九分、最低年七分二厘に引下げたり。

▲購買 購買物品取扱の爲め世話係三名を置き、數量取調、直段の引合及生計用品代金取立に従事せしむ。而して生計品中食鹽、石油、木炭は組合に買ひ置き、現金賣りとし、酒、砂糖、餅は商店と特約し、組合員毎に組合より渡し置く購買傳票を以て、隨意物品を購求し、三箇月若しくは六箇月毎に傳票引換に組合より代金を支拂ふと同時に集金をなす、又肥料は世話係に於て約定せる店より、各自傳票引換に現品を受取り、組合は其傳票の數量を計算し、以て現金拂となし、組合員に對しては年度内延納を許しつゝあるなり、大正元年度の扱品は、大豆粕、餅粕、粕、木藁灰、石灰の五種にして、賣却直段は市價より幾分安價になすを以て、組合の利益は小額なり。

▲生産部 本部は明治四十三年一月併置せるものなるも、設立以來特別財産として地上權若しくは土地を所有せるを以て、定款の規定に依り別途會計として使用料を徴したりしが、明治四十二年十二月の定款變更により、別途報告を廢して、一途に精算する事となせり。而して土地使用料とは、地上權

に係る寄附米、小作米の賣却代金にして、此の外に大豆粕粉碎器三臺を備へて使用せしめ、一枚に付五厘づゝの割合を以て徴收するものあり。

事業執行上の監査は最も嚴密に行ひ、特に規定を設けて實行しつゝあり、其規定左の如し。

無限責任千福信用購買生産組合監査規程

第一條 監事は法令及定款の定むる所に従ひ組合業務の狀況及組合財産の狀況を監査するものなり

第二條 監査は定期臨時の二種とし定期監査は毎年一月の初め及び八月中に於てし臨時監査は組合長若しくは監事が必要と認めたるとき之を行ふ

第三條 監査は左記の順序に準じ適宜之を爲すべし

- 一 帳簿目録と各種の帳簿
- 二 定款處務細則及諸規定并に各種契約履行の適否
- 三 法定の書類備置の整理
- 四 出資簿帳、組合員名簿記載變更整理
- 五 總會理事會及協議員會決議録の整理
- 六 登記事項及組合原簿記載變更の申請狀況
- 七 加入脱退并に持分譲渡増資取扱の狀況
- 八 出納原簿と關係帳簿整理の顛末及其の適否
- 九 預け金通帳書類の檢閲并に現金保管の適否
- 一〇 資金貸付の(使途)狀況及適否并に債務履行の狀況

福井縣 無限責任千福信用購買生産組合

- 一一 借入金の使途及借入先の適否
 - 一二 信用程度表の適否并に貸付金との關係
 - 一三 貸付金内譯ミ借用證書の對照并に保證人擔保物の適否
 - 一四 加入金、過剰金、増口金、手数料の徴收及其の適否并に處分
 - 一五 貸付金、預け金、利息及遅延利子徴收の狀況并に算定、借入金利息支拂振共
 - 一六 貸付金使途調査の狀況
 - 一七 購買品購入の手續及賣却の狀況并に適否
 - 一八 土地及器具使用の狀況及使用料徴收の適否
 - 一九 諸經費支出の適否并に消耗品消費の適否
 - 二〇 諸文書類別編纂整理及處務日誌記載の當否
 - 二一 準備金、特別財産積金、特別積立金、配當金、特別配當金并に特別財産より生ずる純益金の契約上交付金の算定加算の適否
 - 二二 所有物點檢并に保管の適否及組合員持分臺帳の檢閲
 - 二三 理事勤務の狀況
 - 二四 信用評定委員、世話係り書記勤務の狀況
 - 二五 各項の外必要と認むる事項
- 第四條 監査の成績は甲乙丙丁戊の五等に分ち左式の成績簿を調製し記入し置くものとす
- 年 號 月 日 監査成績
- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 一 | | 甲 | 備 考 |
| 二 | | 丙 | |

- 三 乙
- 四 戊
- 五 丁

總 評

第五條 監査の成績各項目乙以上にして法律命令定款若しくは其他の規程契約に違背なきときは左記第一號乃至第二號書に依り意見を調製し理事に回付すべし

(第一號) (毎年一月定期監査の分)

無限責任千福信用購買生産組合監査意見書

本組合第何年度何々何年一月一日より何々何年十二月三十一日に至る一ヶ年間諸勘定決算に付理事より提出に係る財産目録、貸借對照表、事業報告書を監査し其正確なることを認定す

年 號 月 日

無限責任千福信用購買生産組合

監 事 何 之 誰 印

(第二號) (毎年八月定期監査及臨時監査の分)

無限責任千福信用購買生産組合監査意見書

本組合自何々何年月日至今何年月日業務及び財産の狀況を監査し其正確なる事を認定す

何々何年何月何日

無限責任千福信用購買生産組合

監 事 何 之 某 印

福井縣 無限責任千福信用購買生産組合

同 何 之 某 印

第六條 監査の成績若し其一部分丙丁若しくは總評丙丁に該當するときは左の意見書を調製し置き次期の總會に其顛末を報告すべし

監 査 意 見

本組合自年月日至年月日業務及財産の状況を監査したる結果左記の事項は不整（又は法律、命令、定款、何規程、又は何々契約に違背するもの）なりと認定す

- 一、何々
- 一、何々

何年何月何日

無限責任千福信用購買生産組合

監 事 何 之 誰 印
同 何 之 誰 印

第七條 監査の結果總評戊に該當し組合若しくは組合員に損害を及ぼすの虞ありと認めたるときは定款第二十一條第二號に據り臨時總會を招集して其顛末を報告し主務官廳に報告するものとす

第八條 本規程は大正二年一月一日より執行す

右決議す

大正元年十二月二十日

組合の效果 組合の效果と認むべきものを概括して述べれば大要左の如し。

- 一 組合設立前にありては、前述せる如く多くは悲境にありしも、組合設立後僅に五ヶ年の今日にては、二三の特別事情あるもの、外は概して順境に進みつゝあり。殊に中産以下に於て著しく其の効果上り不

動産の買入若しくは貯金の増加等に顯はるゝ所多し。

又從來一區に係る事件は、悉く區民一統の集會を以て決議する慣例なりしに、其會合に不參者多きか、若しくは議論百出して其れが決議を見ずして散會したるが如き惡例ありしも、組合設立後は至極圓滿に解決するに至り、其多くは組合又は報徳會の會合を利用決議するに至りたり。尙當區の地形たるや別項記載の如くにして、殊に排水の便惡しく、耕地整理の必要ありしを以て、十一二年前有志者の發起にて再三協議を経たるも終に調はず、其後隣區の實測設計に着手するや、共同施行を求められ、且郡衙よりも再三勧誘せられしを以て、數度の集會を開き其計畫の須要なるを認めながら尙決行を見るに至らざりしに、昨四十五年一月の報徳會總會に於て其議を出すや、二三回の集會と二回の實地視察とに依り、組合員地主三十一人、組合員外の地主七人の同意を得て、五十六町餘歩の田畑を整理すべく、昨年五月實測を終へ、目下設計調査中に屬す。

二 組合の設立以來、組合員一般に勤勞を尙び、貯蓄の思想を養成したるにより、農閑の時期に於て男子は種々なる勞役に服し、家に徒食の輩なく、婦女子は賃機を織るなど面目を一變したると共に、風俗も亦自ら改善せられたり。

組合附屬報徳會及青年會 報徳會は、明治四十四年二月の臨時總會に於て設立し、以來毎月十一日を常會日と定め、全組合員を會員として、教育勸語、戊申詔書を服膺し、二宮尊徳翁の報徳訓を遵守し、實

踐躬行を旨とし、時々名士を聘して講話を請ひ、或は善行者を表彰し、高齢者を優遇し、戦病死者を追弔し、病者を慰撫し、又勸業視察員を派遣し、農事の改良を圖り、副業其他の事業を調査研究すると共に、組合の定款諸規程を實行し易からしむる等を以て事業とす。而して本會設立以來、組合事業は著しく増加したり、之れ講話其他に依りて定款諸規程を知らしめたるの效果に外ならず、又明治四十五年一月の總會に於て一組合員より建議あり其趣旨は、本組合員中二名の者は古來の慣例に依り本組合特別財産より生ずる利益の割當を受くるの權利を有せざるを感み、規定の三分一の寄附金をなさしめ、以て永久持分權を收得せしめたと云ふにあり、組合は之を了し、全組合員又一名の異議を唱うるものなく、満場一致を以て可決したるが如き、又は耕地整理事業の前項記載の如く容易に決行するに至りたるが如きは、報徳會の齎せる効果に外ならず。

又昨年十二月の常會に於て 明治天皇陛下の奉悼會、并に當區惣分地創設者の追弔法會を執行すべく決議し、本年三月十六日之れを執行したり、本會は又附屬の青年會を置く。會員の子弟にして、教育義務年限を経たる男子の在宅者三十歳迄を會員とし、目下二十七名を有し、時々會合し、修身齊家の道を講じ、其内十數名は毎夜補修のため夜學を爲すあり、之が教授の任に當るは木村第一小學校長を始め橋本、田中の二教師(會員)にして、何れも無報酬にて献身的に青年教育に盡瘁せられつゝあり。

當區は武生町に接近せるが故に、青年者中遊蕩に耽る者往々有りしが、現今にては一人の不品行者も

なく、誠意熱心に其家業に盡し、活動力も旺盛に、風紀改善勤儉産を治むるの念を生じ、着々實績を擧ぐるに至りしは最も喜ぶべきことなりとす。

又青年會には、理髪器を備へ、相互に理髪をなし、共同畑作の試験をなす。當區耕地整理の計畫として實測に着手するや、助手を引受け、其れが實行を容易ならしめたる等、青年會の努力も亦尠からざるなり。

本組合の今日有るに至りたるは、理事監事の全員、信用評定委員、世話係等、共同一致組合の發達に力を盡し、組合員も亦其意に従ひ實行せるの結果に外ならずと雖も、特に功勞者として、設立以來引續きての理事田中甚兵衛、上坂一雄、加藤十兵衛の三氏及監事橋本平三郎、田中四五右衛門兩氏を推舉せざるを得ず、就中田中甚兵衛氏は、設立者として特に力を盡し以來組合長として其の經營の任に當り、自宅を事務所充て、又附屬報徳會の會長となり、同會經費の多分を自ら負擔し、毎月の常會場に自宅を充つる等、誠心誠意を以て其の發展に全力を集注せり故を以て衆望を一身に集む。氏の任や益重きを加ふと云ふべし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	四六	四七	四六	四六	四七	四七